

託送供給約款認可申請書  
の補正について

平成28年12月22日

西部瓦斯株式会社

# 託送供給約款認可申請書の補正について

西瓦第139号

平成28年12月22日

経済産業大臣  
世耕弘成 殿

福岡市博多区千代一丁目17番1号  
西部瓦斯株式会社  
代表取締役社長 酒見俊夫

平成28年7月29日付西瓦第93号をもって申請いたしました託送供給約款認可申請書を別紙  
のとおり補正いたします。

別紙

# 託送供給約款

託 送 供 給 約 款  
(需要場所で行う託送供給)

平成 29 年 4 月 1 日実施

西 部 瓦 斯 株 式 会 社



## 目 次

### I. 基本事項

1. 約款の適用	1
2. 約款の認可及び変更	1
3. 用語の定義	1
4. 引受条件	5
5. 提供を受けた情報の取り扱い	6
6. 日数の取り扱い	6
7. 実施細目	6

### II. 託送供給契約の申し込み

8. 検討の申し込み	7
9. 託送供給の可否の検討及び通知	8
10. 契約の申し込み及び成立	8
11. 承諾の義務	10
12. 需要場所	10
13. 託送供給契約の単位	10

### III. 料金等の算定

14. 検針	12
15. ガス量の単位	12
16. ガス量の計量及び算定	13
17. 託送供給料金の算定	14
18. 補償料	16
19. 料金等の支払	18
20. 保証金	19
21. 受入及び払出のための設備工事に伴う費用の負担	19

### IV. 託送供給

22. 託送供給の実施	21
23. 託送供給するガス量の差異に対する措置	21
24. ガスの過不足の精算	21
25. 託送供給の制限等	26
26. 託送供給の制限等の解除	26
27. 損害の賠償	27
28. 立ち入り	27

## V. 託送供給契約の継続、変更及び終了等

29. 託送供給契約の継続、変更及び終了 .....	28
30. 託送供給契約消滅後の関係 .....	30
31. 名義の変更 .....	30
32. 債権の譲渡 .....	30

## VI. ガス工事

33. ガス工事の申し込み .....	31
34. ガス工事の承諾義務 .....	31
35. ガス工事の実施 .....	32
36. 内管工事に伴う費用の負担 .....	33
37. 本支管・整圧器の新設・入取替に伴う費用の負担 .....	35
38. 工事費等の申し受け及び精算 .....	37

## VII. 保安等

39. 供給施設の保安責任 .....	38
40. 保安に対する託送供給依頼者の協力 .....	38
41. 保安に対する需要家等の協力 .....	39
42. 需要家等の責任 .....	39
43. 供給施設等の検査 .....	40
44. 消費段階におけるガス事故の報告 .....	40
45. 災害時対応に関する託送供給依頼者の協力 .....	41

## 附 則

1. 実施期日 .....	42
2. 定期修理時等における取り扱い .....	42
3. 約款等の閲覧場所 .....	42
4. 乖離率に係る暫定措置 .....	42

## 別 表

(別表第1) 払い出すガスの圧力 .....	43
(別表第2) 受け入れるガスの性状、圧力・温度等の基準値とその測定方法の例及び監視方法 .	44
(別表第3) ガスの受入のために必要となる設備 .....	47
(別表第4) 料金表 .....	49
(別表第5) 付帯契約 .....	53
(別表第6) 本支管及び整圧器 .....	54
(別表第7) 本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額 .....	54
(別表第8) 注入計画乖離単価、ガスの過不足精算単価 .....	55
(別表第9) ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合のガス量の算式 .....	57
(別表第10) 2.5キロパスカルを超える圧力で供給する場合のガス量の算式 .....	57
(別表第11) 料金の日割計算 .....	58
(別表第12) 払出エリア（供給区域等） .....	（別冊）

## 付 録

1. この約款の適用 .....	60
2. 当社窓口等 .....	60
3. ガス導管網の圧力計算及び託送供給の可否判定方法 .....	61

# I. 基本事項

## 1. 約款の適用

- (1) 当社が以下の要件をともに満たす託送供給を行う場合、料金その他の供給条件はこの託送供給約款（以下「この約款」といいます。）によります。
  - ① ガス事業法第2条第4項の要件を満たすものであること。ただし、当社「託送供給約款（導管の連結点で行う託送供給）」が適用となる場合を除く。
  - ② 託送供給が需要場所で行われること。
  - ③ 4に規定する引受条件に適合すること。
- (2) この約款は、別表第12に定める払出エリア（供給区域等）に適用します。
- (3) 託送供給依頼者は、この約款を託送供給契約の内容とすることに同意したうえで、託送供給を申し込んでいただきます。10の定めに従い託送供給契約が成立したときは、この約款が託送供給契約の内容となります。

## 2. 約款の認可及び変更

- (1) この約款は、ガス事業法第48条第1項の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて設定したものです。
- (2) 当社は、ガス事業法の規定に基づき、経済産業大臣の認可を受け、又は経済産業大臣に届け出て、この約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の託送供給約款によります。
- (3) 当社は、この約款を変更する場合は、当社の事業所及びホームページにおいて、この約款を変更する旨、変更後の約款の内容及びその効力発生時期を周知いたします。

## 3. 用語の定義

この約款において使用する用語の意味は、次のとおりといたします。

- (1) 託送供給依頼者  
ガス事業法第2条第4項に基づく託送供給を受けるために当社と託送供給契約を締結する方（受入検討又は供給検討の申し込みをする方、託送供給契約の申し込みをする方を含みます。）をいいます。
- (2) 需要家等  
託送供給依頼者又はその卸供給先事業者（託送供給依頼者からガスの供給を受け、ガス小売事業を営むものをいいます。）がガスを供給する相手方となる者（卸供給先事業者は含まないものとし、以下「需要家」といいます。）、並びに供給施設（ただし、当社所有の供給施設を除きます。）の所有者又は占有者をいいます。
- (3) 熱量  
摂氏0度及び圧力101.325キロパスカルの状態のもとにおける乾燥したガス1立方メートルの総熱量をいいます。
- (4) 標準熱量  
ガス事業法及びこれに基づく命令（以下「ガス事業法令」といいます。）で定められた方法によ

って測定する熱量の毎月の算術平均値の最低値をいいます。

(5) 圧力

受入地点においては、受入地点におけるガスの静圧力をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。払出地点においては、ガス栓の出口におけるガスの静圧力（全てのガス栓を閉じた状態での圧力をいいます。消費機器使用中はこれより圧力は下がります。）をゲージ圧力で表示したものをいいます。

(6) 最高圧力

託送供給依頼者に供給するガスの圧力の最高値をいいます。

(7) 最低圧力

託送供給依頼者に供給するガスの圧力の最低値をいいます。

(8) 受入地点

託送供給において、当社が託送供給依頼者からガスを当社の導管に受け入れるガスの受渡地点をいいます。

(9) 払出地点

託送供給において、当社が託送供給依頼者に対してガスを当社の導管から払い出すガスの受渡地点をいいます。

(10) 需要場所

需要家が、託送供給依頼者から供給された託送供給に係るガスを使用する場所をいいます。詳細は12にて定めるものとします。

(11) 託送供給契約

託送供給約款及び基本契約、個別契約を合わせた契約の総称をいいます。

(12) 基本契約

個別契約に定める事項を除き、託送供給に関わる事項を託送供給依頼者ごとに定める契約をいいます。

(13) 個別契約

需要場所ごとに適用される事項を定める契約をいいます。

(14) 契約年間託送供給量

託送供給契約で定める契約月別託送供給量の1年間の合計量をいいます。

(15) 契約月別託送供給量

託送供給契約で定める月別の託送供給量をいいます。

(16) 受入ガス量

当社が一の託送供給依頼者から受入地点で受け入れる1時間ごとのガス量をいいます。

(17) 払出ガス量

当社が託送供給依頼者に需要場所で払い出す1時間ごとのガス量をいいます。

(18) 契約最大受入ガス量

託送供給契約に定める受入ガス量の最大値をいいます。

(19) 契約最大払出ガス量

託送供給契約で定める払出ガス量の最大値をいいます。

(20) 計画払出ガス量

託送供給依頼者が策定した、ある払出エリアにおける1日の払出ガス量の計画値の合計をい

ます。

(21) 月別受入ガス量

一の託送供給依頼者の各受入地点における毎月1日7時を起点として、翌月1日7時までの1か月ごとの受入ガス量及び調整指令に基づき当該託送供給依頼者分として製造事業者等が注入したガス量の総量をいいます。

(22) 月別払出ガス量

一の託送供給依頼者の各払出地点における1か月ごとの払出ガス量を合計したものをいい、託送供給契約書に定める算式により算定するものをいいます。

(23) 注入グループ

払出エリアが同一となる受入地点をあわせたグループをいいます。

(24) 払出エリア

任意の受入地点から受け入れたガスを任意の場所で払い出すことが可能な、当社が策定したエリアをいいます。払出エリアは、当社があらかじめ設定するものとし、別表第12に定めます。なお、払出エリアは、製造設備の新設等に応じて見直す場合があります。

(25) 注入計画

導管へ注入する1時間ごとのガス量の計画値をいいます。

(26) 月次繰越ガス量

月別払出ガス量と月別受入ガス量に生じた差のうち、注入計画に反映させるガス量をいいます。

(27) 日次繰越ガス量

7時を起点として翌日7時までの1日ごとの注入指示量又はこれに調整指令を反映させたガス量と受入ガス量に生じた差の合計値をいいます。

(28) 注入指示量

当社が託送供給依頼者に通知した受入地点ごとの導管へ注入する1時間ごとのガス量の計画値をいいます。

(29) 調整指令

当社が当日の任意の時間において、導管へ注入するガス量を注入指示量から変更して、製造事業者等に通知することをいいます。

(30) ガス工作物

ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます。(32)から(41)までの設備は全て「ガス工作物」にあたります。

(31) 供給施設

ガス工作物のうち、導管、整圧器、昇圧供給装置、ガスメーター及びガス栓並びにそれらの付属施設をいいます。

(32) 本支管

原則として公道（道路法その他の法令に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路をいいます。）に並行して公道に埋設する導管をいい、付属するバルブ及び水取り器（導管内にたまった水を除去する装置をいいます。）等を含みます。

なお、次の全てを満たす私道に埋設する導管については、将来、当社が当該設備の変更や修繕を行うことに関して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめ得られない場合を除き本支管として取り扱います。

- ① 不特定多数の人及び原則として道路構造令第4条第2項に定める普通自動車の通行が可能であること
  - ② 建築基準法第42条に定める基準相当を満たすものであること
  - ③ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと
  - ④ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること
  - ⑤ その他、当社が本支管、供給管を管理するうえで著しい障害がないと判断できること
- (33) 供給管  
本支管から分岐して、道路と需要家等が所有又は占有する土地との境界線に至るまでの導管をいいます。
- (34) 内管  
(33)の境界線からガス栓までの導管及びその付属施設をいいます。
- (35) ガス栓  
ガス工作物の末端に設置され、消費機器への供給の開始又は停止に用いる栓をいいます。
- (36) ガス遮断装置  
危急の場合にガスを速やかに遮断することができる装置をいいます。
- (37) 整圧器  
ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。
- (38) 昇圧供給装置  
ガスを昇圧して供給する装置で、蓄ガス器（ガスを高圧で蓄える容器をいいます。）を備えないものをいいます。
- (39) ガスメーター  
託送供給料金又は過不足ガス量精算料の算定の基礎となるガス量を計量するために用いられる計量器をいいます。
- (40) マイコンメーター  
マイクロコンピューターを内蔵したガスメーターで、需要家のガスの使用状態を常時監視し、漏えい、使用量の急増や長時間使用時など、あらかじめ当社が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断するなどの保安機能を有するものをいいます。
- (41) メーターガス栓  
ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作する栓をいいます。
- (42) 消費機器  
ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具をいい、消費機器本体のほか給排気設備などの付属装置を含みます。
- (43) ガス工事  
供給施設の設置又は変更の工事をいいます。
- (44) 検針  
ガス量を算定するために、ガスメーターの指示値を目視又は通信設備等により読み取ることをいいます。
- (45) ガスメーターの能力  
当該ガスメーターが適正に計量できる範囲内の使用可能な最大流量のことであり、立方メートル

ル毎時の数値で表わしたものをいいます。

(46) 供給者切替

同一の需要場所、同一の需要家に対する託送供給において、検針日とその検針日の翌日を境に託送供給依頼者が変更されることをいいます。

(47) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(48) 休日

日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び12月30日をいいます。

(49) 45メガジュール地区

標準熱量45メガジュールのガスを供給する地区をいいます。

(50) 46メガジュール地区

標準熱量46メガジュールのガスを供給する地区をいいます。

#### 4. 引受条件

当社は、以下の条件に適合する託送供給をこの約款により引き受けます。

- (1) ガスの受入が、当社の導管において行われるものであること。
- (2) ガスの払出が当社の導管、かつ需要場所において行われるものであること。
- (3) 1 需要場所について原則として1つの個別契約を適用し、ガスを供給する事業の用に供する場合は、1 需要場所、1 ガス小売事業者及び1 個別契約であること。
- (4) 受入地点から払出地点へ当社の導管で接続されていること。
- (5) 託送供給するガス量その他の託送供給条件が、受入地点から払出地点への当社の導管の供給能力の範囲内であること、及び当社導管系統運用上において当社の託送供給の事業の遂行に支障を生じさせないものであること。
- (6) 受け入れるガスが、別表第2に定める基準を満たし、需要家のガス使用に悪影響がないこと。  
また、受け入れるガスが別表第2の基準を満たすことについて託送供給依頼者が監視、記録のうえ、当社の求めに応じて当社に報告すること。
- (7) 託送供給するガスが、受入地点において、当社の導管への注入に必要な十分な圧力を有すること。
- (8) 託送供給依頼者が、基本契約の期間内にわたり、安定的に所定の量と性状のガスを製造又は調達し、受入地点において注入が可能であること。
- (9) 託送供給依頼者において、ガスの受入地点に原則として別表第3に掲げる設備等（基本契約ごとの契約最大受入ガス量等に応じてその具体的内容を決定するものとし、基本契約で定めます。）を設け、常時監視が行えること。
- (10) 託送供給依頼者が受入地点に設置する受入設備が、当該託送供給依頼者に求められる供給力を上回る能力を確保していること。

なお、当該託送供給依頼者に求められる供給力とは、以下①から③を合計したものをいう。

- ① 当該託送供給依頼者の託送供給契約における契約最大受入ガス量
  - ② 日次繰越ガスを翌日以降に追加注入する際に必要な供給力で①の5パーセント
  - ③ 月次繰越ガスを翌月に追加注入する際に必要な供給力で①の5パーセント
- (11) 当該託送供給に関して、原則として、託送供給依頼者がガスの製造等を依頼する製造事業者等

が、当社の調整指令に基づき導管へガスを注入すること。

- (12) 保安上及び供給安定上必要な場合に、託送供給依頼者において、受け入れ及び払い出し調整、緊急遮断等迅速な対応が可能な体制、設備を有するとともに、休日及び夜間を含めた当社との連絡体制を確立していること。
- (13) 需要家等の資産となる3（33）の境界線よりガス栓までの供給施設は、当社が工事を実施したものであること。ただし、当社が特別に認める場合にはこの限りではない。なお、当社が実施する工事は、当社が定めるガス工事約款によること。
- (14) 託送供給依頼者は、需要家等の承諾のもと、当社に法定の消費機器調査の結果等を調査後遅滞なく提供すること。
- (15) 託送供給依頼者は、この約款における需要家等に関する事項について、小売供給契約時に交付する書面に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得ること。なお、当該承諾書は、需要家等の承諾を得ていることが明らかな場合を除き、当社にその写しを提出すること。
- (16) 需要家が当該託送供給契約を締結する託送供給依頼者以外の者からガスの供給を受けることを当社が確認した場合は、当社が託送供給依頼者にあらかじめお知らせすることなく託送供給の実施に必要な需要家等の情報を当該託送供給契約を締結する託送供給依頼者以外の者に対し提供する旨を託送供給依頼者が承諾をすること。

## 5. 提供を受けた情報の取り扱い

当社は、託送供給依頼者より提供を受けた情報については、託送供給及び保安業務の目的以外に使用いたしません。

## 6. 日数の取り扱い

この約款において、料金算定期間等の期間の日数は、初日を含めて算定いたします。

## 7. 実施細目

この約款の実施上必要な細目的事項は、託送供給契約に定めるほか、そのつど託送供給依頼者と当社との協議によって定めます。

なお、当社は、必要に応じて、託送供給依頼者の卸供給先事業者又は需要家等と別途協議を行うことがあります。

## Ⅱ. 託送供給契約の申し込み

### 8. 検討の申し込み

#### — 受入検討の申し込み —

(1) 当社の導管にガスの注入を希望する託送供給依頼者は、あらかじめこの約款を承諾のうえ、当社の定める様式により、当該受入地点に関して次の事項を明らかにして、当社に受け入れに関する検討（以下「受入検討」といいます。）の申し込みをしていただきます。受入検討は、受入地点単位に、1 検討として申し込みをしていただきます。なお、4 で示す条件を満たしているかどうかを確認するために、申し込み受領後に明らかにしていただく事項を追加することがあります。

- ① 受入地点
- ② 最大受入ガス量
- ③ 受入開始希望日
- ④ 受入ガスの性状と圧力
- ⑤ 受入ガスの製造方式、原料調達計画又はガスの調達計画、及び管理体制
- ⑥ その他当社が必要と認める事項

(2) 当社は、検討に際して発生した費用に消費税等相当額を加算した金額を申し受けます。

#### — 供給検討の申し込み —

(3) 需要場所に対するガスの払出の検討（以下「供給検討」といいます。）を希望する託送供給依頼者は、あらかじめこの約款を承諾のうえ、基本契約に定める場合を除いて、当社の定める様式により、次の事項を明らかにして当社に供給検討の申し込みをしていただきます。供給検討は、需要場所単位に、1 検討として申し込みをしていただきます。供給検討の申し込みにあたり、受入検討を事前に行っていただきます。なお、4 で示す条件を満たしているかどうかを確認するために、申し込み受領後に明らかにしていただく事項を追加することがあります。

- ① 需要場所
- ② 月別託送供給量及び年間託送供給量
- ③ 払出開始希望日
- ④ 最大払出ガス量
- ⑤ 流量変動（1 日における 1 時間あたりのガスの流量の変動）
- ⑥ 払い出すガスの圧力
- ⑦ 供給管口径
- ⑧ 設置予定の消費機器
- ⑨ ガスメーターの個数
- ⑩ その他当社が必要と認める事項

（ただし、②、⑤は当社が別途定める基準に該当する場合は不要とすることがあります）

(4) 供給検討にあたり、試掘調査など別途費用を要する場合にはその費用に消費税等相当額を加えた金額を申し受けます。

## 9. 託送供給の可否の検討及び通知

- (1) 当社は、8の受入検討の申し込みがあった場合には4の引受条件についても確認したうえで、その検討結果を原則として申し込み受付日から90日以内に託送供給依頼者に当社の定める様式により通知いたします。通知にあたっては、この約款による受入が可能な場合には、計量方法に関する事項、負担いただく金額の概算等を、受入の引き受けが不可能な場合にはその理由を、付します。
- (2) 当社は、8の供給検討の申し込みがあった場合には4の引受条件についても確認したうえで、その検討結果を原則として申し込み受付日から90日以内に託送供給依頼者に当社の定める様式により通知いたします。通知にあたっては、この約款による託送供給が可能な場合には託送供給依頼者に負担いただく金額の概算等を、検討申し込みに係る払出の引き受けが不可能な場合にはその理由を、付します。
- (3) 申し込みの内容により、(1)(2)に定める期間を超えて検討が必要な場合、及び追加検討を実施する場合には、当社は託送供給依頼者と協議のうえ、検討期間を定めるものといたします。

## 10. 契約の申し込み及び成立

### — 基本契約の申し込みの場合 —

- (1) 基本契約の締結を希望する託送供給依頼者は、当社の定める様式により、契約開始日の90日前の日までに、基本契約の申し込みをしていただきます。
- (2) 基本契約の申し込みの際し、8の受入検討の必要がある場合は、(1)の内容に加え、9(1)により当社が通知した供給条件に従い、9(1)による検討結果の通知後、原則として180日以内に基本契約の申し込みをしていただきます。
- (3) 基本契約は当社と託送供給依頼者が書面等にて契約を締結したときに成立するものといたします。
- (4) 基本契約の期間は、当社の供給計画の期間内とし、原則として年単位といたします。

### — 託送供給料金(3部料金)での個別契約の申し込みの場合 —

- (5) 個別契約の申し込みにあたり、基本契約の申し込みを事前に行っていただきます。託送供給の実施を希望する託送供給依頼者は、原則として9(2)により当社が通知した検討結果に従い、当社の定める様式により、託送供給期間の最初の日(以下「託送供給開始日」といいます)の5営業日前の日までに、個別契約の申し込みをしていただきます。また、供給者切替の場合は託送供給開始日の15営業日前の日までに申し込みをしていただきます。その際、託送供給開始日の5営業日前の日までに当該需要場所に対する既存の個別契約の終了の申し込みが無い場合は、当該個別契約の申し込みを取り消します。ただし、29(17)、及び(18)に基づき託送供給契約が解約になったことによる供給者切替の場合にはこの限りではありません。なお、供給者切替による託送供給開始日は、検針日の翌日といたします。
- (6) 個別契約の申し込みは、9(2)による検討結果の通知後、原則として180日以内に行っていただきます。
- (7) 個別契約は当社が託送供給依頼者の個別契約の申し込みを承諾した時に成立するものといたします。なお、託送供給実施に必要な事項を取り決める必要がある場合は、当社と託送供給依頼者で必要な事項を取り決めた後、個別契約の申し込みを承諾いたします。

- (8) 払出ガス量の最大値を計量するためのガスメーター等を設置しない場合の契約最大払出ガス量は、当該需要場所における払出地点のガスメーターの能力の合計値で申し込んでいただきます。また、当該需要場所における払出ガス量の最大値の一部を計量するガスメーター等を設置する場合の契約最大払出ガス量は、当該ガスメーター等で計量する部分の契約最大払出ガス量に、ガスメーター等で計量しない部分のガスメーターの能力の合計値を加えた値で申し込んでいただきます。
- (9) 個別契約の期間は、基本契約の期間内とし、原則として1年単位といたします。
- (10) 託送供給依頼者は、必要に応じて、託送供給開始日に託送供給開始に必要な作業を行い、当社に報告していただきます。報告は翌営業日までに行っていただきます。
- (11) 当社は、やむを得ない理由によって個別契約に定めた託送供給開始日に託送供給を開始できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためて託送供給依頼者と協議のうえ託送供給開始日を定めて託送供給を開始いたします。
- (12) 個別契約に定めた託送供給開始日に託送供給を開始できないことについて当社の責に帰すべき事由によらない場合は、個別契約に定めた託送供給開始日から17及び19の規定を準用してお支払いただきます。ただし、当社がやむを得ないと認める場合にはこれを免除する場合があります。

— 託送供給料金（2部料金）での個別契約の申し込みの場合 —

- (13) 個別契約の申し込みにあたり、基本契約の申し込みを事前に行っていただきます。託送供給の実施を希望する託送供給依頼者は、原則として9（2）により当社が通知した検討結果に従い、当社の定める様式により、原則として託送供給開始日の前の日までに、個別契約の申し込みをしていただきます。供給者切替の場合は託送供給開始日の10営業日前の日までに申し込みをしていただきます。その際、託送供給開始日の4営業日前の日までに当該需要場所に対する個別契約の終了の申し込みが無い場合は、当該個別契約の申し込みを取り消します。ただし、29（17）、及び（18）に基づき託送供給契約が解約になったことによる供給者切替の場合にはこの限りではありません。なお、供給者切替による託送供給開始日は、検針日の翌日といたします。
- (14) 個別契約の申し込みは、原則9（2）による検討結果の通知後、原則として180日以内に行っていただきます。
- (15) 個別契約は当社が託送供給依頼者の個別申し込みを承諾した時に成立するものとします。
- (16) 託送供給依頼者は、必要に応じて、託送供給開始日に託送供給開始に必要な作業を行い、当社に報告していただきます。報告は原則翌営業日までに行っていただきます。
- (17) 当社は、やむを得ない理由によって個別契約に定めた託送供給開始日に託送供給を開始できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためて託送供給依頼者と協議のうえ託送供給開始日を定めて託送供給を開始いたします。
- (18) 個別契約に定めた託送供給開始日に託送供給を開始できないことについて当社の責に帰すべき事由によらない場合は、個別契約に定めた託送供給開始日から17及び19の規定を準用してお支払いただきます。ただし、当社がやむを得ないと認める場合にはこれを免除する場合があります。

## 1 1. 承諾の義務

- (1) 当社は、託送供給契約の申し込みがあった場合には、(2) (3) (4) に規定する場合を除き、承諾いたします。
- (2) 当社は、次に掲げる事由により託送供給契約を締結することが不可能又は著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。
  - ① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合
  - ② 災害、感染症の流行、ガス工作物の状況等により託送供給能力が減退した場合
  - ③ 申し込まれたガスの受入地点、払出地点が、特異地形等であって託送供給が技術的に困難であり又は保安の維持が困難と認められる場合
  - ④ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力では託送供給が不可能又は著しく困難な場合
- (3) 当社は、25の託送供給の制限等の事由に該当する場合や、託送供給依頼者が当社と他の託送供給契約（既に消滅しているものを含みます。）における債務の履行状況によりやむを得ない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (4) 当社は、託送供給依頼者が、4の引受条件で定める条件又は9(1)(2)で通知した供給の条件を満たさない場合には、申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) 当社は、(2)(3)(4)により託送供給契約の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく託送供給依頼者にお知らせいたします。

## 1 2. 需要場所

- (1) 当社は、1構内をなすものは1構内を、また、1建物をなすものは1建物を1需要場所といたしますが、以下の場合には、原則として次によって取り扱います。
  - ① マンション等1建物内に2以上の住戸がある住宅  
各1戸が独立した住居と認められる場合には、各1戸を1需要場所といたします。  
なお、「独立した住居と認められる場合」とは次の全ての条件に該当する場合をいいます。
    - イ 各戸が独立的に区画されていること
    - ロ 各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること
    - ハ 各戸が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること
  - ② 店舗、官公庁、工場その他  
1構内又は1建物に2以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1需要場所といたします。
  - ③ 施設付住宅  
1建物にマンション等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合（施設付住宅といいますが。）には、住宅部分については①により、非住宅部分については②により取り扱います。

## 1 3. 託送供給契約の単位

- (1) 当社は、1託送供給依頼者について、原則として1基本契約を締結いたします。
- (2) 当社は、1需要場所について原則として1つの個別契約を適用し、ガスを供給する事業の用に供する場合は、1需要場所、1ガス小売事業者及び1個別契約をもって託送供給を行います。そ

それぞれの個別契約は原則として1基本契約に属するものといたします。

### Ⅲ. 料金等の算定

#### 14. 検針

##### — 受入地点の検針 —

- (1) 当社は、1時間ごと毎正時に検針を行います。また、その詳細は基本契約に定めます。
- (2) ガスメーターの故障等によって正しく計量できなかった場合には、受入ガス量は、託送供給依頼者と当社との協議によって定めるものといたします。

##### — 払出地点の検針 —

- (3) 当社は、あらかじめ定めた日に毎月1度検針（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。）を行います。定例検針を行う日は原則として以下の手順により定めます。
  - ① 検針区域の設定…効率的に検針できるよう、一定の区域を設定いたします。
  - ② 定例検針を行う日の設定…検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮のうえ検針を行う日を定めます。
- (4) 当社は、(3)の定例検針日以外に次の日に検針を行います。ただし、④の場合は、託送供給依頼者から別に定める金額を申し受けます。
  - ① 新たに託送供給を開始した日（託送供給依頼者からの申し込みにより、ガスメーターを開栓した日をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し開栓する場合を除きます。）
  - ② 29に定めるところにより、個別契約を終了した日
  - ③ ガスメーターを取り替えた日
  - ④ 託送供給依頼者の求めにより、当社が合意した日に供給者切替を行う日
  - ⑤ その他当社が必要と認めた日
- (5) ガスメーターの取替又は検査等によりガスメーターにより正しく計量ができない場合は、託送供給依頼者が立ち会いのうえ当社の定める方法によりガス量を算定します。ただし、託送供給依頼者と当社であらかじめ合意している場合はこの限りではありません。

##### — 払出地点の検針の省略 —

- (6) 当社は、新たに託送供給を開始した場合は、直後の定例検針を行わないことがあります。
- (7) 当社は、個別契約が29に基づく解約等により終了する場合は、解約の期日直前の定例検針を行う日又は定例検針日から解約の期日までの期間が3日（3（48）に規定する休日を除きます。）以下の場合は、終了の期日直前の定例検針を行わないか、又は既に行った終了の期日直前の定例検針を行わなかったものとする場合があります。
- (8) 当社は、需要家の不在、災害、感染症の流行、その他やむを得ない事情により、検針すべき日に検針できない場合があります。

#### 15. ガス量の単位

特に定めがない限り、ガス量は立方メートル単位の整数とし、検針時には小数点以下は読みません。

## 16. ガス量の計量及び算定

### — 受入地点のガス量の計量及び算定 —

- (1) 当社は、原則として14(1)又は(2)の値に温度及び圧力等の補正を行うことにより、受入ガス量を算定することとし、その詳細は託送供給契約書に定めます。
- (2) 当社は、(1)の結果を速やかに託送供給依頼者に通知いたします。
- (3) 受入地点において当社が認める場合には、託送供給依頼者が指定する機器で計量を行う場合があります。

### — 払出地点のガス量の計量及び算定 —

- (4) 当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間のガス量を算定いたします。

なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けしたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中のガス量を合算して、その料金算定期間のガス量といたします。

- (5) (4)の「検針日」とは、次の日をいいます((6)、(11)及び19において同じ)。
  - ① 14(3)及び(4)①②④⑤の日であって、実際に検針を行った日。ただし、あらかじめ当社が指定した日がある場合、実際の検針を行った日にかかわらず、その指定した日をもって検針日とすることがあります。
  - ② (8)から(11)までの規定によりガス量を算定した日
  - ③ (12)の規定によりガス量を算定した場合は、検針をすべきであった日
- (6) (4)の「料金算定期間」とは、次の期間をいいます。
  - ① 検針日の翌日から次の検針日までの期間(②の場合を除きます。)
  - ② 新たに託送供給を開始した場合、その開始の日から次の検針日までの期間
- (7) 当社は、(4)の結果を速やかに託送供給依頼者に通知いたします。

### — 払出地点において需要家が不在の場合のガス量算定等 —

- (8) 当社は、需要家が不在等のため検針できなかった場合には、その料金算定期間(以下「推定料金算定期間」といいます。)のガス量は、原則としてその直前の料金算定期間のガス量と同量といたします。

この場合、推定料金算定期間の次の料金算定期間(以下「翌料金算定期間」といいます。)のガス量は、次の算式により算定いたします。

$$V_2 = M_2 - M_1 - V_1$$

(備考)

$V_1$  = 推定料金算定期間のガス量                       $V_2$  = 翌料金算定期間のガス量

$M_1$  = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

$M_2$  = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

- (9) (8)で算定した結果がマイナスになる場合は、翌料金算定期間のガス量を次の①の算式で算定したガス量に、推定料金算定期間のガス量を次の②の算式で算定したガス量に、各々見直しいたします。
  - ①  $V_2 = (M_2 - M_1) \times 1 / 2$  (小数点第1位以下の端数は切り上げます。)

$$\textcircled{2} V_1 = (M_2 - M_1) - V_2$$

(備考)

$V_1$  = 推定料金算定期間のガス量                       $V_2$  = 翌料金算定期間のガス量

$M_1$  = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

$M_2$  = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

(10) 当社は、需要家が不在等のため検針できなかった場合において、その需要家の不在等の期間が明らかなきときは、その推定料金算定期間のガス量は次のとおりといたします。

① 需要家が推定料金算定期間を通じて全く不在等であったことが明らかなきときは、その月のガス量は0立方メートルといたします。

② 需要家の過去の使用実績からみて、使用期間に応じてガス量を算定することが可能と認められる場合には、その月のガス量は、その使用期間に応じて算定したガス量といたします。

(11) 当社は、新たに託送供給を開始した日以降最初の検針日に、需要家が不在等のため検針できなかった場合には、その推定料金算定期間のガス量は、0立方メートルといたします。

— 災害・ガスメーター故障等の場合の需要場所におけるガス量算定等 —

(12) 当社は、災害等やむを得ない事情のため検針すべき日に検針できなかった場合の料金算定期間のガス量は、(8) から (11) に準じて算定いたします。なお、後日ガスメーターの破損又は滅失等が判明した場合には、(14) 又は (15) に準じてガス量を算定し直します。

(13) 当社は、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えていることが判明した場合には、託送供給依頼者と協議のうえ、ガスメーターを取り替えた日の前3か月分を超えない範囲内で、別表第9の算式によりガス量を算定いたします。

ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定いたします。

(14) 当社は、ガスメーターの故障、災害等によるガスメーターの破損又は滅失その他の事由によりガス量が不明の場合には、前3か月分、前年同期の同一期間のガス量又は取り替えたガスメーターによるガス量その他の事情を基準として、託送供給依頼者と協議のうえ、ガス量を算定いたします。

(15) 当社は、災害等によりガスメーターが破損又は滅失してガス量が不明である需要家が多数発生し、ガス量算定について託送供給依頼者の個別の協議が著しく困難である場合は、その料金算定期間のガス量は(14)の基準により算定することがあります。なお、託送供給依頼者より申し出がある場合は、協議のうえあらためてガス量を算定し直します。

(16) 当社は、別表第1(2)の規定による圧力のガスを供給する場合には、別表第10の算式によりガス量を算定いたします。ただし、昇圧供給装置により供給する場合には、原則としてこの限りではありません。

## 17. 託送供給料金の算定

— 託送供給料金の算定方法 —

(1) 当社は、個別契約に基づき、別表第4の料金表(別表第5の付帯契約が付加される場合も含まれます)を適用して、16の規定により通知した需要場所のガス量により、その料金算定期間の託送供給料金((2)(3)に定める金額をいい、以下「託送供給料金」といいます。)を算定いたします。

- (2) 別表第4の料金表の2部料金は、定額基本料金に従量料金を加えた金額の合計を託送供給料金とし、消費税等相当額を加えた金額を、料金算定期間ごとに申し受けます。
- (3) 別表第4の料金表の3部料金は、定額基本料金、流量基本料金、従量料金を加えた金額の合計を託送供給料金とし、消費税等相当額を加えた金額を、料金算定期間ごとに申し受けます。
- (4) 定額基本料金は、別表第4に定める金額といたします。
- (5) 流量基本料金は、別表第4に定める流量基本料金単価に契約最大払出ガス量を乗じた金額といたします。
- (6) 従量料金は、別表第4に定める従量料金単価又は別表第5で適用となる従量料金単価に料金算定期間におけるガス量を乗じた金額といたします。

— 料金算定期間及び日割計算 —

- (7) 当社は、(8)(9)の規定により料金の日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を「1か月」として料金を算定いたします。
- (8) 当社は、3部料金の契約について、次に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。
  - ① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下又は36日以上となった場合
  - ② 新たに託送供給を開始した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合
  - ③ 25の規定によりガスの供給を中止し又は需要家等に使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。
- (9) 当社は、2部料金の契約について、次に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。
  - ① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下又は36日以上となった場合
  - ② 新たに託送供給を開始した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合
  - ③ 29の規定により解約等を行った場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合
  - ④ 25の規定によりガスの供給を中止し又は需要家等に使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。
- (10) 当社は、(8)①及び②の規定又は(9)①から③の規定により料金の日割計算をする場合は、別表第11「料金の日割計算(1)」によります。
- (11) 当社は、(8)③の規定又は(9)④の規定により料金の日割計算をする場合は、別表第11「料金の日割計算(2)」によります。
- (12) 料金その他を算定した結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。消費税等相当額を加算して申し受ける場合は、消費税等が課される金額及び消費税等相当額それぞれについて1円未満の端数はこれを切り捨てます。

## 18. 補償料

当社は、次の場合には補償料を申し受けるものとし、19に基づき、支払期限日までに申し受けます。

ただし、個別契約締結時点で託送供給依頼者が把握できなかった託送供給先需要家の消費機器の増設等により、契約期間内に契約最大払出ガスを増量変更することが合理的と認められる場合等、当社が認めたときには、個別契約中途解約補償料を申し受けません。

### — 個別契約中途解約補償料 —

- (1) 当社は、契約期間の定めのある個別契約が契約期間満了前に解約された場合（契約締結後、託送供給開始日前に当該契約を解約する場合があります。）で、同一需要場所において新たにこの約款に基づいて契約を締結しない場合には、次の算式によって算定する金額を個別契約中途解約補償料とし、消費税等相当額を加えた金額を申し受けます。

ただし、供給者切替の場合は（4）を適用いたします。

$$\left( \left( \begin{array}{c} \text{定額基本} \\ \text{料 金} \\ \text{(円)} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{c} \text{契約最大} \\ \text{払出ガス量} \\ \text{(m}^3\text{)} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{c} \text{流量基本} \\ \text{料金単価} \\ \text{(円/m}^3\text{)} \end{array} \right) \right) \times \left( \begin{array}{c} \text{中途解約日の属する月の翌月から} \\ \text{契約期間満了日までの} \\ \text{個別契約の残存月数 (月)} \end{array} \right)$$

- (2) 当社は、契約期間の定めのある個別契約が契約期間満了前に解約された場合（契約締結後、託送供給開始日前に当該契約を解約する場合があります。）で、同一需要場所において、新たにこの約款に基づいて、前個別契約の解約日の翌日からの契約最大払出ガス量がそれまでの契約最大払出ガス量より増量する新たな個別契約を締結する場合には、次の算式によって算定する金額を個別契約中途解約補償料とし、消費税等相当額を加えた金額を申し受けます。なお、次の算式による算定結果が0以下となる場合には、個別契約中途解約補償料を申し受けません。

$$\left( \left( \left( \begin{array}{c} \text{新規契約の} \\ \text{定額基本} \\ \text{料 金} \\ \text{(円)} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{前契約の} \\ \text{定額基本} \\ \text{料 金} \\ \text{(円)} \end{array} \right) \right) + \left( \begin{array}{c} \text{新規契約の} \\ \text{契約最大} \\ \text{払出ガス量} \\ \text{(m}^3\text{)} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{c} \text{新規契約の} \\ \text{流量基本} \\ \text{料金単価} \\ \text{(円/m}^3\text{)} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{前契約の} \\ \text{契約最大} \\ \text{払出ガス量} \\ \text{(m}^3\text{)} \end{array} \right) \right)^{\ast 1} \\ \times \left( \begin{array}{c} \text{前契約の} \\ \text{流量基本} \\ \text{料金単価} \\ \text{(円/m}^3\text{)} \end{array} \right) \right) \times \left( \begin{array}{c} \text{前契約期間開始日から} \\ \text{中途解約日の属する前月までの} \\ \text{個別契約の月数 (月)} \end{array} \right)$$

※1：当該契約において契約最大払出ガス量超過補償料を申し受けている、又は申し受けることが確定している場合は、直近の契約最大払出ガス量超過補償料算定に用いた払出ガス量の最大値を用いて算定します。

- (3) 当社は、契約期間の定めのある個別契約が契約期間満了前に解約された場合（契約締結後、託

送供給開始日前に当該契約を解約する場合を含みます。)で、同一需要場所において、新たにこの約款に基づいて、前個別契約の解約日の翌日からの契約最大払出ガス量がそれまでの契約最大払出ガス量より減少する新たな個別契約を締結する場合には、次の算式によって算定する金額を個別契約中途解約補償料とし、消費税等相当額を加えた金額を申し受けます。なお、次の算式による算定結果が0以下となる場合には、個別契約中途解約補償料を申し受けません。

$$\left( \left( \left( \begin{array}{c} \text{前契約の} \\ \text{定額基本} \\ \text{料 金} \\ \text{(円)} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{新規契約の} \\ \text{定額基本} \\ \text{料 金} \\ \text{(円)} \end{array} \right) \right) + \left( \begin{array}{c} \text{前契約の} \\ \text{契約最大} \\ \text{払出ガス量} \\ \text{(m}^3\text{)} \end{array} \right)^{\ast 1} \times \left( \begin{array}{c} \text{前契約の} \\ \text{流量基本} \\ \text{料金単価} \\ \text{(円/m}^3\text{)} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{新規契約の} \\ \text{契約最大} \\ \text{払出ガス量} \\ \text{(m}^3\text{)} \end{array} \right) \right. \\ \left. \times \left( \begin{array}{c} \text{新規契約の} \\ \text{流量基本} \\ \text{料金単価} \\ \text{(円/m}^3\text{)} \end{array} \right) \right) \times \left( \begin{array}{c} \text{中途解約日の属する月の翌月から} \\ \text{契約期間満了日までの} \\ \text{個別契約の残存月数 (月)} \end{array} \right)$$

※1：当該契約において契約最大払出ガス量超過補償料を申し受けている、又は申し受けることが確定している場合は、直近の契約最大払出ガス量超過補償料算定に用いた払出ガス量の最大値を用いて算定します。

(4) 当社は、契約期間の定めのある個別契約で、供給者切替に伴って中途解約される場合には、次の算式によって算定する金額を個別契約中途解約補償料とし、消費税等相当額を加えた金額を申し受けます。なお、供給者切替後の託送供給依頼者が個別契約で定めた契約最大払出ガス量が、中途解約を行う託送供給依頼者が当該個別契約で定めた契約最大払出ガス量以上である場合、又は次の算式による算定結果が0以下となる場合には、個別契約中途解約補償料を申し受けません。

$$\left( \left( \left( \begin{array}{c} \text{当該契約の} \\ \text{定額基本料金} \\ \text{(円)} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{供給者切替後契約の} \\ \text{定額基本料金} \\ \text{(円)} \end{array} \right) \right) + \left( \begin{array}{c} \text{当該契約の} \\ \text{契約最大} \\ \text{払出ガス量} \\ \text{(m}^3\text{)} \end{array} \right)^{\ast 1} \times \left( \begin{array}{c} \text{当該契約の} \\ \text{流量基本} \\ \text{料金単価} \\ \text{(円/m}^3\text{)} \end{array} \right) \right. \\ \left. - \left( \begin{array}{c} \text{供給者切替後の} \\ \text{契約最大} \\ \text{払出ガス量} \\ \text{(m}^3\text{)} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{c} \text{新規契約の} \\ \text{流量基本} \\ \text{料金単価} \\ \text{(円/m}^3\text{)} \end{array} \right) \right) \times \left( \begin{array}{c} \text{中途解約日の属する月の翌月から} \\ \text{契約期間満了日までの} \\ \text{個別契約の残存月数 (月)} \end{array} \right)$$

※1：当該契約において契約最大払出ガス量超過補償料を申し受けている、又は申し受けることが確定している場合は、直近の契約最大払出ガス量超過補償料算定に用いた払出ガス量の最大値を用いて算定します。

#### — 契約最大払出ガス量超過補償料 —

当社は、契約期間の定めのある個別契約で、料金算定期間における払出ガス量の最大値が契約最

大払出ガスを上回った場合には、次の算式によって算定する金額を契約最大払出ガス量超過補償料とし、消費税等相当額を加えた金額を申し受けます。ただし、過去の料金算定期間において契約最大払出ガス量超過補償料を申し受け、又は申し受けることが確定している場合には、次の算式によって算定する金額が、既に申し受け、又は申し受けることが確定している金額を超えている場合に限り、その差額を契約最大払出ガス量超過補償料といたします。

$$\left( \left( \frac{\text{当該料金算定期間の}}{\text{払出ガス量の最大値}} \right) - \left( \frac{\text{契約最大}}{\text{払出ガス量}} \right) \right) \times \left( \frac{\text{流量基本}}{\text{料金単価}} \right) \times 12 \text{ (月)}$$

(m<sup>3</sup>)                      (m<sup>3</sup>)                      (円/m<sup>3</sup>)

## 19. 料金等の支払

(1) 託送供給料金の支払義務は、次に掲げる日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生いたします。

- ① 検針日（14（4）①、④で託送供給を開始した場合及び16（12）を除きます。）
- ② 16（13）、（14）又は（15）後段の規定（（12）後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、協議の成立した日
- ③ 16（12）前段又は（15）前段の規定（（12）後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、ガス量をお知らせした日

(2) 18に規定する補償料の支払義務は、精算対象月の翌々月1日に発生いたします。

(3) 23に規定する注入計画乖離補償料の支払義務は、精算対象月の翌月1日に発生いたします。

(4) 24に規定する過不足ガス量精算料の支払義務は、精算対象月の翌々月1日に発生いたします。

(5) 託送供給料金の支払期限日は、支払義務発生日の翌月末日といたします。

(6) 補償料、注入計画乖離補償料及び過不足ガス量精算料の支払期限日は、支払義務発生月の月末日といたします。

(7) (5) 又は (6) に定める支払期限日が、休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

— 託送供給依頼者が当社に支払う場合 —

(8) 託送供給料金、補償料、注入計画乖離補償料、過不足ガス量精算料（以下「料金等」といいます。）、延滞利息は、当社が指定した金融機関預金口座に振り込んでいただきます。

(9) (8) の支払は、当社が指定した金融機関預金口座に振り込まれた日になされたものといたします。

(10) (8) の支払にかかる振込手数料は、託送供給依頼者の負担といたします。

(11) 料金等が支払期限日までに支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払の日まで、料金等から消費税等相当額を差し引いた金額に対して1日当たり0.0274パーセントの延滞利息を託送供給依頼者から申し受けます。

(12) 延滞利息は、原則として、延滞利息の算定の対象となる料金等を支払われた直後に支払義務が発生する料金等とあわせてお支払いいただきます。

(13) 延滞利息の支払義務は、原則として、(12)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金等の支払義務発生日に発生したものとみなします。

- (14) 延滞利息の支払期限日は、原則として、(12)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金等の支払期限日と同じとします。
- (15) 託送供給料金、補償料、延滞利息、注入計画乖離補償料、過不足ガス量精算料は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

— 当社が託送供給依頼者に支払う場合 —

- (16) 過不足ガス量精算料は、託送供給依頼者が指定した金融機関預金口座に振り込みます。
- (17) (16)の支払は、託送供給依頼者が指定した金融機関預金口座に振り込みをした日になされたものといたします。
- (18) (16)の支払にかかる振込手数料は、当社で負担いたします。
- (19) 当社が支払期限日までに支払わない場合、支払期限日の翌日から支払の日まで、過不足ガス量精算料から消費税等相当額を差し引いた金額に対して1日当たり0.0274パーセントの延滞利息を託送供給依頼者にお支払いいたします。
- (20) 延滞利息は、原則として、当社が延滞利息の算定の対象となる過不足ガス量精算料をお支払いした直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいたします。
- (21) 延滞利息の支払義務は、原則として、(20)の規定に基づきあわせてお支払いする費用の支払発生義務日に発生したものとみなします。
- (22) 延滞利息の支払期限日は、(20)の規定に基づきあわせてお支払いする費用の支払期限日と同じとします。
- (23) 過不足ガス量精算料及び延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいたします。

## 20. 保証金

- (1) 当社は、託送供給依頼者から、この約款に基づく申し込み、託送供給の開始に先立って、又は供給継続若しくは再開の条件として、当該託送供給依頼者の想定託送供給料金の3か月分（前3か月分又は前年同期の同一期間の託送供給料金その他の事情を基準として算定いたします。）に相当する金額を超えない範囲内で保証金を預かることがあります。
- (2) 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。
- (3) 当社は、託送供給依頼者から保証金を預かっている場合において、その託送供給依頼者から支払期限日を経過してもなお料金等及び延滞利息の支払いがなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払いがないときは、保証金をもってその料金等及び延滞利息に充当いたします。この場合、保証金の不足分を託送供給依頼者に補充していただくことがあります。
- (4) 当社は、預かり期間経過後、又は29の規定により託送供給契約が消滅したときは、保証金（(3)に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。）を速やかにお返しいたします。なお、保証金には利息を付しません。

## 21. 受入及び払出のための設備工事に伴う費用の負担

- (1) 託送供給を実施するため、受入及び払出のための当社設備又は受け入れるガスの性状及び圧力を監視するための当社諸施設その他の設備等を新たに設置、増強、更新等する必要がある場合、当社は、その工事費に消費税等相当額を加えた金額を託送供給依頼者から申し受けます。ただし、ガスメーター本体費用は当社が負担します。

また、内管工事、本支管・整圧器の新設・入取替工事については、別途、「36内管工事に伴う費用の負担」、「37本支管及び整圧器の新設・入取替に伴う費用の負担」に定めるものといたします。

- (2) 用地の確保及び当該用地の契約期間中の使用の継続に要する費用（専ら託送供給の用に供されるものに限り、）は、託送供給依頼者から申し受けます。
- (3) 託送供給の申し込みに伴い、(1)の工事が発生する場合には、託送供給依頼者と工事に関する契約を別途締結いたします。
- (4) 当社は、(1)の規定により、託送供給依頼者に負担いただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日の前日までに全額申し受けます。
- (5) 当社は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に工事費を全額申し受けます。
- (6) 当社は、次の事情によって工事費に著しい差異が生じたときは、工事完成後、遅滞なく、精算することといたします。
  - ① 工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘削規制等に伴う工事の実施条件に変更があったとき
  - ② 工事に要する材料の価額又は労務費に著しい変動のあったとき
  - ③ その他工事費に著しい差異が生じたとき
- (7) 当社の工事着手後、工事に関する契約が変更又は解約される場合（当社の都合による場合を除きます。）は、当社が既に要した費用及び変更又は解約によって生じた損害を賠償していただきます。
- (8) (7)に基づき費用及び損害を賠償していただく範囲は次のとおりといたします。
  - ① 既に実施した設計見積もりの費用（消費税等相当額を含みます。）
  - ② 既に工事を実施した部分についての材料費・労務費等の工事費（消費税等相当額を含みます。）及び工具・機械等の使用に要した費用（消費税等相当額を含みます。）
  - ③ 原状回復に要した費用（消費税等相当額を含みます。）
  - ④ その他工事の実施についての特別の準備をしたことによる損害
- (9) 工事費は、当社が指定した金融機関預金口座に振り込んでいただきます。なお、振込手数料は託送供給依頼者の負担といたします。
- (10) 必要となる設備の所有権は、費用負担の如何にかかわらず、原則として受入地点から払出地点までの部分及びガスメーターについては当社に帰属するものとし、それ以外の部分については、基本契約で定める場合を除き、当社に帰属しないものとします。

## IV. 託送供給

### 2 2. 託送供給の実施

- (1) 託送供給依頼者（2 2において、当社がガス小売事業を行う場合には当社を含みます。）は、託送供給の実施に先立ち、計画払出ガスを算定し、前日までに当社に通知していただきます。また、月間計画払出ガス量（託送供給依頼者が策定した、ある払出エリアにおける1か月の払出ガス量の計画値の合計をいいます。）を策定し、前月末日の5営業日前の日までに当社に通知していただきます。
- (2) 当社は、注入グループごとに注入計画を算定します。なお、一注入グループに対して、複数の託送供給依頼者が通知した計画払出ガス量がある場合は、注入計画を計画払出ガス量に応じて按分し、託送供給依頼者ごとの注入計画を算定します。
- (3) 当社は、(2)で算定した注入計画に日次繰越ガス量及び月次繰越ガス量を反映し、注入指示量として託送供給依頼者に通知いたします。
- (4) 託送供給依頼者は、原則として注入指示量と受入ガス量が毎正時から始まる1時間ごとに一致するよう調整するものとします。
- (5) 当社は調整指令を行うことがあります。調整指令の詳細は製造事業者等と別途締結する調整契約に定めるものとします。なお、調整指令を行った場合、託送供給依頼者の受入ガス量は調整指令前の注入指示量を満たしたものとみなします。

### 2 3. 託送供給するガス量の差異に対する措置

- (1) 日次繰越ガス量が生じた場合、当社は原則当該日の2日後の注入計画に反映するものとします。
- (2) 毎正時から始まる1時間ごとの注入指示量と受入ガス量に生じた差の絶対値が注入指示量の5パーセントを超えた場合は、以下の算式により算定した金額を注入計画乖離補償料とし、消費税等相当額を加えた金額を申し受けます。

(受入ガス量が注入指示量を上回った場合)

$$(\text{受入ガス量} - \text{注入指示量}) \times \text{注入計画乖離単価}$$

(受入ガス量が注入指示量を下回った場合)

$$(\text{注入指示量} - \text{受入ガス量}) \times \text{注入計画乖離単価}$$

なお、注入計画乖離単価については別表第8に定めるものとします。

### 2 4. ガスの過不足の精算

月別受入ガス量と月別払出ガス量に差異（以下「過不足ガス量」といいます。）が生じた場合の取り扱いについては、以下のとおりとし、その細目は託送供給契約に定めます。なお、過不足ガス量は以下の算式により算定します。

$$\text{月別払出ガス量} - \text{月別受入ガス量}$$

(1) 当社が託送供給を行う全ての託送供給依頼者（以下、「全ての託送供給依頼者」には、当社がガス小売事業を行う場合には当社を含みます。）において、過不足ガス量が月別受入ガス量の±5パーセント以内の場合、過不足ガス量を発生させた託送供給依頼者に対して、当該過不足ガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映するものとします。

(2) 当社が託送供給を行う全ての託送供給依頼者、又は特定の託送供給依頼者（以下、「特定の託送供給依頼者」には、当社がガス小売事業を行う場合には当社を含むことがあります。）の過不足ガス量が月別受入ガス量の±5パーセントの範囲を超える場合、計画払出ガス量の当該月の総量と月別払出ガス量の差異の絶対値が計画払出ガス量の当該月の総量に占める割合（以下「乖離率」といいます。）に応じて、以下のとおり取り扱います。

① 全ての託送供給依頼者の乖離率が5パーセント以下の場合

(イ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の±5パーセントを超える託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、月別受入ガス量の5パーセント（過不足ガス量がマイナスの場合は-5パーセント）のガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映するものとします。ただし、過不足ガス量が月別受入ガス量の±5パーセントを超える託送供給依頼者が複数いる場合は、託送供給依頼者は5パーセント（過不足ガス量がマイナスの場合は-5パーセント）全量を繰り越せないことがあります。また、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量については、以下のように取り扱います。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量について、(3)で定める当該託送供給依頼者の実費相当単価に月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量を乗じた額の絶対値を過不足ガス量精算料とし、消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者に支払うものとします。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量について、(3)で定める当該託送供給依頼者の実費相当単価に月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量を乗じた額を過不足ガス量精算料とし、消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

(ロ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の±5パーセント以内の託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、以下の算式により算定したガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映するものとします。

$$V = V_1 \times V_2 \div V_3$$

V : 月次繰越ガス量

V<sub>1</sub> : 過不足ガス量

$V_2$  : 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える全ての託送供給依頼者の  
月次繰越ガス量の合計

$V_3$  : 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える全ての託送供給依頼者の  
過不足ガス量の合計

また、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量については、  
以下のように取り扱います。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量について、  
(3) で定める当該託送供給依頼者の実費相当単価に月次繰越ガス量として繰り越せな  
かったガス量を乗じた額の絶対値を過不足ガス量精算料とし、消費税等相当額を加えた金額  
を、託送供給依頼者に支払うものとします。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量について、  
(3) で定める当該託送供給依頼者の実費相当単価に月次繰越ガス量として繰り越せな  
かったガス量を乗じた額を過不足ガス量精算料とし、消費税等相当額を加えた金額を、託送  
供給依頼者から申し受けるものとします。

② 全ての託送供給依頼者又は特定の託送供給依頼者の乖離率が5パーセントを超過した場合

(イ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、月別受入ガス量の5パーセント(過不足ガス量がマイナ  
スの場合は-5パーセント)のガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映  
するものとします。ただし、過不足ガス量が月別受入ガス量の±5パーセントを超える託  
送供給依頼者が複数いる場合は、託送供給依頼者は5パーセント(過不足ガス量がマイナ  
スの場合は-5パーセント)全量を繰り越せないことがあります。また、過不足ガス量の  
うち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量については、以下のように取り扱  
います。なお、乖離率が最も大きい託送供給依頼者を起因者とします。

— 起因者の場合 —

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量について、  
以下の算式により算定した金額の絶対値を過不足ガス量精算料とし、消費税等相当額を加  
えた金額を、託送供給依頼者に支払うものとします。

過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量 ×  
( (精算対象月の全日本通関LNG価格×託送供給依頼者と当社が合意した構成比率  
+ 精算対象月の全日本通関LPG価格×託送供給依頼者と当社が合意した構成比率  
+ 石油石炭税等租税課金) × 70パーセント

×公表されている数値に基づき当社が算定した換算係数+製造単価)

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量について、以下の算式により算定した金額を過不足ガス量精算料とし、消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量 ×  
( (精算対象月の全日本通関LNG価格×託送供給依頼者と当社が合意した構成比率  
+ 精算対象月の全日本通関LPG価格×託送供給依頼者と当社が合意した構成比率  
+ 石油石炭税等租税課金) × 130パーセント  
×公表されている数値に基づき当社が算定した換算係数+製造単価)

— 起因者以外の場合 —

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量について、(3)で定める当該託送供給依頼者の実費相当単価に月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量を乗じた額の絶対値を過不足ガス量精算料とし、消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者に支払うものとします。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量について、(3)で定める当該託送供給依頼者の実費相当単価に月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量を乗じた額を過不足ガス量精算料とし、消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

(ロ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の±5パーセント以内の託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、以下の算式により算定したガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映するものとします。なお、乖離率が最も大きい託送供給依頼者を起因者とします。

$$V = V_1 \times V_2 / V_3$$

V : 月次繰越ガス量

V<sub>1</sub> : 過不足ガス量

V<sub>2</sub> : 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える全ての託送供給依頼者の月次繰越ガス量の合計

V<sub>3</sub> : 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える全ての託送供給依頼者の過不足ガス量の合計

また、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量については、以下のように取り扱います。

— 起因者の場合 —

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量について、以下の算式により算定した金額の絶対値を過不足ガス量精算料とし、消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者に支払うものとします。

過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量 ×  
( (精算対象月の全日本通関LNG価格×託送供給依頼者と当社が合意した構成比率  
+ 精算対象月の全日本通関LPG価格×託送供給依頼者と当社が合意した構成比率  
+ 石油石炭税等租税課金) × 70パーセント  
× 公表されている数値に基づき当社が算定した換算係数+製造単価)

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量について、以下の算式により算定した金額を過不足ガス量精算料とし、消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量 ×  
( (精算対象月の全日本通関LNG価格×託送供給依頼者と当社が合意した構成比率  
+ 精算対象月の全日本通関LPG価格×託送供給依頼者と当社が合意した構成比率  
+ 石油石炭税等租税課金) × 130パーセント  
× 公表されている数値に基づき当社が算定した換算係数+製造単価)

— 起因者以外の場合 —

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量について、(3)で定める当該託送供給依頼者の実費相当単価に月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量を乗じた額の絶対値を過不足ガス量精算料とし、消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者に支払うものとします。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量について、(3)で定める当該託送供給依頼者の実費相当単価に月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量を乗じた額を過不足ガス量精算料とし、消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

(3)(2)の実費相当単価並びに製造単価については、別表第8に定めるものとします。

## 2 5. 託送供給の制限等

- (1) 託送供給依頼者は、受入地点において注入するガスの性状、圧力が託送供給契約と相違する場合は、ガスの注入を中止していただきます。
- (2) 託送供給依頼者は、次の事由のいずれかに該当する場合には、受入地点における当社へのガスの注入又は需要場所における払出を制限又は中止していただきます。
  - ① 受入ガス量が当社の通知する注入指示量と著しく乖離する場合
  - ② 託送供給依頼者又は需要家等が、28に掲げる当社係員の行う作業を正当な理由なく拒否又は妨害した場合
  - ③ 託送供給依頼者又は需要家等が、ガス工作物を故意又は過失により損傷し又は失わせた場合
  - ④ 託送供給依頼者又は需要家等が、39から42の保安に係る協力又は責任の規定に違反した場合
- (3) 当社は、(1)(2)にかかわらず託送供給依頼者がガスの注入又は払出を制限又は中止しない場合には、託送供給の制限又は中止をする場合があります。その際は、当社はあらかじめその旨を託送供給依頼者にお知らせいたします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。また、必要に応じ需要家等に対し、託送供給の制限又は中止をする旨をお知らせすることがあります。
- (4) 当社は次の事由のいずれかに該当するときには、託送供給依頼者にお知らせすることなく、託送供給の制限又は中止をする場合があります。また、必要に応じ需要家等に対し、託送供給の制限又は中止をする旨をお知らせすることがあります。
  - ① 災害等その他の不可抗力が生じた場合
  - ② ガス工作物に故障が生じた場合
  - ③ ガス工作物の修理その他工事施工（ガスメーター等の点検、修理、取替等を含みます。）のため特に必要がある場合
  - ④ 法令の規定による場合
  - ⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
  - ⑥ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
  - ⑦ 保安上又はガスの安定供給上必要な場合
  - ⑧ その他当社のガス導管事業の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合又は発生するおそれがあると認めた場合
  - ⑨ その他、託送供給依頼者が、託送供給契約又はその他関連する契約に違反し、その旨を警告しても改めない場合
- (5) 当社が託送供給の制限又は中止をしたことによる需要家等からの問い合わせ等に対しては、託送供給依頼者が対応していただきます。
- (6) 託送供給依頼者は、(1)から(5)に定める託送供給の制限等に関する事項について小売供給契約締結時に交付する書面に記載し、需要家へ通知し、承諾書等により承諾を得て、承諾書の写しを提出していただきます。なお、当該承諾書は、需要家等の承諾を得ていることが明らかな場合を除き、当社にその写しを提出していただきます。

## 2 6. 託送供給の制限等の解除

- (1) 託送供給依頼者は、25(1)(2)によるガスの注入又は払出の制限又は中止を解除しようとする場合は、事前に当社と協議するものといたします。

- (2) 当社は、25(3)(4)により託送供給の制限又は中止をした場合において、その理由となった事実が解消された場合は速やかに制限又は中止を解除いたします。
- (3) 託送供給依頼者の責による制限又は中止及びその解除に要する費用は、その制限又は中止の解除に先立って申し受けます。

## 27. 損害の賠償

- (1) 25(1)(2)の規定に違反して託送供給依頼者がガスの注入又は払出の制限又は中止を行わなかったことにより、又は25(3)により当社が損害を受けたときはその損害を賠償していただきます。25(4)において、託送供給依頼者の責に帰すべき事由がある場合も同様といたします。
- (2) 当社が、25(3)(4)の規定により託送供給の制限又は中止をし、又は29の規定により解約をしたために、託送供給依頼者、需要家等又は第三者が損害を受けても、当社の責に帰すべき事由がないときは、当社はその賠償の責任を負いません。
- (3) この約款に基づき託送供給を制限又は中止をしたことにより、需要家等又は第三者に損害が生じる等紛争が生じたときは、原則として託送供給依頼者に対応していただきます。

## 28. 立ち入り

- (1) 当社は、次の作業のため必要な場合には、託送供給依頼者及び需要家等の土地及び建物に、係員を立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。なお、係員は託送供給依頼者及び需要家等の求めに応じ、所定の証明書を提示いたします。
- ① 検針のための作業（ガスメーター等の確認作業等を含みます。）
  - ② 供給施設の検査のための作業
  - ③ 当社の供給施設の設計、工事又は維持管理に関する作業
  - ④ 25の規定による託送供給の制限又は中止のための作業
  - ⑤ 26の規定による託送供給の制限又は中止を解除するための作業
  - ⑥ 29の規定による解約等に伴い、託送供給を終了させるための作業
  - ⑦ ガスメーター等の法定検定期間満了等による取替の作業
  - ⑧ その他保安上必要な作業
- (2) 託送供給依頼者は、(1)に定める需要家等の土地及び建物へ当社が立ち入ることについて、小売供給契約締結時に交付する書面に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得て、承諾書の写しを提出していただきます。なお、当該承諾書は、需要家等の承諾を得ていることが明らかでない場合を除き、当社にその写しを提出していただきます。

## V. 託送供給契約の継続、変更及び終了等

### 29. 託送供給契約の継続、変更及び終了

#### — 基本契約の場合 —

- (1) 基本契約期間満了後も当該基本契約（(2)による変更があった場合には変更後の基本契約）による託送供給の継続に支障がないと当社が認め、託送供給依頼者が継続を希望するときは同満了時点における最新の当社の供給計画の終了時点までを限度として基本契約を継続するものとし、以後同様とします。
- (2) 基本契約の変更を希望する託送供給依頼者は、基本契約の満了日又は変更を希望する期日の90日前までに、基本契約の変更の申し込みをしていただきます。なお、その変更の内容によっては、8（1）に規定する受入検討を申し込んでいただく場合があります。
- (3) 基本契約の期間満了前に基本契約の終了を希望する託送供給依頼者は、終了を希望する期日の90日前までに、基本契約の終了の申し込みをしていただきます。この申し込みを当社が承諾した場合、終了を希望する期日をもって基本契約を終了いたします。なお、基本契約の終了の期日に個別契約が継続していた場合、当該終了の期日をもって個別契約を終了いたします。

#### — 3部料金での契約の場合 —

- (4) 個別契約期間の満了日までに（5）又は（7）の申し込みがない限り、個別契約は何らの手続も要さずに同一条件で1年間延長して継続するものとし、以後同様といたします。ただし、個別契約の満了日までに払出ガス量の最大実績値が契約最大払出ガス量を超過した個別契約は、同一条件で延長することができないものとし、（5）の申し込みがない場合は当該最大実績値を契約最大払出ガス量として、10（5）に規定する契約の申し込みをしていただく場合があります。
- (5) 締結済みの個別契約の変更を希望する託送供給依頼者は、変更を希望する期日の15営業日前の日までに、契約の変更の申し込みをしていただきます。なお、変更の内容によっては、8（3）に規定する供給検討を申し込んでいただく場合があります。
- (6)（5）の申し込みを当社が承諾した場合、変更を希望する期日をもって、個別契約が変更されるものとし、以後同様といたします。
- (7) 個別契約の終了を希望する託送供給依頼者は、個別契約の期間満了日又は終了を希望する期日までに、個別契約の終了の申し込みをしていただきます。ただし、供給者切替の場合は託送供給の終了を希望する期日の5営業日前の日までに個別契約の終了の申し込みをしていただきます。
- (8)（7）の申し込みを当社が承諾した場合、個別契約の期間満了日又は終了を希望する期日をもって契約が終了するものとし、以後同様といたします。この場合、その終了の期日をもって解約の期日といたします。
- (9) 託送供給依頼者は個別契約の終了日に、託送供給の終了に必要な作業を行い、当社に報告していただきます。報告は、原則翌営業日までに行っていただきます。ただし、供給者切替に伴う個別契約の終了の場合はこの限りではありません。
- (10) 託送供給依頼者からの個別契約の終了の申し込みがない場合であっても、既に転居されている等、明らかに需要家がガスの使用を廃止したと認められるときは、当社が個別契約を終了させるための措置をとることがあります。この場合、個別契約の終了に必要な措置を実施した日をもって

て個別契約を終了することといたします。

— 2部料金での契約の場合 —

- (11) 締結済みの個別契約の変更を希望する場合、変更の適用を希望する日以前に、その旨を当社まで申し込みしていただきます。なお、変更の内容によっては、8（3）に規定する供給検討を申し込んでいただく場合があります。
- (12) (11) の申し込みを当社が承諾した場合、変更を希望する期日をもって、個別契約が変更されるものとします。
- (13) 個別契約の終了を希望する託送供給依頼者は、終了を希望する期日までに、当社に申し込みしていただきます。ただし、供給者切替の場合は託送供給の終了を希望する期日の4営業日前の日までに個別契約の終了の申し込みをしていただきます。
- (14) (13) の申し込みを当社が承諾した場合、終了を希望する期日をもって個別契約が終了するものとします。
- (15) 託送供給依頼者は個別契約の終了日以降に、託送供給の終了に必要な作業を行い、原則翌営業日までに当社へ報告していただきます。ただし、供給者切替に伴う個別契約の終了の場合はこの限りではありません。
- (16) 託送供給依頼者からの申し出がない場合であっても、既に転居されている等明らかに需要家がガスの使用を廃止したと認められるときは、当社が個別契約を終了させるための措置をとることがあります。その場合、個別契約の終了に必要な措置を実施した日をもって個別契約を終了することといたします。

— 共通事項 —

- (17) 当社は、以下の場合にはあらかじめ通知をしたうえで託送供給契約を解約することがあります。
  - ① 25（1）に違反して託送供給依頼者がガスの注入の中止を行わなかった場合
  - ② 25（2）による託送供給の制限又は中止において、託送供給依頼者が当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合
  - ③ 25（4）による託送供給の制限又は中止において、託送供給依頼者の責に帰すべき事由がある場合であって、託送供給依頼者が当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合
  - ④ 託送供給依頼者が、料金等又は延滞利息を支払期限日までに支払わない場合
  - ⑤ 当社が託送供給したガスに係るガスの小売供給契約が、当該託送供給の開始時点で成立していない、又は当該託送供給の開始以降に解約された場合
- (18) 託送供給依頼者が次のいずれかに該当する場合、契約期間中であっても当社は直ちに託送供給契約を解約できるものといたします。
  - ① 破産、会社更生、民事再生、特別清算又は特別調停等の申し立てを受け又は自ら申し立てたとき
  - ② 滞納処分による差し押さえ又は保全差し押さえがなされ、又は保全処分の申し立てがなされたとき
  - ③ 強制執行の申し立てがなされたとき
  - ④ 解散の決議がなされたとき

- ⑤ 営業の全部又は重要な一部又は託送供給によるガスを供給する事業の譲渡がなされ31に規定する義務履行がなされないと当社が判断したとき、又は廃止の決議がなされたとき
  - ⑥ 自ら振り出し、引き受けした手形又は小切手が不渡りとなったとき、その他支払が停止されたとき
  - ⑦ その他託送供給依頼者の業務の継続に重大な支障を及ぼすと認められる状態が発生したとき
- (19) 託送供給依頼者に(17)又は(18)の各号の一に該当する事実が発生した場合、19によらず、支払義務が発生していない料金等及び延滞利息の支払義務は直ちに発生するものとし、これを含めて、託送供給依頼者が当社に対して負担する債務がある場合には、期限の利益を失い、催告を要することなく直ちに債務の全てを弁済していただきます。
- (20) 託送供給契約の終了又は解約時において、当社設備の原状回復のための費用が発生する場合及びその他当社に損害が発生する場合には、託送供給依頼者にその全額を負担していただきます。

### 30. 託送供給契約消滅後の関係

- (1) 託送供給契約期間中に当社と託送供給依頼者との間に生じた料金その他の債権及び債務は、29の規定によって託送供給契約が解約されても消滅いたしません。
- (2) 当社は、託送供給契約が解約された後も、ガスメーター等当社所有の供給施設を、設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。
- (3) 託送供給依頼者は、あらかじめ(2)に定める契約消滅後の関係に関する事項について小売供給契約締結時に交付する書面に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得て、承諾書の写しを提出していただきます。なお、当該承諾書は、需要家等の承諾を得ていることが明らかでない場合を除き、当社にその写しを提出していただきます。

### 31. 名義の変更

託送供給依頼者は託送供給契約期間中に第三者と合併する場合、その事業の全部若しくは契約に關係のある部分を第三者に譲渡する場合、又は契約に關係のある部分を分割する場合には、託送供給契約を後継者に継承させ、かつ後継者の義務履行を保証していただきます。

### 32. 債権の譲渡

託送供給依頼者は、当社の書面による承諾を得ることなく、託送供給に基づき発生する権利及び義務を第三者に譲渡、移転又は担保の用に供してはならないものといたします。

## VI. ガス工事

当社は、ガス工事に関して以下のように取り扱います。託送供給依頼者は、以下のガス工事に関する事項について、小売供給契約締結時に交付する書面に記載し需要家へ通知していただきます。

### 3 3. ガス工事の申し込み

- (1) ガスを新たに使用するため又はガスの使用状況を変更するためにガス工事を申し込む方（以下「工事申込者」といいます。）は、当社が定めるガス工事約款に基づき、当社にガス工事の申し込みをしていただきます（3 5（1）ただし書により当社が承諾した工事人（以下「承諾工事人」といいます。）にガス工事を申し込む方を除きます。）。
- (2) (1) のガスの使用状況の変更とは、ガス栓の増減、内管又はガスメーターの位置替え等供給施設を変更することをいいます。
- (3) 建築事業者、宅地造成事業者等（以下「建築事業者等」といいます。）は、需要家等のため、(1) のガス工事を当社に申し込むことができます。この場合、当該ガス工事については、当該建築事業者等を工事申込者として取り扱います。
- (4) ガスメーターの決定、設置
  - ① 当社は、(1) の申し込みに応じてガスメーターの能力を決定いたします。適正なガスメーターの能力は、原則として、当該ガス工事の申し込みのときに、工事申込者又は需要家等が設置している消費機器及び将来設置を予定している消費機器（使用開始にあたって、(2) に規定する使用状況を変更することなく使用できる消費機器に限ります。）を同時に使用されたときの1時間当たりの標準的ガス消費量を通過させることのできる能力といたします。
  - ② 家庭用にガスを使用される場合には、①の標準的ガス消費量を算出するにあたって次の消費機器を算出の対象から除きます。
    - イ オープン、卓上コンロ等でガス消費量又は使用頻度が少ないもの
    - ロ 暖房機器又は温水機器等がそれぞれ2個以上ある場合は、使用状況を十分調査し、同時に使用しないと明らかに判明したもの（大型と小型の場合は、小型のものとしします。）
  - ③ 家庭用以外でガスを使用される場合は、その使用状況に応じ、工事申込者と協議のうえで①の標準的ガス消費量を算出することがあります。
  - ④ 当社は、1 需要場所につきガスメーター1個を設置いたします。なお、当社が特別の事情があると判断したときには、1 需要場所につきガスメーターを2個以上設置することがあります。
  - ⑤ 当社は、工事申込者と協議のうえ、適正に計量することができ、かつ、検針、検査、取替等維持管理が容易な場所にガスメーター等を設置いたします。

### 3 4. ガス工事の承諾義務

- (1) 当社は、3 3（1）のガス工事の申し込みがあった場合には、(2) に規定する場合を除き、承諾いたします。
- (2) 当社は、次に掲げる事由によりガス工事の実施が不可能又は著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。
  - ① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則によって

ガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合

② 申し込まれたガス工事場所が、特異地形等であってガス工事の実施が技術的に困難又は保安の維持が困難と認められる場合

③ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力ではガス工事の実施が不可能な場合

(3) 当社は、(2)によりガス工事の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく工事申込者にお知らせいたします。

### 35. ガス工事の実施

#### — ガス工事の施工者等 —

(1) ガス工事は、当社に申し込んでいただき、当社が施工いたします。ただし、(2)に定める工事は承諾工事人に申し込んでいただき、承諾工事人に施工させることができます。

(2) ガス工事のうち、工事申込者が承諾工事人に申し込み、施工させることができる工事は、低圧（ゲージ圧力で0.1メガパスカル未満の圧力をいいます。）でガスの供給を受けており、ガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下のマイコンメーターが既に設置されている一般建物（ガス事業法令に定められている建物区分の一般業務用建物、一般集合住宅又は一般戸建住宅に該当するものをいいます。）で、そのガスメーターより下流側で以下のいずれかに該当する露出部分の工事といたします。

① フレキ管を配管してガス栓を増設する工事

② フレキ管を配管してガス栓又は内管の位置を替える工事

③ 継ぎ手のみ使用してガス栓を増設する工事

④ 継ぎ手のみ使用してガス栓の位置を替える工事

⑤ ガス栓のみを取り替える工事

⑥ ①から⑤の工事に伴う内管の撤去工事

(3) 工事申込者がガス工事を承諾工事人に申し込み、施工させる場合、工事費その他の条件は工事申込者と承諾工事人との間で定めていただくこととし、当社はこれに関与いたしません。また、その工事に関して補修が必要となったとき又は工事申込者が損害を受けられたとき等には、工事申込者と承諾工事人との間で協議のうえ解決していただくこととし、当社はこれに関与いたしません。

#### — 気密試験等 —

(4) 当社が施工した内管及びガス栓を当社が工事申込者に引き渡すにあたっては、当社はあらかじめ内管の気密試験を行います。

(5) 承諾工事人が施工した内管及びガス栓を承諾工事人が工事申込者に引き渡すにあたっては、承諾工事人が内管の気密試験を行います。ただし、当社が必要と認めた場合には、当社が内管の気密試験を行うことがあります。

(6) 承諾工事人が実施した工事に保安上の瑕疵がある場合、又は(5)の気密試験に合格しない場合は、補修が完了するまで当社は当該施設への託送供給をお断りすることがあります。

— 供給施設の設置承諾 —

- (7) 当社は、3 (33) の境界線内において、その需要家等のために必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用させていただきます。この場合、需要家等は、その場所が借地又は借家であるときは、あらかじめ当該土地及び建物の所有者その他の利害関係人の承諾を得ておいていただきます。これに関して、後日紛争が生じても当社は責任を負いません。
- (8) 当社は、保安作業、検針などを円滑に行うために必要と認めた場合は、需要家等の承諾を得て当社の費用でガスメーターの位置変えなど需要家等所有の供給施設の軽微な変更工事を行うことがあります。この場合、需要家等は合理的な理由がない限り承諾していただきます。
- (9) 当社が、需要家等のために私道に導管を埋設する場合には、需要家等は私道所有者等からの承諾を得ていただきます。

### 3 6. 内管工事に伴う費用の負担

— 供給施設の所有区分と工事費 —

- (1) 内管及びガス栓は需要家等の所有とし、需要家等の負担で設置していただきます。なお、工事申込者が建築事業者等の場合は、建築事業者等の負担で設置していただきます。
- (2) 内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額が支払われるまでは当社が留保するものとし、需要家等は当社の承諾なしにこれらを使用することはできません。この場合、その旨の表示を付すことがあります ((4) (6) (8) において同じ。)
- (3) 内管及びガス栓の工事に要する費用の額は、工事の種類及び工事を実施する建物の種類に応じて、①に定める方法により算定した見積単価 (ただし、②に掲げる工事を除きます。) に、内管の延長やガス栓の個数等の使用数量を乗じて算出した見積金額と、別途に必要な付帯工事費、夜間工事費及び休日工事費等の加算額に消費税等相当額を加えたものといたします。

- ① 内管及びガス栓の見積単価は、工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用の実績を基礎として算定し、1 m当たり、1 個当たり又は1 箇所当たり等で表示いたします。

なお、見積単価を記載した見積単価表は、当社の事業所等に掲示しています。

イ 材料費

材料費は、工事に要するガス管、ガス栓、継ぎ手及びその他の材料のそれぞれの材料単価にそれぞれの使用数量を乗じて算出いたします。

ロ 労務費

労務費は、歩掛及び賃率に基づき算出いたします。

ハ 運搬費

運搬費は、倉庫から工事現場までの材料運搬費及び工作車にかかる費用に基づき算出いたします。

ニ 設計監督費

設計監督費は、設計費、見積事務費及び監督費の合計額に基づき算出いたします。

ホ 諸経費

諸経費は、現場経費、間接業務従事者労務費及び間接経費の合計額に基づき算出いたします。

- ② 次に掲げる工事、付帯工事、その他の工事箇所の状況等により特別の工程、工法又は材料を

用いる工事に要する費用の額は、その工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用に基づき算出した個別の設計見積金額の合計に消費税等相当額を加えたものといたします。

イ 溶接配管等の特殊な工法を用いて実施する工事

ロ 特別な設備の組み込みを必要とする場合又は特別な建築物等で実施する工事

ハ 当社が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組み込まれた工事材料を工事申込者が提供する工事

(4) 需要家等のために設置されるガス遮断装置は、原則として需要家等の所有とし、需要家等の負担で設置していただきます。なお、工事申込者が建築事業者等の場合は、建築事業者等の負担で設置していただきます。

(5) (4) に定めるガス遮断装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。

(6) 需要家等の申し込みによりその需要家等のために設置される整圧器は、需要家等の所有とし、需要家等の負担で設置していただきます。なお、工事申込者が建築事業者等の場合は、建築事業者等の負担で設置していただきます。

(7) (6) に定める整圧器の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。

(8) 需要家等の申し込みにより設置される昇圧供給装置は需要家等の所有とし、需要家等の負担で設置していただきます。なお、工事申込者が建築事業者等の場合は、建築事業者等の負担で設置していただきます。

(9) (8) に定める昇圧供給装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。

(10) ガスメーターは当社所有のものを設置し、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。）は、需要家等に負担していただきます。なお、工事申込者が建築事業者等の場合は、建築事業者等に負担していただきます。ガスメーターの検定期間満了による取替等、当社都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当社が負担いたします。

(11) 供給管は当社の所有とし、これに要する工事費は、当社が負担いたします。ただし、需要家等の依頼により供給管の位置替え等を行う場合には、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。）は、需要家等に負担していただきます。なお、工事申込者が建築事業者等の場合は、建築事業者等に負担していただきます。

#### — 工事材料の提供と工事費算定 —

(12) 当社は、工事申込者が提供する工事材料を用いて内管及びガス栓の工事を行う場合には、次により工事費を算定いたします。

① 当社は、工事申込者が工事材料を提供する場合（②を除きます。）には検査を行い、それを用いることがあります。ただし、ガス事業法令の定める基準に適合していることを要します。

工事申込者が工事材料を提供する場合、その工事材料を（3）の工事費算定の基礎となる単価で見積もり、その金額を材料費から控除して工事費を算定いたします。また、その工事材料の検査料（所要費用に消費税等相当額を加えたものといたします。）を工事申込者に負担していただきます。

- ② 当社は、当社が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組み込まれた工事材料を工事申込者が提供する場合には検査を行い、それを用いることがあります。この場合、その工事材料を控除して工事費を算定いたします。また、別に定める検査料（所要費用に消費税等相当額を加えたものといいたします。）を工事申込者に負担していただきます。
- ③ ②の工事申込者が提供する工事材料とは、次の全ての条件に該当するものに限ります。これを用いる場合には、あらかじめ当社と別途製作品の仕様、工事材料の設計仕様、工場の指定などについて契約を締結していただきます。
- イ ガス事業法令及び当社の定める材料、設計、施工基準に適合するものであること
- ロ 当社が指定する講習を修了した者により、当社が指定する工場内であらかじめ組み込まれたものであること

— 修繕費の負担 —

- (13) 需要家等の所有の供給施設の修繕費（修繕、改修、取替等に要する費用をいい、所要費用に消費税等相当額を加えたものといいたします。）は需要家等に負担していただき、当社所有の供給施設の修繕費は当社が負担することを原則といたします。

### 3.7. 本支管及び整圧器の新設・入取替に伴う費用の負担

— 工事負担金 —

- (1) 本支管及び整圧器（3.6（6）の整圧器を除きます。）は当社の所有とし、次の差額が生じる場合には、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として工事申込者に負担していただきます。なお、当社が設置した本支管及び整圧器（3.6（6）の整圧器を除きます。）は、当社が他の需要家等への託送供給のためにも使用いたします。
- ① ガス工事の申し込みに伴い本支管及び整圧器の新設工事を行う場合において、予定使用量に必要な大きさの本支管及び整圧器（別表第6に掲げる本支管及び整圧器のうち、予定使用量の供給に必要な最小限度の口径のものをいいます。）の設置工事に要する費用（以下「延長工事費」といい、消費税等相当額を除いたものといいたします。）が別表第7の当社の負担額を超えるときは、その差額
- ② ガス工事の申し込みに伴い本支管及び整圧器の入取替工事を行う場合において、その工事に要する費用から入取替工事によって不要となる本支管及び整圧器と同等のもの材料価額（全ての既設本支管及び既設整圧器の帳簿価額（消費税等相当額を含まないものといいたします。）の平均額のうち、材料価額（消費税等相当額を除いたものといいたします。）に相当する額をいいます。）を差し引いた金額（以下「入取替工事費」といいます。）が別表第7の当社の負担額を超えるときは、その差額
- ③ ガス工事の申し込みに伴う本支管及び整圧器の新設工事が入取替工事を伴う場合において、①の延長工事費及び②の入取替工事費の合計額が別表第7の当社の負担額を超えるときは、その差額

— 複数の工事申込者から申し込みがあった場合の工事負担金の算定 —

- (2) 複数の工事申込者からガス工事の申し込みをいただいたことに伴い本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合において、当社が同時に設計及び見積もりを行い、工事を実施することが

できるときには、その複数の工事申込者と協議のうえ、1つの工事として取り扱うことがあります。

- (3) (2) の場合、当社が同時に設計及び見積もりを行った工事費（消費税等相当額を除いたものといたします。）が、その複数の工事申込者についての別表第7の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として工事申込者に負担していただくものとし、公平の原則に基づきそれぞれの工事申込者別に割り振り、算定いたします。
- (4) (2) の「1つの工事」とは、同時になされた全ての工事申込者の申し込みについて、当社が一括して同一設計書で実施する工事をいいます。
- (5) 複数の工事申込者から共同してガス工事の申し込みをいただいたことに伴い本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合には、その申し込みを1つの申し込みとして取り扱うことがあります。
- (6) (5) の場合の工事費（消費税等相当額を除いたものといたします。）が、その複数の工事申込者についての別表第7の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として工事申込者に負担していただきます。この工事負担金は、それぞれの工事申込者ごとの算定を行いません（(8) (9) において同じ。）。
- (7) 建築事業者等から複数のガスの使用予定者のためのガス工事の申し込みがあり、それに伴って本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合は、(5) の申し込みがあったものとして取り扱います。
- (8) (7) の場合の工事費（消費税等相当額を除いたものといたします。）が、使用予定者についての別表第7の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として負担していただきます。

#### — 宅地分譲地の場合の工事負担金算定 —

- (9) 当社は、宅地分譲地についてガス工事の申し込みがあった場合は、次により取り扱います。
- ① 「宅地分譲地」とは、住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって建築事業者等により、ガス工事の申し込みを受けたときに3年経過後のガスの使用予定者数を推計できるものをいいます。
- ただし、既築の建物が予定される区画数に対して50パーセント以上ある場合を除きます。
- ② 申し込みによるガスの使用予定者への託送供給に必要な本支管及び整圧器の新設・入取替工事が、3年経過後のガスの使用予定者についての別表第7の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として負担していただきます。この場合、3年経過後のガスの使用予定者数の算定は、原則として、当該宅地分譲地における全てのガスの使用予定者数の50パーセントを超えるものとし、特別の事情がある場合は、その30パーセント以上とすることができます。
- ③ 住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築事業者等によりガス工事の申し込みを受けたときに3年経過後のガスの使用予定者数を推計できない場合は、協議のうえで工事負担金を決定することがあります。

### 38. 工事費等の申し受け及び精算

- (1) 当社は、36の規定により工事申込者に負担いただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日（ガスメーターの取付作業を含む工事にあつてはガスメーターの取付日とし、それ以外の工事にあつては引渡日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。
- (2) 当社は、37の規定により工事申込者に負担いただくものとして算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日（ガス工事の申し込みをいただいたときに新たな本支管及び整圧器（36（6）の整圧器を除きます。）の工事を必要としない状態となった日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。
- (3) 当社は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に36及び37の規定により算定した工事費及び工事負担金（以下「工事費等」といいます。）を全額申し受けます。
- (4) 当社は、次の事情によつて工事費等に著しい差異が生じたときは、工事完成後、遅滞なく精算することといたします。
  - ① 工事の設計後に需要家等の申し出により導管の延長・口径又は材質その他工事に要する材料の変更及び特別の工程等工事の実施条件に変更があつたとき
  - ② 工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘さく規制等に伴う工事の実施条件に変更があつたとき
  - ③ 工事に要する材料の価額又は労務費に著しい変動があつたとき
  - ④ その他工事費等に著しい差異が生じたとき

## VII. 保安等

### 39. 供給施設の保安責任

託送供給依頼者は、以下の供給施設の保安責任に関する事項について、小売供給契約締結時に交付する書面に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得て、承諾書の写しを提出していただきます。なお、当該承諾書は、需要家等の承諾を得ていることが明らかな場合を除き、当社にその写しを提出していただきます。

- (1) 内管及びガス栓は需要家等の所有とし、需要家等の負担で設置していただきます。内管及びガス栓等、需要家等の資産となる3（33）の境界線からガス栓までの供給施設については、需要家等の責任において管理していただきます。
- (2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。
- (3) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、内管及びガス栓並びに昇圧供給装置について、需要家等の承諾を得て検査いたします。なお、当社は、その検査の結果を速やかに需要家等にお知らせいたします。
- (4) 需要家等が当社の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けたときは、当社は賠償の責任を負いません。

### 40. 保安に対する託送供給依頼者の協力

- (1) 託送供給依頼者は、ガス漏れを感知したときは、直ちにガス遮断装置、メーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただきます。この場合、当社は、直ちに適切な処置をとります。
- (2) 当社は、ガスの供給又は使用が中断された場合、その中断の解除のためにマイコンメーターの復帰操作等を託送供給依頼者にしていただく場合があります。なお、その方法は、当社がお知らせします。

供給又は使用の状態が復旧しないときは、(1)の場合に準じて当社に通知していただきます。

- (3) 託送供給依頼者は、当社があらかじめ確認した内容で当社の緊急保安受付窓口を需要家等に周知していただきます。
- (4) 託送供給依頼者は、需要家等がガス漏れを感知した場合において、需要家等から託送供給依頼者へ通知があった際には、当社の緊急保安受付窓口の電話番号を周知すること、電話転送することなどにより、需要家等に緊急保安受付窓口への通知を促す措置をとっていただきます。
- (5) 当社は、託送供給依頼者が当社の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設若しくは4（6）に規定するガスの性状等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。
- (6) 託送供給依頼者は、当社が設置したガスメーターについては、検針及び検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 託送供給依頼者は、小売供給契約に起因する事由によりガスの供給を停止した場合には、速やかにその旨を当社に通知していただきます。また、これを解除した場合も同様といたします。
- (8) 当社は、ガス工作物の維持管理等のために、内管及び消費機器に関する確認が必要であると当社が判断した場合は、託送供給依頼者に協力していただくことがあります。

(9) 託送供給の開始又は終了時におけるメーターガス栓の開閉作業、及び託送供給中におけるメーターガス栓の開閉作業を託送供給依頼者が行った場合には、その作業結果について、当社が別途定める方法により、作業後速やかに当社へ報告していただきます。

なお、別途定める範囲において当社がメーターガス栓の開閉作業を行う場合もあります。

#### 4 1. 保安に対する需要家等の協力

託送供給依頼者は、以下の保安に対する需要家等の協力に関する事項について、小売供給契約締結時に交付する書面に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得て、承諾書の写しを提出していただきます。なお、当該承諾書は、需要家等の承諾を得ていることが明らかな場合を除き、当社にその写しを提出していただきます。

(1) 需要家等は、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただきます。この場合、当社は、直ちに適切な処置をとります。

(2) 当社又は託送供給依頼者は、ガスの供給又は使用が中断された場合、その中断の解除のためにマイコンメーターの復帰操作等を需要家等にさせていただく場合があります。なお、その方法は、当社又は託送供給依頼者がお知らせします。

供給又は使用の状態が復旧しないときは、(1) の場合に準じて当社に通知していただきます。

(3) 需要家等は、3 9 (3) のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。

(4) 当社は、保安上必要と認める場合には、需要家等の構内又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、又は使用をお断りすることがあります。

(5) 当社は、需要家等が当社の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設若しくは4 (6) に規定するガスの性状等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。

(6) 需要家等は、当社が設置したガスメーターについては、検針及び検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。

(7) 当社は、必要に応じて需要家等の3 (33) の境界線内の供給施設の管理等について需要家等と協議させていただくことがあります。

#### 4 2. 需要家等の責任

託送供給依頼者は、以下の需要家等の責任に関する事項について、小売供給契約締結時に交付する書面に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得て、承諾書の写しを提出していただきます。なお、当該承諾書は、需要家等の承諾を得ていることが明らかな場合を除き、当社にその写しを提出していただきます。

(1) 需要家等は、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当社の指定する場所に当社が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置は需要家等の所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの）を需要家等に負担していただきます。

(2) 需要家等は、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法に従い天然ガス自動車又は次に掲げる全ての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。

① 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること

- ② 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること
  - ③ 4（6）に規定する供給ガスに適合するものであること
  - ④ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること
  - ⑤ 当社で認めた安全装置を備えるものであること
- (3) ガス事業法第62条において、需要家等の責務として所有・占有するガス工作物に関して以下の事項が規定されており、それを遵守していただきます。
- ① 需要家等はガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと
  - ② 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、需要家等は保安業務に協力しなければならないこと
  - ③ 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、その需要家等が保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者に協力するよう勧告することができること

#### 4.3. 供給施設等の検査

託送供給依頼者は、以下の供給施設等の検査に関する事項について、小売供給契約締結時に交付する書面に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得て、承諾書の写しを提出していただきます。なお、当該承諾書は、需要家等の承諾を得ていることが明らかな場合を除き、当社にその写しを提出していただきます。

- (1) 託送供給依頼者は、当社にガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料（検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたものいたします。（2）において同じ。）を負担していただきます。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法等で定める使用公差を超えている場合には、検査料は当社が負担いたします。
- (2) 需要家等は、内管、昇圧供給装置、ガス栓、需要家等のために設置されるガス遮断装置又は整圧器及び3（39）に定めるガスメーター以外の計量器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当社に請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料は需要家等に負担していただきます。
- (3) 当社は、（1）及び（2）に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかに託送供給依頼者又は需要家等にお知らせいたします。
- (4) 託送供給依頼者又は需要家等は、当社が（1）及び（2）に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、又は代理人を立ち合わせることができます。

#### 4.4. 消費段階におけるガス事故の報告

- (1) 消費段階における事故が発生した場合、当社は事故現場で把握した情報を託送供給依頼者へ提供いたします。
- (2) 託送供給依頼者は（1）に規定する消費段階におけるガス事故に関する情報の取り扱いについて小売供給契約時に交付する書面に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得て、承諾書の写しを提出していただきます。なお、当該承諾書は、需要家等の承諾を得ていることが明らかな場合を除き、当社にその写しを提出していただきます。

#### 4 5. 災害時対応に関する託送供給依頼者の協力

託送供給依頼者は、あらかじめ当社と災害対応に関する以下の事項について取り決めるため、協議に応じていただきます。災害時は、当社との協議を経た合意に基づき、迅速かつ円滑に対応するものといたします。

- ① 災害対応を優先した当社の対策本部への参画など、災害時における組織・体制に関すること。
- ② 需要家等からの電話対応、マイコンメーター復帰操作、保安閉開栓、需要家等への注意喚起等、災害時に必要な業務に関すること。
- ③ 人員・資機材の確保、教育・訓練等、平常時からの備えに関すること。
- ④ その他、保安確保及び迅速な復旧に必要な連携・協力に関すること。

## 附 則

### 1. 実施期日

この約款は、平成29年4月1日から実施いたします。ただし、この約款の2（2）の規定により、別表第12のみを変更した場合には、変更後の別表第12については、変更後の別表第12に定める日から実施いたします。

### 2. 定期修理時等における取り扱い

託送供給依頼者のガス製造設備の定期修理（一定期間を限り定期的に行われる検査又は修理をいいます。）により受入地点において当社にガスを受け渡すことができない期間が生ずる場合等の取り扱いに関しては、当社と託送供給依頼者で別途協議して定めます。

### 3. 約款等の閲覧場所

この約款並びに当社導管の経路の閲覧場所は以下のとおりです。

閲覧場所	住所	電話
供給部	福岡市博多区千代1-17-1	092-633-2263
福岡支社	福岡市東区東浜1-10-75	092-633-2323
北九州支社	北九州市小倉北区愛宕1-5-1	093-591-6611
熊本支社	熊本市中央区萩原町14-10	096-370-8620
長崎支社	長崎市尾上町1-54	095-827-8779
佐世保支店	佐世保市万津町7-36	0956-23-5951

### 4. 乖離率に係る暫定措置

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間に初めて基本契約を締結し、この基本契約の締結日から2年間における託送供給依頼者（以下「暫定措置対象者」といいます。）については、4（10）③、24においては「5パーセント」を「5パーセント（暫定措置対象者は10パーセント）」と読み替えます。

## (別表第1) 払い出すガスの圧力

(1) 当社は、低圧のガスを払い出す場合には、次に規定する圧力のガスを払い出します。

低圧で払い出す 場合の圧力	最高圧力	2.5 キロパスカル
	最低圧力	1.0 キロパスカル

(2) 当社は、2.5 キロパスカルを超えるガスの託送供給申し込みがある場合には、その託送供給依頼者と協議のうえ、圧力を定めて託送供給を行うことがあります。

(3) 当社は、(1) 及び (2) の規定によって定めた圧力を維持できないことによって、託送供給依頼者が損害を受けられた場合には、その賠償の責任を負います。ただし、当社の責めに帰すべき事由がない場合には、当社は賠償の責任を負いません。

(別表第2) 受け入れるガスの性状、圧力・温度等の基準値とその測定方法の例及び監視方法

受け入れるガスの性状と圧力・温度等基準値は、以下のとおりとします。

(1) 45メガジュール地区

項目	基準値*	備考
標準熱量	45MJ/m <sup>3</sup> N	ガス事業法の熱量の定義による
総発熱量	44.20~46.00MJ/m <sup>3</sup> N	
ウォッベ指数	52.7~57.8	成分含有率より算定する
燃焼速度	35~47	算出方法はガス事業法による
比重	1.0未満	空気を1.0とする
付臭成分濃度	10~14mg/m <sup>3</sup> N	原則として当社が指定する付臭剤を使用する
受入圧力	受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること	流量を制御する設備の上流で託送供給契約量の受け渡しに必要な圧力を確保すること
受入温度	0~30℃	

\*基準値とは、受入地点においてガスが原則として常時満たすべき性状等の上下限值であり、ガス製造設備の設計、運転の基準となる数値をいう。

以下の項目については、ガス製造方法の違い等による差異が大きいため、個別に協議させていただきます。

- ・酸素
- ・窒素
- ・一酸化炭素
- ・二酸化炭素
- ・水素
- ・全硫黄
- ・硫化水素
- ・アンモニア
- ・ガスのノッキング性
- ・炭化水素の露点
- ・水分
- ・その他の微量成分（油分、微量元素：V、Pb、Cl等、ジエン類、オレフィン類、有害成分：ベンゼン、トルエン等）

(2) 46メガジュール地区

項目	基準値*	備考
標準熱量	46MJ/m3N	ガス事業法の熱量の定義による
総発熱量	45.58～46.42MJ/m3N	
ウォッベ指数	52.7～57.8	成分含有率より算定する
燃焼速度	35～47	算出方法はガス事業法による
比重	1.0未満	空気を1.0とする
付臭成分濃度	10～14mg/m3N	原則として当社が指定する付臭剤を使用する
受入圧力	受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること	流量を制御する設備の上流で託送供給契約量の受け渡しに必要な圧力を確保すること
受入温度	0～30℃	

\*基準値とは、受入地点においてガスが原則として常時満たすべき性状等の上下限值であり、ガス製造設備の設計、運転の基準となる数値をいう。

以下の項目については、ガス製造方法の違い等による差異が大きいため、個別に協議させていただきます。

- ・酸素
- ・窒素
- ・一酸化炭素
- ・二酸化炭素
- ・水素
- ・全硫黄
- ・硫化水素
- ・アンモニア
- ・ガスのノッキング性
- ・炭化水素の露点
- ・水分
- ・その他の微量成分（油分、微量元素：V、Pb、Cl等、ジエン類、オレフィン類、有害成分：ベンゼン、トルエン等）

ガスの性状等の測定方法及び監視方法は原則として下表のとおりとします。ただし、原料性状、プラント運転状況等から含有の可能性がない、又は一定範囲にあることが明らかな成分については必ずしも測定することを要しません。

項目	測定方法の例	監視方法
総発熱量	速応答型熱量計	連続監視
ウォッベ指数、燃焼速度	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
比重	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
硫化水素	ガス事業法に基づく方法	定期監視
全硫黄	ガス事業法に基づく方法	定期監視
アンモニア	ガス事業法に基づく方法	定期監視
付臭成分濃度	付臭剤添加量とガス流量より算定	連続監視
炭化水素、水素、酸素、窒素、一酸化炭素、二酸化炭素	ガスクロマトグラフィー	定期監視
ガスのノッキング性	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
炭化水素の露点	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
水分	露点計	定期監視
圧力	圧力計	連続監視
温度	温度計	連続監視

(注1) 測定方法については個別協議により他の方法によることがあります。

(注2) 監視方法の定期監視項目については、個別協議により測定頻度を決めさせていただきます。

(注3) 上記項目の測定記録は当社に提出していただきます。

(注4) 上記の他、法令の規定により測定、記録が必要な場合はその規定によるものとします。

### (別表第3) ガスの受入のために必要となる設備

この約款に基づく託送供給に際して、必要となる設備は、原則として、以下のとおりとします。

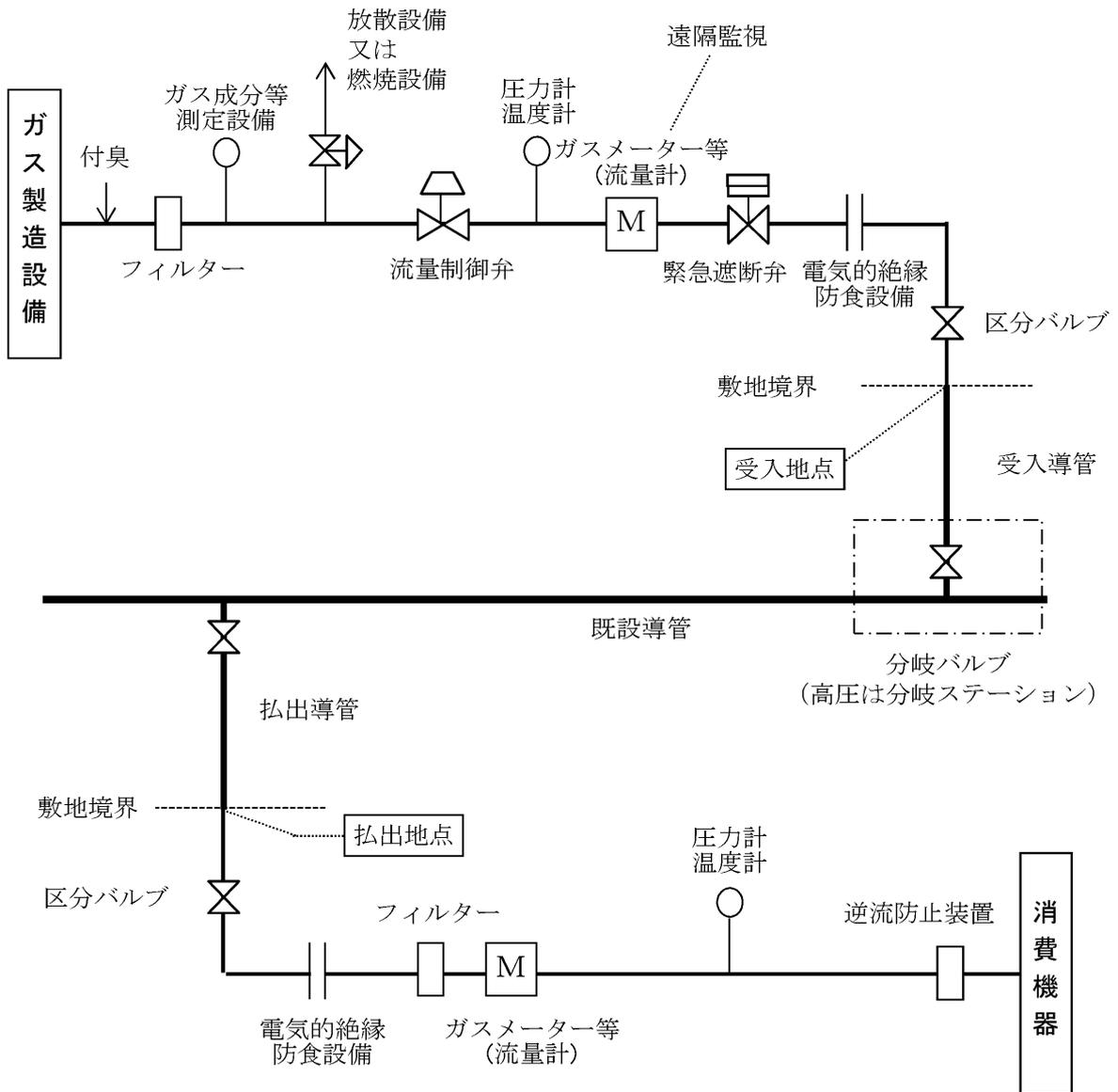
#### 受入の為に必要となる設備

設備名	機能
フィルター	不純物の除去
成分等の測定設備	ガスの成分分析 (炭化水素、水素、一酸化炭素、二酸化炭素、酸素、窒素)
	ガスの付臭成分濃度の測定
	ガスの熱量測定
圧力計	ガス圧力の測定
温度計	ガス温度の測定
ガスメーター (流量計)	ガス流量の測定
放散設備又は燃焼設備	オフスペックガスの発生など、緊急時の放散若しくは燃焼
流量制御弁又は圧力制御弁	ガスの流量制御又は圧力制御
緊急遮断弁	異常時・緊急時のガス遮断
テレメータリング設備	ガスの圧力・流量等の遠隔監視
電氣的絶縁・防食設備	受入導管の防食
区分バルブ	託送供給依頼者と導管事業者の管理区分
受入導管	当社既存導管までのガスの輸送
分岐バルブ (高圧の場合は分岐ステーション)	ガスの受入のための分岐

注1：設備仕様は、ガス事業法等関係法令、当社標準仕様、これに定めのない事項については、日本工業規格等によるものとし、詳細は個別に協議させていただきます。

注2：上記のほか、法令の規定、ガス製造形態や受入地点の位置等により設備が必要となる場合には、個別に協議させていただきます。

(参考) ガスの受入及び払出のために必要となる設備概要 (概念図)



注：上図は概念図として参考に図示したものです。ガス製造形態や受入及び払出地点の位置等による差異が大きいため、詳細は個別に協議させていただきます。

## (別表第4) 料金表

託送供給依頼者は個別契約の申し込みに際して、以下の〔標準料金1種～5種〕のうち、いずれか1つを選択していただきます。なお、本文中における「2部料金」は標準料金1種のことを指し、「3部料金」は標準料金2種～5種のことを指します。

### 1. 標準料金1種

#### (1) 適用区分

##### ① 45メガジュール地区(福岡エリア)

料金表A ガス量が0立方メートルから15立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B ガス量が15立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C ガス量が30立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D ガス量が100立方メートルを超える場合に適用いたします。

##### ② 46メガジュール地区(熊本エリア・佐世保エリア・長崎エリア・島原エリア)

料金表A ガス量が0立方メートルから14立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B ガス量が14立方メートルを超え、29立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C ガス量が29立方メートルを超え、97立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D ガス量が97立方メートルを超える場合に適用いたします。

#### (2) 料金表

##### ① 45メガジュール地区(福岡エリア)

適用区分	料金表A	料金表B	料金表C	料金表D
定額基本料金	415円	600円	660円	4,560円
1か月及び1個別契約につき				
従量料金単価	72.21円	59.88円	57.88円	18.88円
1立方メートルにつき				

##### ② 46メガジュール地区(熊本エリア・佐世保エリア・長崎エリア・島原エリア)

適用区分	料金表A	料金表B	料金表C	料金表D
定額基本料金	415円	600円	660円	4,560円
1か月及び1個別契約につき				
従量料金単価	73.81円	61.21円	59.16円	19.29円
1立方メートルにつき				

## 2. 標準料金2種～5種

### (1) 適用条件

不測の供給継続困難等の緊急時において当社が必要と認めた場合は、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。

### (2) 適用

- ① 以下の料金表から、いずれか1つ選択していただきます。
- ② 低圧従量料金加算単価は、原則として、敷地境におけるガスの最高使用圧力が0.1メガパスカル未満の場合に適用し、低圧導管利用分として料金表の従量料金単価に低圧従量料金加算単価を加えたものを従量料金単価とします。

### (3) 料金表

#### 1) 標準料金2種

##### ① 45メガジュール地区（福岡エリア）

定額基本料金	1か月及び1個別契約につき	5,500円
流量基本料金単価	1立方メートルにつき	175円
従量料金単価	1立方メートルにつき	5.17円
低圧従量料金加算単価	1立方メートルにつき	3.78円

##### ② 46メガジュール地区（熊本エリア・佐世保エリア・長崎エリア・島原エリア）

定額基本料金	1か月及び1個別契約につき	5,500円
流量基本料金単価	1立方メートルにつき	178円
従量料金単価	1立方メートルにつき	5.28円
低圧従量料金加算単価	1立方メートルにつき	3.86円

#### 2) 標準料金3種

##### ① 45メガジュール地区（福岡エリア）

定額基本料金	1か月及び1個別契約につき	15,000円
流量基本料金単価	1立方メートルにつき	175円
従量料金単価	1立方メートルにつき	4.03円
低圧従量料金加算単価	1立方メートルにつき	3.78円

② 46メガジュール地区（熊本エリア・佐世保エリア・長崎エリア・島原エリア）

定額基本料金	1か月及び1個別契約につき	15,000円
流量基本料金単価	1立方メートルにつき	178円
従量料金単価	1立方メートルにつき	4.11円
低圧従量料金加算単価	1立方メートルにつき	3.86円

3) 標準料金4種

① 45メガジュール地区（福岡エリア）

定額基本料金	1か月及び1個別契約につき	70,000円
流量基本料金単価	1立方メートルにつき	175円
従量料金単価	1立方メートルにつき	2.71円
低圧従量料金加算単価	1立方メートルにつき	3.78円

② 46メガジュール地区（熊本エリア・佐世保エリア・長崎エリア・島原エリア）

定額基本料金	1か月及び1個別契約につき	70,000円
流量基本料金単価	1立方メートルにつき	178円
従量料金単価	1立方メートルにつき	2.77円
低圧従量料金加算単価	1立方メートルにつき	3.86円

4) 標準料金5種

① 45メガジュール地区（福岡エリア）

定額基本料金	1か月及び1個別契約につき	275,000円
流量基本料金単価	1立方メートルにつき	175円
従量料金単価	1立方メートルにつき	1.07円
低圧従量料金加算単価	1立方メートルにつき	3.78円

② 46 メガジュール地区（熊本エリア・佐世保エリア・長崎エリア・島原エリア）

定額基本料金	1か月及び1個別契約につき	275,000円
流量基本料金単価	1立方メートルにつき	178円
従量料金単価	1立方メートルにつき	1.09円
低圧従量料金加算単価	1立方メートルにつき	3.86円

## (別表第5) 付帯契約

### 1. 新規需要割引料金

#### (1) 適用条件

託送依頼者は、次の全ての条件を満たす場合に限り、新規需要割引料金を申し込むことができません。

- ① 主契約として当社との間に個別契約を締結すること。
- ② その個別契約が新規契約（供給者切替、及び過去に個別契約実績（他の託送依頼者による個別契約実績も含む）のある需要場所での契約を除く）であること。

#### (2) 契約の申し込み及び成立

- ① 託送供給依頼者は、当社が定める様式により、新規需要割引料金を申し込んでいただきます。
- ② 契約は、当社が託送依頼者の新規需要割引料金の申し込みを承諾した時に成立するものとします。

#### (3) 適用

- ① 当社は、契約の成立が主契約の託送供給開始日以前に行われた場合には、託送供給開始日から新規需要割引料金を適用します。それ以外の場合には、新規需要割引料金契約が成立した日以降、最初の定例検針日の翌日から適用いたします。なお、契約が成立した日が定例検針日と同日の場合は、その翌日から適用いたします。
- ② 新規需要割引料金の適用期間は、主契約である個別契約の最初の定例検針日が属する月を起算月として36か月目の月の定例検針日までといたします。なお、新規需要割引料金の適用期間中に主契約である個別契約が終了した場合は、個別契約終了日をもって当該新規需要割引料金も終了いたします。
- ③ 当社は、主契約の託送供給料金表の従量料金単価から、(4) 新規需要割引料金単価を差し引いた単価を、新規需要割引単価適用後の従量料金単価として適用いたします。

#### (4) 新規需要割引料金単価

##### ① 45メガジュール地区（福岡エリア）

新規需要割引料金単価	1立方メートルにつき	0.50円
------------	------------	-------

##### ② 46メガジュール地区（熊本エリア・佐世保エリア・長崎エリア・島原エリア）

新規需要割引料金単価	1立方メートルにつき	0.51円
------------	------------	-------

(別表第6) 本支管及び整圧器

	口 径
本支管	50mm
	75mm
	80mm
	100mm
	150mm
	200mm
	300mm
	400mm
	ただし、最高使用圧力が0.1メガパスカル以上の導管を用いる場合には、口径100mm以上といたします。
整圧器	50mm
	80mm
	100mm
	150mm
	200mm

(別表第7) 本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額

(1) ガスメーターの能力別当社負担額

設置するガスメーターの能力	ガスメーター1個につき当社の負担する金額
1.6立方メートル毎時以下	126,400円
2.5立方メートル毎時	197,500円
4立方メートル毎時	316,000円
6立方メートル毎時	474,000円
10立方メートル毎時	790,000円

(2) (1) 以外のガスメーターを設置する場合の当社負担額は、設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき79,000円の割合で計算した金額といたします。

(3) 別表第1(2)の規定にもとづく圧力のガスを供給する場合の当社負担額は、(1)及び(2)より算定された金額に、次の係数を乗じた金額といたします。

<係数>

最高圧力が0.1メガパスカル以上0.3メガパスカル未満の場合・・・2

最高圧力が0.3メガパスカル以上1メガパスカル未満の場合・・・4

## (別表第8) 注入計画乖離単価、ガスの過不足精算単価

1. 当社が託送供給依頼者から注入計画乖離補償料を申し受ける場合の注入計画乖離単価は、以下のとおりとします。

① 45メガジュール地区 (福岡エリア)

注入計画乖離単価	1立方メートルにつき	13,97円
----------	------------	--------

② 46メガジュール地区 (熊本エリア・佐世保エリア・長崎エリア・島原エリア)

注入計画乖離単価	1立方メートルにつき	14,28円
----------	------------	--------

2. 当社と託送供給依頼者との間で、過不足ガス量を精算する際の実費相当単価はガス生産・購入単価に製造単価を加算して算定することとし、詳細は以下のとおりとします。

$$\text{実費相当単価 (円)} = \text{ガス生産・購入単価} + \text{製造単価}$$

### (1) ガス生産・購入単価

精算対象月において、託送供給依頼者がガスの生産及び購入等に要した費用 (以下、「ガス生産等費用」といいます。) をガスの生産及び購入等の量 (以下、「ガス生産等量」といいます。) で除したものを当該月単価といい、次の算式により算定するものとします。

$$\text{ガス生産・購入単価} = \text{ガス生産等費用} / \text{ガス生産等量}$$

なお、託送供給依頼者は、精算対象月の翌月に、当社が定める帳票等の算定根拠を当社に提出したうえでガス生産・購入単価を確定するものとし、詳細については、別途当社と託送供給依頼者で定めます。

### (2) 製造単価

製造単価は、以下のとおりといたします。なお、託送供給依頼者が気化・熱調・付臭済みのガスを購入している場合は、以下の製造単価は加算いたしません。

① 45メガジュール地区 (福岡エリア)

製造単価	1立方メートルにつき	13,97円
------	------------	--------

② 46メガジュール地区 (熊本エリア・佐世保エリア・長崎エリア・島原エリア)

製造単価	1立方メートルにつき	14,28円
------	------------	--------

3. 託送供給依頼者は、2の実費相当単価の代わりに、以下の算式により算定する額を実費相当単価として用いることができます。この選択は基本契約に定めることとし、その後に変更することはできません。

実費相当単価（円）＝

（精算対象月の全日本通関LNG価格×託送供給依頼者と当社が合意した構成比率  
＋精算対象月の全日本通関LPG価格×託送供給依頼者と当社が合意した構成比率  
＋石油石炭税等租税課金）×公表されている数値に基づき当社が算定した換算係数  
＋製造単価

なお、この場合の製造単価は、以下のとおりとします。

① 45メガジュール地区（福岡エリア）

製造単価	1立方メートルにつき	13.97円
------	------------	--------

② 46メガジュール地区（熊本エリア・佐世保エリア・長崎エリア・島原エリア）

製造単価	1立方メートルにつき	14.28円
------	------------	--------

(別表第9) ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合のガス量の算式

1. 速動 (正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。) の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$$

2. 遅動 (正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。) の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

(備 考)

V は、16 (13) の規定により算定するガス量

$V_1$  は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによるガス量

A は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合 (パーセント)

(別表第10) 2.5キロパスカルを超える圧力で供給する場合のガス量の算式

$$V = \frac{V_1 \times (101.325 + P)}{101.325 + 0.981}$$

(備 考)

V は、16 (16) の規定により算定するガス量

P は、2.5キロパスカルを超えて供給する圧力

$V_1$  は、ガスメーターの検針量

## (別表第 1 1) 料金の日割計算

### 料金の日割計算(1)

#### — 2部料金 —

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第 4 のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間のガス量に 30 を乗じ、次の日割計算日数で除した 1 か月換算ガス量によります。

##### (1) 日割計算後基本料金

定額基本料金 × 日割計算日数 / 30

(備考)

- ① 定額基本料金は、別表第 4 の料金表における定額基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て

##### (2) 従量料金

別表第 4 の料金表における従量料金単価又は別表第 5 で適用となる従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

#### — 3部料金 —

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。

##### (1) 日割計算後基本料金

(定額基本料金 + 流量基本料金 × 契約最大流量) × 日割計算日数 / 30

(備考)

- ① 定額基本料金は、別表第 4 の料金表における定額基本料金
- ② 流量基本料金は、別表第 4 の料金表における流量基本料金
- ③ 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ④ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て

##### (2) 従量料金

別表第 4 の料金表における従量料金単価又は別表第 5 で適用となる従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

## 料金の日割計算(2)

### — 2部料金 —

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第4のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間のガス量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算ガス量によります。

#### (1)日割計算後基本料金

定額基本料金×(30-供給中止期間の日数)÷30

(備考)

- ① 定額基本料金は、別表第4の料金表における基本料金
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

#### (2)従量料金

別表第4の料金表における従量料金単価又は別表第5で適用となる従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

### — 3部料金 —

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。

#### (1)日割計算後基本料金

(定額基本料金+流量基本料金×契約最大流量)×(30-供給中止期間の日数)÷30

(備考)

- ① 定額基本料金は、別表第4の料金表における定額基本料金
- ② 流量基本料金は、別表第4の料金表における流量基本料金
- ③ 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30
- ④ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

#### (2)従量料金

別表第4の料金表における従量料金単価又は別表第5で適用となる従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

## 付 録

### 1. この約款の適用

当社は、当社と同一法人格のガス小売事業者をこの約款の内容に準じて取り扱います。

### 2. 当社窓口等

(1) 託送供給に関するお申し込み、お問い合わせは下記窓口にて承ります。

西部ガス株式会社（本社） 供給部 託送供給担当

住 所：福岡市博多区千代1-17-1

電 話：092-633-2263

ファックス：092-633-2752

(2) 当社は、需要家の同意が得られていることを条件に、託送供給依頼者からの申し込み（当社が定める様式によります。）に基づき需要家情報を提供します。

### 3. ガス導管網の圧力計算及び託送供給の可否判定方法

この約款に基づく託送供給の受入可否については、以下の方法に基づいて判定します。

#### [1. 単独のガス導管の圧力計算]

- ・ガス管の中をガスが流れると、ガス管内壁の摩擦等の影響によって圧力損失が生じます。ガス導管内の圧力・流量は、ガス源からの送出ガスの圧力と、整圧器の性能等から決まる最低必要圧力等をもとにして、次の流量計算式によって算出します。

[起点1と終点2を結ぶ単独のガス導管の輸送能力計算式]

#### 【高中圧導管】

$$Q = K \sqrt{\frac{10000(P_1^2 - P_2^2)D^5}{SLg^2}}$$

$Q$  : ガスの流量 (m<sup>3</sup>/h)

$D$  : 内径 (cm)

$K$  : 流量係数

$P_1$  :  $P_2$  : 起点, 終点における絶対圧力 (MPa)

$S$  : ガスの比重 (空気を1とする)

$L$  : 本支管延長 (m)

$g$  : 重力加速度 (9.80665m/s<sup>2</sup>)

#### 【低圧導管】

$$Q = K \sqrt{\frac{1000HD^5}{SLg}}$$

$Q$  : ガスの流量 (m<sup>3</sup>/h)

$D$  : 内径 (cm)

$K$  : 流量係数

$H$  : 起点圧力と終点圧力の差 (kPa)

$S$  : ガスの比重 (空気を1とする)

$L$  : 本支管延長 (m)

$g$  : 重力加速度 (9.80665m/s<sup>2</sup>)

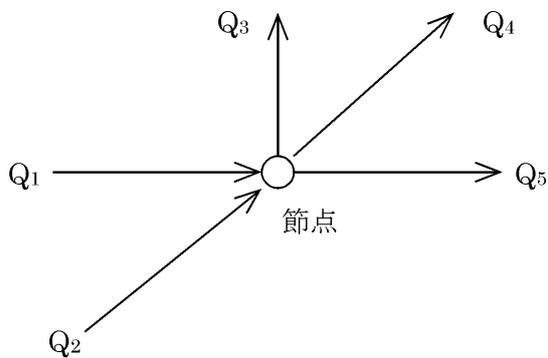
[ 2. 網状に連絡したガス導管網の圧力計算 ]

網状のネットワークを形成している導管網の圧力・流量の算定は、ガス需要量の分布、本支管の口径・延長・配置、整圧器の位置等にもとづき、単独のガス導管の圧力・流量計算式を組み合わせ、次の2つの条件を満足する圧力・流量を繰り返し計算によって行います。

①各節点の流入ガス量と流出ガス量は等しい  
という条件

$$Q_1 + Q_2 = Q_3 + Q_4 + Q_5$$

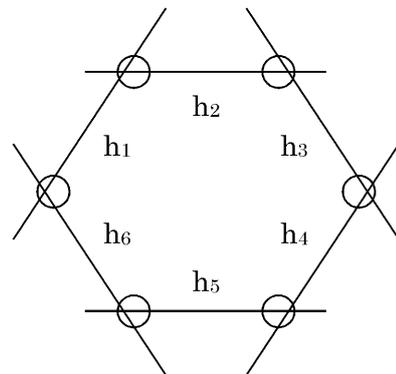
一般的には  $\sum \pm Q_i = 0$



②各ループ、節点の計算圧力の中に矛盾がない  
という条件

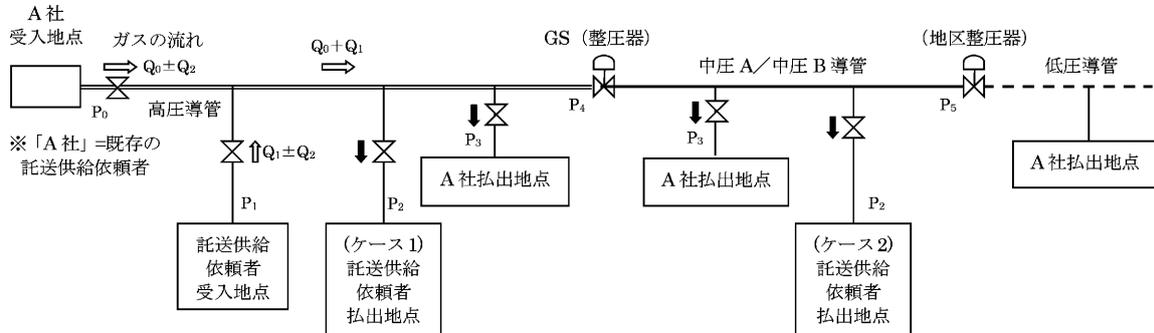
$$h_1 + h_2 + h_3 + h_4 + h_5 + h_6 = 0$$

一般的には  $\sum \pm h_i = 0$



[ 3. 託送供給の可否判定 ]

高中圧導管網での託送供給可否判定の考え方の概略を以下に示します。



[ 凡 例 ]

- $P_0$  : A 社ガスの受入圧力  
 $P_1$  : 託送供給依頼者のガス受入圧力  
 $P_2$  : 託送供給依頼者のガス払出圧力  
 $P_3$  : A 社のガス払出圧力  
 $P_4$  : 高压幹線網末端の GS (整圧器) 到着圧力  
 $P_5$  : 中圧幹線網末端の地区整圧器到着圧力
- $Q_0$  : A 社の最大受入ガス量  
 $Q_1$  : 託送供給依頼者の最大受入ガス量  
 $Q_2$  : 日次繰越ガス量、月次繰越ガス量

ケース 1 : 単一の圧力階層の場合

- [ 条 件 ]
- $P_4 >$  当社が設定する運用上の最低必要圧力
  - $P_1 <$  受入導管等の運用上の上限圧力
  - $Q_1 + Q_2 <$  託送供給依頼者の供給力
- を満足する場合、託送供給可能と判定

ケース 2 : 複数の圧力階層にまたがる場合

- [ 条 件 ]
- $P_4 >$  当社が設定する運用上の最低必要圧力
  - $P_5 >$  当社が設定する運用上の最低必要圧力
  - $P_1 <$  受入導管等の運用上の上限圧力
  - $Q_1 + Q_2 <$  託送供給依頼者の供給力
- を満足する場合、託送供給可能と判定

以上



託 送 供 給 約 款  
(導管の連結点で行う託送供給)

平成 29 年 4 月 1 日実施

西 部 瓦 斯 株 式 会 社



## 目 次

### I. 基本事項

1. 約款の適用 .....	1
2. 約款の認可及び変更 .....	1
3. 用語の定義 .....	1
4. 引受条件 .....	4
5. 提供を受けた情報の取り扱い .....	5
6. 日数の取り扱い .....	5
7. 実施細目 .....	5

### II. 託送供給契約の申し込み

8. 検討の申し込み .....	6
9. 託送供給の可否の検討及び通知 .....	6
10. 契約の申し込み及び成立 .....	7
11. 承諾の義務 .....	7
12. 託送供給契約の単位 .....	8

### III. ガス量等の算定

13. 検針 .....	9
14. ガス量の単位 .....	9
15. ガス量の計量及び算定 .....	9
16. 精算料等の支払 .....	10
17. 保証金 .....	11
18. 受入及び払出のための設備工事に伴う費用の負担 .....	12

### IV. 託送供給

19. 託送供給の実施 .....	13
20. 託送供給するガス量の差異に対する措置 .....	13
21. ガスの過不足の精算 .....	13
22. 託送供給の制限等 .....	18
23. 託送供給の制限等の解除 .....	18
24. 損害の賠償 .....	18
25. 立ち入り .....	19

## V. 託送供給契約の継続、変更及び終了等

26. 託送供給契約の継続、変更及び終了	20
27. 託送供給契約消滅後の関係	21
28. 名義の変更	21
29. 債権の譲渡	22

## VI. 保安等

30. 供給施設等の検査	23
31. 災害時対応に関する託送供給依頼者の協力	23

## 附 則

1. 実施期日	24
2. 定期修理時等における取り扱い	24
3. 約款等の閲覧場所	24
4. 乖離率に係る暫定措置	24

## 別 表

(別表第1) 払い出すガスの圧力	25
(別表第2) 受け入れるガスの性状、圧力・温度等の基準値とその測定方法の例及び監視方法	26
(別表第3) ガスの受入のために必要となる設備	29
(別表第4) 注入計画乖離単価、ガスの過不足精算単価	31
(別表第5) ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合のガス量の算式	33
(別表第6) 2.5キロパスカルを超える圧力で供給する場合のガス量の算式	33
(別表第7) 払出エリア（供給区域等）	(別冊)

## 付 録

1. この約款の適用	34
2. 当社窓口	34
3. ガス導管網の圧力計算及び託送供給の可否判定方法	35

# I. 基本事項

## 1. 約款の適用

- (1) 当社が以下の要件をともに満たす託送供給を行う場合、供給条件はこの託送供給約款（以下「この約款」といいます。）によります。
  - ① ガス事業法第2条第4項の要件を満たすものであること。ただし、当社「託送供給約款（需要場所で行う託送供給）」が適用となる場合を除く。
  - ② 託送供給が連結点で行われること。
  - ③ 4に規定する引受条件に適合すること。
- (2) この約款は、別表第7に定める払出エリア（供給区域等）に適用します。
- (3) 託送供給依頼者は、この約款を託送供給契約の内容とすることに同意したうえで、託送供給を申し込んでいただきます。10の定めに従い託送供給契約が成立したときは、この約款が託送供給契約の内容となります。

## 2. 約款の認可及び変更

- (1) この約款は、ガス事業法第48条第1項の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて設定したものです。
- (2) 当社は、ガス事業法の規定に基づき、経済産業大臣の認可を受け、又は経済産業大臣に届け出て、この約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の託送供給約款によります。
- (3) 当社は、この約款を変更する場合は、当社の事業所及びホームページにおいて、この約款を変更する旨、変更後の約款の内容及びその効力発生時期を周知いたします。

## 3. 用語の定義

この約款において使用する用語の意味は、次のとおりといたします。

- (1) 託送供給依頼者  
ガス事業法第2条第4項に基づく託送供給を受けるために当社と託送供給契約を締結する方（受入検討又は供給検討の申し込みをする方、託送供給契約の申し込みをする方を含みます。）をいいます。
- (2) 熱量  
摂氏0度及び圧力101.325キロパスカルの状態のもとにおける乾燥したガス1立方メートルの総熱量をいいます。
- (3) 標準熱量  
ガス事業法及びこれに基づく命令（以下「ガス事業法令」といいます。）で定められた方法によって測定する熱量の毎月の算術平均値の最低値をいいます。
- (4) 圧力  
受入地点・連結点におけるガスの静圧力をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。
- (5) 最高圧力

託送供給依頼者に供給するガスの圧力の最高値をいいます。

(6) 最低圧力

託送供給依頼者に供給するガスの圧力の最低値をいいます。

(7) 受入地点

託送供給において、当社が託送供給依頼者からガスを当社の導管に受け入れるガスの受渡地点をいいます。

(8) 連結点

託送供給において、当社が託送供給依頼者に対してガスを導管から払い出すガスの受渡地点（需要場所を除く。）であって、当社が維持・運用する導管と他のガス導管事業者が維持・運用する導管とが連結する場所をいいます。

(9) 需要場所

需要家（ガスを供給する相手方のうち卸供給先事業者以外の者をいいます。）が、託送供給依頼者から供給された託送供給に係るガスを使用する場所をいいます。

(10) 託送供給契約

託送供給約款及び基本契約、個別契約を合わせた契約の総称をいいます。

(11) 基本契約

個別契約に定める事項を除き、託送供給に関わる事項を託送供給依頼者ごとに定める契約をいいます。

(12) 個別契約

連結点ごとに適用される事項を定める契約をいいます。

(13) 契約年間託送供給量

託送供給契約で定める契約月別託送供給量の1年間の合計量をいいます。

(14) 契約月別託送供給量

託送供給契約で定める月別の託送供給量をいいます。

(15) 受入ガス量

当社が一の託送供給依頼者から受入地点で受け入れる1時間ごとのガス量をいいます。

(16) 払出ガス量

当社が託送供給依頼者に連結点で払い出す1時間ごとのガス量をいいます。

(17) 契約最大受入ガス量

託送供給契約に定める受入ガス量の最大値をいいます。

(18) 契約最大払出ガス量

託送供給契約で定める払出ガス量の最大値をいいます。

(19) 計画払出ガス量

託送供給依頼者が策定した、ある払出エリアにおける1日の払出ガス量の計画値の合計をいいます。

(20) 月別受入ガス量

一の託送供給依頼者の各受入地点における毎月1日7時を起点として、翌月1日7時までの1か月ごとの受入ガス量及び調整指令に基づき当該託送供給依頼者分として製造事業者等が注入したガス量の総量をいいます。

(21) 月別払出ガス量

一の託送供給依頼者の各連結点における1か月ごとの払出ガス量を合計したものをいい、託送供給契約書に定める算式により算定するものをいいます。

(22) 注入グループ

払出エリアが同一となる受入地点をあわせたグループをいいます。

(23) 払出エリア

任意の受入地点から受け入れたガスを任意の場所で払い出すことが可能な、当社が策定したエリアをいいます。払出エリアは、当社があらかじめ設定するものとし、別表第7に定めます。なお、払出エリアは、製造設備の新設等に応じて見直す場合があります。

(24) 注入計画

導管へ注入する1時間ごとのガス量の計画値をいいます。

(25) 月次繰越ガス量

月別払出ガス量と月別受入ガス量に生じた差のうち、注入計画に反映させるガス量をいいます。

(26) 日次繰越ガス量

7時を起点として翌日7時までの1日ごとの注入指示量又はこれに調整指令を反映させたガス量と受入ガス量に生じた差の合計値をいいます。

(27) 注入指示量

当社が託送供給依頼者に通知した受入地点ごとの導管へ注入する1時間ごとのガス量の計画値をいいます。

(28) 調整指令

当社が当日の任意の時間において、導管へ注入するガス量を注入指示量から変更して、製造事業者等に通知することをいいます。

(29) ガス工作物

ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます。

(30) 供給施設

ガス工作物のうち、導管、整圧器、ガスメーター及びそれらの附属施設をいいます。

(31) 本支管

原則として公道（道路法その他の法令に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路をいいます。）に並行して公道に埋設する導管をいい、付属するバルブ及び水取り器（導管内にたまった水を除去する装置をいいます。）等を含みます。

なお、次の全てを満たす私道に埋設する導管については、将来、当社が当該設備の変更や修繕を行うことに関して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめ得られない場合を除き本支管として取り扱います。

- ① 不特定多数の人及び原則として道路構造令第4条第2項に定める普通自動車の通行が可能であること
- ② 建築基準法第42条に定める基準相当を満たすものであること
- ③ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと
- ④ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること
- ⑤ その他、当社が本支管、供給管を管理するうえで著しい障害がないと判断できること

(32) 整圧器

ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。

(33) ガスメーター

注入計画乖離補償料又は過不足ガス量精算料の算定の基礎となるガス量を計量するために用いられる計量器をいいます。

(34) ガス工事

供給施設の設置又は変更の工事をいいます。

(35) 検針

ガス量を算定するために、ガスメーターの指示値を目視又は通信設備等により読み取ることをいいます。

(36) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(37) 卸供給先事業者

託送供給依頼者からガスの供給を受け、ガス小売事業を営むものをいいます。

(38) 事業者間精算契約

当社が、連結点で導管が接続している他のガス導管事業者と締結する契約をいいます。

(39) 休日

日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び12月30日をいいます。

(40) 45メガジュール地区

標準熱量45メガジュールのガスを供給する地区をいいます。

(41) 46メガジュール地区

標準熱量46メガジュールのガスを供給する地区をいいます。

#### 4. 引受条件

当社は、以下の条件に適合する託送供給をこの約款により引き受けます。

(1) ガスの受入が、当社の導管において行われるものであること。

(2) ガスの払出が連結点において行われるものであること。

(3) 1連結点、1託送供給依頼者について、1個別契約であること。なお、複数連結点が同一の払出エリアに属する等当社が認める場合は、複数連結点、1託送供給依頼者について、1個別契約であること。

(4) 受入地点から連結点へ当社の導管で接続されていること。

(5) 託送供給するガス量その他の託送供給条件が、受入地点から連結点への当社の導管の供給能力の範囲内であること、及び当社導管系統運用上において当社の託送供給の事業の遂行に支障を生じさせないものであること。

(6) 受け入れるガスが、別表第2に定める基準を満たし、需要家のガス使用に悪影響がないこと。

また、受け入れるガスが別表第2の基準を満たすことについて託送供給依頼者が監視、記録のうえ、当社の求めに応じて当社に報告すること。

(7) 託送供給するガスが、受入地点において、当社の導管への注入に必要な十分な圧力を有すること。

(8) 託送供給依頼者が、基本契約の期間内にわたり、安定的に所定の量と性状のガスを製造又は調達し、受入地点において注入が可能であること。

- (9) 託送供給依頼者において、ガスの受入地点に原則として別表第3に掲げる設備等（基本契約ごとの契約最大受入ガス量等に応じてその具体的内容を決定するものとし、基本契約で定めます。）を設け、常時監視が行えること。
- (10) 託送供給依頼者が受入地点に設置する受入設備が、当該託送供給依頼者に求められる供給力を上回る能力を確保していること。
- なお、当該託送供給依頼者に求められる供給力とは、以下①から③を合計したものをいう。
- ① 当該託送供給依頼者の託送供給契約における契約最大受入ガス量
  - ② 日次繰越ガス量を翌々日以降に追加注入する際に必要な供給力で①の5パーセント
  - ③ 月次繰越ガス量を翌々月に追加注入する際に必要な供給力で①の5パーセント
- (11) 当該託送供給に関して、原則として、託送供給依頼者がガスの製造等を依頼する製造事業者等が、当社の調整指令に基づき導管へガスを注入すること。
- (12) 保安上及び供給安定上必要な場合に、託送供給依頼者において、受け入れ及び払い出し調整、緊急遮断等迅速な対応が可能な体制、設備を有するとともに、休日及び夜間を含めた当社との連絡体制を確立していること。

## 5. 提供を受けた情報の取り扱い

当社は、託送供給依頼者より提供を受けた情報については、託送供給及び保安業務の目的以外に使用いたしません。

## 6. 日数の取り扱い

この約款において、日数は、初日を含めて算定いたします。

## 7. 実施細目

この約款の実施上必要な細目的事項は、託送供給契約に定めるほか、そのつど託送供給依頼者と当社との協議によって定めます。

なお、当社は、必要に応じて、卸供給先事業者又は事業者間精算契約の相手方となるガス導管事業者と別途協議を行うことがあります。

## Ⅱ. 託送供給契約の申し込み

### 8. 検討の申し込み

#### — 受入検討の申し込み —

(1) 当社の導管にガスの注入を希望する託送供給依頼者は、あらかじめこの約款を承諾のうえ、当社の定める様式により、当該受入地点に関して次の事項を明らかにして、当社に受け入れに関する検討（以下「受入検討」といいます。）の申し込みをしていただきます。受入検討は、受入地点単位に、1 検討として申し込みをしていただきます。

- ① 受入地点
- ② 最大受入ガス量
- ③ 受入開始希望日
- ④ 受入ガスの性状と圧力
- ⑤ 受入ガスの製造方式、原料調達計画又はガスの調達計画、及び管理体制
- ⑥ その他当社が必要と認める事項

(2) 当社は、検討に際して発生した費用に消費税等相当額を加算した金額を申し受けます。

#### — 供給検討の申し込み —

(3) ガスの払出の検討（以下「供給検討」といいます。）を希望する託送供給依頼者は、あらかじめこの約款を承諾のうえ、基本契約に定める場合を除いて、当社の定める様式により、次の事項を明らかにして当社に供給検討の申し込みをしていただきます。供給検討は、連結点単位に、1 検討として申し込みをしていただきます。供給検討の申し込みにあたり、受入検討を事前に行っていただきます。なお、4 で示す条件を満たしているかどうかを確認するために、申し込み受領後に明らかにしていただく事項を追加することがあります。

- ① 連結点
- ② 月別託送供給量及び年間託送供給量
- ③ 払出開始希望日
- ④ 最大払出ガス量
- ⑤ 流量変動（1 日における 1 時間あたりのガスの流量の変動）
- ⑥ 払い出すガスの圧力
- ⑦ 連結点における導管口径
- ⑧ その他当社が必要と認める事項

(4) 供給検討にあたり、試掘調査など別途費用を要する場合にはその費用に消費税等相当額を加えた金額を申し受けます。

### 9. 託送供給の可否の検討及び通知

(1) 当社は、8 の受入検討の申し込みがあった場合には4 の引受条件についても確認したうえで、その検討結果を原則として申し込み受付日から 90 日以内に託送供給依頼者に当社の定める様式により通知いたします。通知にあたっては、この約款による受入が可能な場合には、計量方法に関する事項、負担いただく金額の概算等を、受入の引き受けが不可能な場合にはその理由を、付

します。

- (2) 当社は、8の供給検討の申し込みがあった場合には4の引受条件についても確認したうえで、その検討結果を原則として申し込み受付日から90日以内に託送供給依頼者に当社の定める様式により通知いたします。通知にあたっては、この約款による託送供給が可能な場合には託送供給依頼者に負担いただく金額の概算等を、検討申し込みに係る払出の引き受けが不可能な場合にはその理由を、付します。
- (3) 申し込みの内容により、(1)(2)に定める期間を超えて検討が必要な場合、及び追加検討を実施する場合には、当社は託送供給依頼者と協議のうえ、検討期間を定めるものといたします。

## 10. 契約の申し込み及び成立

### — 基本契約の申し込みの場合 —

- (1) 基本契約の締結を希望する託送供給依頼者は、当社の定める様式により、契約開始日の90日前の日までに、基本契約の申し込みをしていただきます。
- (2) 基本契約の申し込みの際し、8の受入検討の必要がある場合は、(1)の内容に加え、9(1)により当社が通知した供給条件に従い、9(1)による検討結果の通知後、原則として180日以内に基本契約の申し込みをしていただきます。
- (3) 基本契約は当社と託送供給依頼者が書面等にて契約を締結したときに成立するものといたします。
- (4) 基本契約の期間は、当社の供給計画の期間内とし、原則として年単位といたします。

### — 個別契約の申し込みの場合 —

- (5) 個別契約の申し込みにあたり、基本契約の申し込みを事前に行っていただきます。託送供給の実施を希望する託送供給依頼者は、原則として9(2)により当社が通知した検討結果に従い、当社の定める様式により、託送供給期間の最初の日(以下「託送供給開始日」といいます)の5営業日前の日までに、個別契約の申し込みをしていただきます。
- (6) 個別契約の申し込みは、9(2)による検討結果の通知後、原則として180日以内に行っていただきます。
- (7) 個別契約は当社が託送供給依頼者の個別契約の申し込みを承諾した時に成立するものといたします。なお、託送供給実施に必要な事項を取り決める必要がある場合は、当社と託送供給依頼者で必要な事項を取り決めた後、個別契約の申し込みを承諾いたします。
- (8) 個別契約の期間は、基本契約の期間内とし、原則として1年単位といたします。
- (9) 託送供給依頼者は、必要に応じて、託送供給開始日に託送供給開始に必要な作業を行い、当社に報告していただきます。報告は翌営業日までに行っていただきます。
- (10) 当社は、やむを得ない理由によって個別契約に定めた託送供給開始日に託送供給を開始できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためて託送供給依頼者と協議のうえ託送供給開始日を定めて託送供給を開始いたします。

## 11. 承諾の義務

- (1) 当社は、託送供給契約の申し込みがあった場合には、(2)(3)(4)に規定する場合を除き、承諾いたします。

(2) 当社は、次に掲げる事由により託送供給契約を締結することが不可能又は著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。

- ① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合
- ② 災害、感染症の流行、ガス工作物の状況等により託送供給能力が減退した場合
- ③ 申し込まれたガスの受入地点、連結点が、特異地形等であって託送供給が技術的に困難であり又は保安の維持が困難と認められる場合
- ④ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力では託送供給が不可能又は著しく困難な場合

(3) 当社は、22の託送供給の制限等の事由に該当する場合や、託送供給依頼者が当社との他の託送供給契約（既に消滅しているものを含みます。）における債務の履行状況によりやむを得ない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

(4) 当社は、託送供給依頼者が、4の引受条件で定める条件又は9（1）（2）で通知した供給の条件を満たさない場合には、申し込みを承諾できないことがあります。

(5) 当社は、（2）（3）（4）により託送供給契約の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく託送供給依頼者にお知らせいたします。

## 12. 託送供給契約の単位

(1) 当社は、1託送供給依頼者について、原則として1基本契約を締結いたします。

(2) (1)に関わらず、当該託送供給依頼者が、別途当社と託送供給約款（需要場所で行う託送供給）に基づく基本契約を締結する場合は、原則として、その内容も含めた1基本契約を締結します。なお、この場合、19から21の規定について、託送供給約款（需要場所で行う託送供給）と一体として取り扱います。

(3) 当社は、1連結点、1託送供給依頼者について、1個別契約をもって託送供給を行います。なお、複数連結点がある場合であっても、当該複数連結点が同一の払出エリアに属する等当社が認める場合は、1個別契約を適用します。それぞれの個別契約は原則として1基本契約に属するものといたします

## Ⅲ. ガス量等の算定

### 1 3. 検針

#### — 受入地点の検針 —

- (1) 当社は、1時間ごと毎正時に検針を行います。また、その詳細は基本契約に定めます。
- (2) ガスメーターの故障等によって正しく計量できなかった場合には、受入ガス量は、託送供給依頼者と当社との協議によって定めるものといたします。

#### — 連結点の検針 —

- (3) 当社は、あらかじめ定めた日に毎月1度検針（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。）を行います。定例検針を行う日は原則として以下の手順により定めます。
  - ① 検針区域の設定…効率的に検針できるよう、一定の区域を設定いたします。
  - ② 定例検針を行う日の設定…検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮のうえ検針を行う日を定めます。
- (4) 当社は、(3)の定例検針日以外に次の日に検針を行います。
  - ① 新たに託送供給を開始した日（託送供給依頼者からの申し込みにより、ガスメーターを開栓した日をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し開栓する場合を除きます。）
  - ② 26に定めるところにより、個別契約を終了した日
  - ③ ガスメーターを取り替えた日
  - ④ その他当社が必要と認めた日
- (5) ガスメーターの取替又は検査等によりガスメーターにより正しく計量ができない場合は、託送供給依頼者が立ち会いのうえ当社の定める方法によりガス量を算定します。ただし、託送供給依頼者と当社であらかじめ合意している場合はこの限りではありません。
- (6) 当社は、災害、感染症の流行、その他やむを得ない事情により、検針すべき日に検針できない場合があります。

### 1 4. ガス量の単位

特に定めがない限り、ガス量は立方メートル単位の整数とし、検針時には小数点以下は読みません。

### 1 5. ガス量の計量及び算定

#### — 受入地点のガス量の計量及び算定 —

- (1) 当社は、原則として13(1)又は(2)の値に温度及び圧力等の補正を行うことにより、受入ガス量を算定することとし、その詳細は託送供給契約書に定めます。
- (2) 当社は、(1)の結果を速やかに託送供給依頼者に通知いたします。
- (3) 受入地点において当社が認める場合には、託送供給依頼者が指定する機器で計量を行う場合があります。

#### — 連結点のガス量の計量及び算定 —

(4) 当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、当該1か月のガスを算定いたします。

なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けられたガスメーターそれぞれにより算定された期間中のガスを合算して、当該1か月のガス量といたします。

(5) (4)の「検針日」とは、次の日をいいます((6)において同じ)。

① 13(3)及び(4)①②④の日であって、実際に検針を行った日。ただし、あらかじめ当社が指定した日がある場合、実際の検針を行った日にかかわらず、その指定した日をもって検針日とすることがあります。

② (8)の規定によりガスを算定した場合は、検針をすべきであった日

(6) 一の連結点において当該託送供給に係るガスの払出と同時に他のガスの払出が行われる場合は、原則として、月別払出ガス量(この場合、当社の維持・運用する導管から払い出されたガスを受け入れる他のガス導管事業者が需要場所で計量し、算定した当該1か月のガス量を用いて算定する場合があります。)に基づき(4)の値を按分し、当該1か月のガスを算定いたします。ただし、当該託送供給に係るガスを区分して算定できないと当社が判断した場合は、協議の上、(4)にかかわらず、19(1)で定める計画払出ガス量を踏まえて、当該1か月のガスを算定する場合があります。

(7) 当社は、(4)の結果を速やかに託送供給依頼者に通知いたします。

#### — 災害・ガスメーター故障等の場合の連結点におけるガス量算定等 —

(8) 当社は、災害等やむを得ない事情のため検針すべき日に検針できなかった場合の当該1か月のガス量は、当社託送供給約款(需要場所で払い出す託送供給)の16(8)～(11)に準じて算定します。なお、後日ガスメーターの破損又は滅失等が判明した場合には、(10)に準じてガスを算定し直します。

(9) 当社は、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えていることが判明した場合には、託送供給依頼者と協議のうえ、ガスメーターを取り替えた日の前3か月分を超えない範囲内で、別表第5の算式によりガスを算定いたします。

ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定いたします。

(10) 当社は、ガスメーターの故障、災害等によるガスメーターの破損又は滅失その他の事由によりガス量が不明の場合には、前3か月分、前年同期の同一期間のガス量又は取り替えたガスメーターによるガス量その他の事情を基準として、託送供給依頼者と協議のうえ、ガスを算定いたします。

(11) 当社は、別表第1(2)の規定による圧力のガスを供給する場合には、別表第6の算式によりガスを算定いたします。

## 16. 精算料等の支払

(1) 20に規定する注入計画乖離補償料の支払義務は、精算対象月の翌月1日に発生いたします。

(2) 21に規定する過不足ガス量精算料の支払義務は、精算対象月の翌々月1日に発生いたします。

(3) 注入計画乖離補償料及び過不足ガス量精算料の支払い期限日は、支払義務発生月の月末日といたします。

(4) (3)に定める支払期限日が、休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたし

ます。

— 託送供給依頼者が当社に支払う場合 —

- (5) 注入計画乖離補償料、過不足ガス量精算料（以下「精算料等」といいます。）、延滞利息は、当社が指定した金融機関預金口座に振り込んでいただきます。
- (6) (5) の支払は、当社が指定した金融機関預金口座に振り込まれた日になされたものといたします。
- (7) (5) の支払にかかる振込手数料は、託送供給依頼者の負担といたします。
- (8) 精算料等が支払期限日までに支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払の日まで、精算料等から消費税等相当額を差し引いた金額に対して1日当たり0.0274パーセントの延滞利息を託送供給依頼者から申し受けます。
- (9) 延滞利息は、原則として、延滞利息の算定の対象となる精算料等を支払われた直後に支払義務が発生する精算料等とあわせてお支払いいただきます。
- (10) 延滞利息の支払義務は、原則として、(9)の規定に基づきあわせて支払っていただく精算料等の支払義務発生日に発生したものとみなします。
- (11) 延滞利息の支払期限日は、原則として、(9)の規定に基づきあわせて支払っていただく精算料等の支払期限日と同じとします。
- (12) 延滞利息、注入計画乖離補償料、過不足ガス量精算料は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

— 当社が託送供給依頼者に支払う場合 —

- (13) 過不足ガス量精算料は、託送供給依頼者が指定した金融機関預金口座に振り込みます。
- (14) (13) の支払は、託送供給依頼者が指定した金融機関預金口座に振り込みをした日になされたものといたします。
- (15) (13) の支払にかかる振込手数料は、当社で負担いたします。
- (16) 当社が支払期限日までに支払わない場合、支払期限日の翌日から支払の日まで、過不足ガス量精算料から消費税等相当額を差し引いた金額に対して1日当たり0.0274パーセントの延滞利息を託送供給依頼者にお支払いいたします。
- (17) 過不足ガス量精算料及び延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいたします。

## 17. 保証金

- (1) 当社は、託送供給依頼者から、この約款に基づく申し込み、託送供給の開始に先立って、又は供給継続若しくは再開の条件として、別途協議の上、定めた額の保証金を預かることがあります。
- (2) 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。
- (3) 当社は、託送供給依頼者から保証金を預かっている場合において、その託送供給依頼者から支払期限日を経過してもなお精算料等及び延滞利息の支払いがなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払いがないときは、保証金をもってその精算料等及び延滞利息に充当いたします。この場合、保証金の不足分を託送供給依頼者に補充していただくことがあります。
- (4) 当社は、預かり期間経過後、又は26の規定により託送供給契約が消滅したときは、保証金((3)に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。)を速やかにお

返しいたします。なお、保証金には利息を付しません。

## 18. 受入及び払出のための設備工事に伴う費用の負担

- (1) 託送供給を実施するため、受入及び払出のための当社設備又は受け入れるガスの性状及び圧力を監視するための当社諸施設その他の設備等を新たに設置、増強、更新等する必要がある場合、当社は、その工事費に消費税等相当額を加えた金額を託送供給依頼者から申し受けます。ただし、ガスメーター本体費用は当社が負担します。
- (2) 用地の確保及び当該用地の契約期間中の使用の継続に要する費用（専ら託送供給の用に供されるものに限り。）は、託送供給依頼者から申し受けます。
- (3) 託送供給の申し込みに伴い、(1)の工事が発生する場合には、託送供給依頼者と工事に関する契約を別途締結いたします。
- (4) 当社は、(1)の規定により、託送供給依頼者に負担いただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日の前日までに全額申し受けます。
- (5) 当社は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に工事費を全額申し受けます。
- (6) 当社は、次の事情によって工事費に著しい差異が生じたときは、工事完成後、遅滞なく、精算することといたします。
  - ① 工事の設計後に託送供給依頼者の申し出により導管の延長・口径又は材質その他工事に要する材料の変更及び特別の工程等工事の実施条件に変更があったとき
  - ② 工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘削規制等に伴う工事の実施条件に変更があったとき
  - ③ 工事に要する材料の価額又は労務費に著しい変動のあったとき
  - ④ その他工事費に著しい差異が生じたとき
- (7) 当社の工事着手後、工事に関する契約が変更又は解約される場合（当社の都合による場合を除きます。）は、当社が既に要した費用及び変更又は解約によって生じた損害を賠償していただきます。
- (8) (7)に基づき費用及び損害を賠償していただく範囲は次のとおりといたします。
  - ① 既に実施した設計見積もりの費用（消費税等相当額を含みます。）
  - ② 既に工事を実施した部分についての材料費・労務費等の工事費（消費税等相当額を含みます。）及び工具・機械等の使用に要した費用（消費税等相当額を含みます。）
  - ③ 原状回復に要した費用（消費税等相当額を含みます。）
  - ④ その他工事の実施についての特別の準備をしたことによる損害
- (9) 工事費は、当社が指定した金融機関預金口座に振り込んでいただきます。なお、振込手数料は託送供給依頼者の負担といたします。
- (10) 必要となる設備の所有権は、費用負担の如何にかかわらず、原則として受入地点から連結点までの部分及びガスメーターについては当社に帰属するものとし、それ以外の部分については、基本契約で定める場合を除き、当社に帰属しないものとします。

## IV. 託送供給

### 19. 託送供給の実施

- (1) 託送供給依頼者（19において、当社がガス小売事業を行う場合には当社を含みます。）は、託送供給の実施に先立ち、計画払出ガスを算定し、前日までに当社に通知していただきます。また、月間計画払出ガス量（託送供給依頼者が策定した、ある払出エリアにおける1か月の払出ガス量の計画値の合計をいいます。）を策定し、前月末日の5営業日前の日までに当社に通知していただきます。
- (2) 当社は、注入グループごとに注入計画を算定します。なお、一注入グループに対して、複数の託送供給依頼者が通知した計画払出ガス量がある場合は、注入計画を計画払出ガス量に応じて按分し、託送供給依頼者ごとの注入計画を算定します。
- (3) 当社は、(2)で算定した注入計画に日次繰越ガス量及び月次繰越ガス量を反映し、注入指示量として託送供給依頼者に通知いたします。
- (4) 託送供給依頼者は、原則として注入指示量と受入ガス量が毎正時から始まる1時間ごとに一致するよう調整するものとします。
- (5) 当社は調整指令を行うことがあります。調整指令の詳細は製造事業者等と別途締結する調整契約に定めるものとします。なお、調整指令を行った場合、託送供給依頼者の受入ガス量は調整指令前の注入指示量を満たしたものとみなします。

### 20. 託送供給するガス量の差異に対する措置

- (1) 日次繰越ガス量が生じた場合、当社は原則当該日の2日後の注入計画に反映するものとします。
- (2) 毎正時から始まる1時間ごとの注入指示量と受入ガス量に生じた差の絶対値が注入指示量の5パーセントを超えた場合は、以下の算式により算定した金額を注入計画乖離補償料とし、消費税等相当額を加えた金額を申し受けます。

(受入ガス量が注入指示量を上回った場合)

$$(\text{受入ガス量} - \text{注入指示量}) \times \text{注入計画乖離単価}$$

(受入ガス量が注入指示量を下回った場合)

$$(\text{注入指示量} - \text{受入ガス量}) \times \text{注入計画乖離単価}$$

なお、注入計画乖離単価については別表第4に定めるものとします。

### 21. ガスの過不足の精算

月別受入ガス量と月別払出ガス量に差異（以下「過不足ガス量」といいます。）が生じた場合の取り扱いについては、以下のとおりとし、その細目は託送供給契約に定めます。なお、過不足ガス量は以下の算式により算定します。

$$\text{月別払出ガス量} - \text{月別受入ガス量}$$

(1) 当社が託送供給を行う全ての託送供給依頼者（以下、「全ての託送供給依頼者」には、当社がガス小売事業を行う場合には当社を含みます。）において、過不足ガス量が月別受入ガス量の±5パーセント以内の場合、過不足ガス量を発生させた託送供給依頼者に対して、当該過不足ガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映するものとします。

(2) 当社が託送供給を行う全ての託送供給依頼者、又は特定の託送供給依頼者（以下、「特定の託送供給依頼者」には、当社がガス小売事業を行う場合には当社を含むことがあります。）の過不足ガス量が月別受入ガス量の±5パーセントの範囲を超える場合、計画払出ガス量の当該月の総量と月別払出ガス量の差異の絶対値が計画払出ガス量の当該月の総量に占める割合（以下「乖離率」といいます。）に応じて、以下のとおり取り扱います。

① 全ての託送供給依頼者の乖離率が5パーセント以下の場合

(イ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の±5パーセントを超える託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、月別受入ガス量の5パーセント（過不足ガス量がマイナスの場合は-5パーセント）のガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映するものとします。ただし、過不足ガス量が月別受入ガス量の±5パーセントを超える託送供給依頼者が複数いる場合は、託送供給依頼者は5パーセント（過不足ガス量がマイナスの場合は-5パーセント）全量を繰り越せないことがあります。また、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量については、以下のように取り扱います。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量について、(3)で定める当該託送供給依頼者の実費相当単価に月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量を乗じた額の絶対値を過不足ガス量精算料とし、消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者に支払うものとします。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量について、(3)で定める当該託送供給依頼者の実費相当単価に月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量を乗じた額を過不足ガス量精算料とし、消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

(ロ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の±5パーセント以内の託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、以下の算式により算定したガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映するものとします。

$$V = V_1 \times V_2 \div V_3$$

V : 月次繰越ガス量

V<sub>1</sub> : 過不足ガス量

$V_2$  : 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える全ての託送供給依頼者の  
月次繰越ガス量の合計

$V_3$  : 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える全ての託送供給依頼者の  
過不足ガス量の合計

また、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量については、  
以下のように取り扱います。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量について、  
(3) で定める当該託送供給依頼者の実費相当単価に月次繰越ガス量として繰り越せな  
かったガス量に乗じた額の絶対値を過不足ガス量精算料とし、消費税等相当額を加えた金額  
を、託送供給依頼者に支払うものとします。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量について、  
(3) で定める当該託送供給依頼者の実費相当単価に月次繰越ガス量として繰り越せな  
かったガス量に乗じた額を過不足ガス量精算料とし、消費税等相当額を加えた金額を、託送  
供給依頼者から申し受けるものとします。

② 全ての託送供給依頼者又は特定の託送供給依頼者の乖離率が5パーセントを超過した場合

(イ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、月別受入ガス量の5パーセント(過不足ガス量がマイナ  
スの場合は-5パーセント)のガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映  
するものとします。ただし、過不足ガス量が月別受入ガス量の±5パーセントを超える託  
送供給依頼者が複数いる場合は、託送供給依頼者は5パーセント(過不足ガス量がマイナ  
スの場合は-5パーセント)全量を繰り越せないことがあります。また、過不足ガス量の  
うち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量については、以下のように取り扱  
います。なお、乖離率が最も大きい託送供給依頼者を起因者とします。

— 起因者の場合 —

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量について、  
以下の算式により算定した金額の絶対値を過不足ガス量精算料とし、消費税等相当額を加  
えた金額を、託送供給依頼者に支払うものとします。

過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量 ×  
( (精算対象月の全日本通関LNG価格×託送供給依頼者と当社が合意した構成比率  
+ 精算対象月の全日本通関LPG価格×託送供給依頼者と当社が合意した構成比率  
+ 石油石炭税等租税課金) × 70パーセント

×公表されている数値に基づき当社が算定した換算係数＋製造単価)

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量について、以下の算式により算定した金額を過不足ガス量精算料とし、消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量 ×  
( (精算対象月の全日本通関LNG価格×託送供給依頼者と当社が合意した構成比率  
＋精算対象月の全日本通関LPG価格×託送供給依頼者と当社が合意した構成比率  
＋石油石炭税等租税課金) × 130パーセント  
×公表されている数値に基づき当社が算定した換算係数＋製造単価)

— 起因者以外の場合 —

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量について、(3)で定める当該託送供給依頼者の実費相当単価に月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量を乗じた額の絶対値を過不足ガス量精算料とし、消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者に支払うものとします。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量について、(3)で定める当該託送供給依頼者の実費相当単価に月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量を乗じた額を過不足ガス量精算料とし、消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

(ロ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の±5パーセント以内の託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、以下の算式により算定したガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映するものとします。なお、乖離率が最も大きい託送供給依頼者を起因者とします。

$$V = V_1 \times V_2 \div V_3$$

V : 月次繰越ガス量

V<sub>1</sub> : 過不足ガス量

V<sub>2</sub> : 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える全ての託送供給依頼者の月次繰越ガス量の合計

V<sub>3</sub> : 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える全ての託送供給依頼者の過不足ガス量の合計

また、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量については、以下のように取り扱います。

— 起因者の場合 —

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量について、以下の算式により算定した金額の絶対値を過不足ガス量精算料とし、消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者に支払うものとします。

過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量 ×  
( (精算対象月の全日本通関LNG価格×託送供給依頼者と当社が合意した構成比率  
+ 精算対象月の全日本通関LPG価格×託送供給依頼者と当社が合意した構成比率  
+ 石油石炭税等租税課金) × 70パーセント  
× 公表されている数値に基づき当社が算定した換算係数+製造単価)

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量について、以下の算式により算定した金額を過不足ガス量精算料とし、消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量 ×  
( (精算対象月の全日本通関LNG価格×託送供給依頼者と当社が合意した構成比率  
+ 精算対象月の全日本通関LPG価格×託送供給依頼者と当社が合意した構成比率  
+ 石油石炭税等租税課金) × 130パーセント  
× 公表されている数値に基づき当社が算定した換算係数+製造単価)

— 起因者以外の場合 —

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量について、(3)で定める当該託送供給依頼者の実費相当単価に月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量を乗じた額の絶対値を過不足ガス量精算料とし、消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者に支払うものとします。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量について、(3)で定める当該託送供給依頼者の実費相当単価に月次繰越ガス量として繰り越せなかったガス量を乗じた額を過不足ガス量精算料とし、消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

(3)(2)の実費相当単価並びに製造単価については、別表第4に定めるものとします。

## 2 2. 託送供給の制限等

- (1) 託送供給依頼者は、受入地点において注入するガスの性状、圧力が託送供給契約と相違する場合は、ガスの注入を中止していただきます。
- (2) 託送供給依頼者は、次の事由のいずれかに該当する場合には、受入地点における当社へのガスの注入又は連結点における払出を制限又は中止していただきます。
  - ① 受入ガス量が当社の通知する注入指示量と著しく乖離する場合
  - ② 託送供給依頼者が、2 5に掲げる当社係員の行う作業を正当な理由なく拒否又は妨害した場合
  - ③ 託送供給依頼者が、ガス工作物を故意又は過失により損傷し又は失わせた場合
- (3) 当社は、(1) (2) にかかわらず託送供給依頼者がガスの注入又は払出を制限又は中止しない場合には、託送供給の制限又は中止をする場合があります。その際は、当社はあらかじめその旨を託送供給依頼者にお知らせいたします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。
- (4) 当社は次の事由のいずれかに該当するときには、託送供給依頼者にお知らせすることなく、託送供給の制限又は中止をする場合があります。
  - ① 災害等その他の不可抗力が生じた場合
  - ② ガス工作物に故障が生じた場合
  - ③ ガス工作物の修理その他工事施工（ガスメーター等の点検、修理、取替等を含みます。）のため特に必要がある場合
  - ④ 法令の規定による場合
  - ⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
  - ⑥ 保安上又はガスの安定供給上必要な場合
  - ⑦ その他当社のガス導管事業の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合又は発生するおそれがあると認めた場合
  - ⑧ その他、託送供給依頼者が、託送供給契約又はその他関連する契約に違反し、その旨を警告しても改めない場合

## 2 3. 託送供給の制限等の解除

- (1) 託送供給依頼者は、2 2 (1) (2) によるガスの注入又は払出の制限又は中止を解除しようとする場合は、事前に当社と協議するものといたします。
- (2) 当社は、2 2 (3) (4) により託送供給の制限又は中止をした場合において、その理由となった事実が解消された場合は速やかに制限又は中止を解除いたします。
- (3) 託送供給依頼者の責による制限又は中止及びその解除に要する費用は、その制限又は中止の解除に先立って申し受けます。

## 2 4. 損害の賠償

- (1) 2 2 (1) (2) の規定に違反して託送供給依頼者がガスの注入又は払出の制限又は中止を行わなかったことにより、又は2 2 (3) により当社が損害を受けたときはその損害を賠償していただきます。2 2 (4) において、託送供給依頼者の責に帰すべき事由がある場合も同様といたします。
- (2) 当社が、2 2 (3) (4) の規定により託送供給の制限又は中止をし、又は2 6の規定により解

約をしたために、託送供給依頼者、事業者間精算契約の相手方となるガス導管事業者、託送供給依頼者若しくは卸供給先事業者の需要家又は第三者が損害を受けても、当社の責に帰すべき事由がないときは、当社はその賠償の責任を負いません。

(3) この約款に基づき託送供給を制限又は中止をしたことにより、需要家等又は第三者に損害が生じる等紛争が生じたときは、原則として託送供給依頼者に対応していただきます。

## 25. 立ち入り

(1) 当社は、次の作業のため必要な場合には、託送供給依頼者あるいは事業者間精算契約の相手方となるガス導管事業者の土地及び建物に、係員を立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。なお、係員は求めに応じ、所定の証明書を提示いたします。

- ① 検針のための作業（ガスメーター等の確認作業等を含みます。）
- ② 供給施設の検査のための作業
- ③ 当社の供給施設の設計、工事又は維持管理に関する作業
- ④ 22の規定による託送供給の制限又は中止のための作業
- ⑤ 23の規定による託送供給の制限又は中止を解除するための作業
- ⑥ 26の規定による解約等に伴い、託送供給を終了させるための作業
- ⑦ ガスメーター等の法定検定期間満了等による取替の作業
- ⑧ その他保安上必要な作業

(2) 託送供給依頼者は、(1)に定める事業者間精算契約の相手方となるガス導管事業者の土地及び建物へ当社が立ち入ることについて、当該ガス導管事業者の承諾を得ていただきます。なお、当該承諾書は、当社が認める場合を除き、当社にその写しを提出していただきます。

## V. 託送供給契約の継続、変更及び終了等

### 2 6. 託送供給契約の継続、変更及び終了

#### — 基本契約の場合 —

- (1) 基本契約期間満了後も当該基本契約（(2)による変更があった場合には変更後の基本契約）による託送供給の継続に支障がないと当社が認め、託送供給依頼者が継続を希望するときは同満了時点における最新の当社の供給計画の終了時点までを限度として基本契約を継続するものとし、以後同様とします。
- (2) 基本契約の変更を希望する託送供給依頼者は、基本契約の満了日又は変更を希望する期日の90日前までに、基本契約の変更の申し込みをしていただきます。なお、その変更の内容によっては、8（1）に規定する受入検討を申し込んでいただく場合があります。
- (3) 基本契約の期間満了前に基本契約の終了を希望する託送供給依頼者は、終了を希望する期日の90日前までに、基本契約の終了の申し込みをしていただきます。この申し込みを当社が承諾した場合、終了を希望する期日をもって基本契約を終了いたします。なお、基本契約の終了の期日に個別契約が継続していた場合、当該終了の期日をもって個別契約を終了いたします。

#### — 個別契約の場合 —

- (4) 個別契約期間の満了日までに（5）又は（7）の申し込みがない限り、個別契約は何らの手続も要さずに同一条件で1年間延長して継続するものとし、以後同様といたします。ただし、個別契約の満了日までに払出ガス量の最大実績値が契約最大払出ガス量を超過した個別契約は、同一条件で延長することができないものとし、（5）の申し込みがない場合は当該最大実績値を契約最大払出ガス量として、10（5）に規定する契約の申し込みをしていただく場合があります。
- (5) 締結済みの個別契約の変更を希望する託送供給依頼者は、変更を希望する期日の15営業日前の日までに、契約の変更の申し込みをしていただきます。なお、変更の内容によっては、8（3）に規定する供給検討を申し込んでいただく場合があります。
- (6)（5）の申し込みを当社が承諾した場合、変更を希望する期日をもって、個別契約が変更されるものとし、以後同様といたします。
- (7) 個別契約の終了を希望する託送供給依頼者は、個別契約の期間満了日又は終了を希望する期日までに、個別契約の終了の申し込みをしていただきます。
- (8)（7）の申し込みを当社が承諾した場合、個別契約の期間満了日又は終了を希望する期日をもって契約が終了するものとし、以後同様といたします。この場合、その終了の期日をもって解約の期日といたします。
- (9) 託送供給依頼者は個別契約の終了日に、託送供給の終了に必要な作業を行い、当社に報告していただきます。報告は、原則翌営業日までに行っていただきます。

#### — 共通事項 —

- (10) 当社は、以下の場合にはあらかじめ通知をしたうえで託送供給契約を解約することがあります。
  - ① 22（1）に違反して託送供給依頼者がガスの注入の中止を行わなかった場合
  - ② 22（2）による託送供給の制限又は中止において、託送供給依頼者が当社の指定した期日ま

でにその理由となった事実を解消しない場合

③ 22(4)による託送供給の制限又は中止において、託送供給依頼者の責に帰すべき事由がある場合であって、託送供給依頼者が当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合

④ 託送供給依頼者が、精算料等又は延滞利息を支払期限日までに支払わない場合

⑤ 当社が託送供給したガスに係るガスの供給契約が、当該託送供給の開始時点で成立していない、又は当該託送供給の開始以降に解約された場合

(11) 託送供給依頼者が次のいずれかに該当する場合、契約期間中であっても当社は直ちに託送供給契約を解約できるものといたします。

① 破産、会社更生、民事再生、特別清算又は特別調停等の申し立てを受け又は自ら申し立てたとき

② 滞納処分による差し押さえ又は保全差し押さえがなされ、又は保全処分の申し立てがなされたとき

③ 強制執行の申し立てがなされたとき

④ 解散の決議がなされたとき

⑤ 営業の全部又は重要な一部又は託送供給によるガスを供給する事業の譲渡がなされ28に規定する義務履行がなされないと当社が判断したとき、又は廃止の決議がなされたとき

⑥ 自ら振り出し、引き受けした手形又は小切手が不渡りとなったとき、その他支払が停止されたとき

⑦ その他託送供給依頼者の業務の継続に重大な支障を及ぼすと認められる状態が発生したとき

(12) 託送供給依頼者に(10)又は(11)の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合、16によらず、支払義務が発生していない精算料等及び延滞利息の支払義務は直ちに発生するものとし、これを含めて、託送供給依頼者が当社に対して負担する債務がある場合には、期限の利益を失い、催告を要することなく直ちに債務の全てを弁済していただきます。

(13) 託送供給契約の終了又は解約時において、当社設備の原状回復のための費用が発生する場合及びその他当社に損害が発生する場合には、託送供給依頼者にその全額を負担していただきます。

## 27. 託送供給契約消滅後の関係

(1) 託送供給契約期間中に当社と託送供給依頼者との間に生じた精算料等その他の債権及び債務は、26の規定によって託送供給契約が解約されても消滅いたしません。

(2) 当社は、託送供給契約が解約された後も、ガスメーター等当社所有の供給施設を、設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。

## 28. 名義の変更

託送供給依頼者は託送供給契約期間中に第三者と合併する場合、その事業の全部若しくは契約に関係のある部分を第三者に譲渡する場合、又は契約に関係のある部分を分割する場合には、託送供給契約を後継者に継承させ、かつ後継者の義務履行を保証していただきます。

## 29. 債権の譲渡

託送供給依頼者は、当社の書面による承諾を得ることなく、託送供給に基づき発生する権利及び義務を第三者に譲渡、移転又は担保の用に供してはならないものといたします。

## VI. 保安等

### 30. 供給施設等の検査

- (1) 託送供給依頼者は、当社にガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料（検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたものいたします。）を負担していただきます。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法等で定める使用公差を超えている場合には、検査料は当社が負担いたします。
- (2) 当社は、(1)に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかに託送供給依頼者にお知らせいたします。
- (3) 託送供給依頼者は、当社が(1)に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、又は代理人を立ち合わせることができます。

### 31. 災害時対応に関する託送供給依頼者の協力

託送供給依頼者は、あらかじめ当社と災害対応に関する以下の事項について取り決めるため、協議に応じていただきます。災害時は、当社との協議を経た合意に基づき、迅速かつ円滑に対応するものいたします。

- ① 災害対応を優先した当社の対策本部への参画など、災害時における組織・体制に関すること。
- ② 人員・資機材の確保、教育・訓練等、平常時からの備えに関すること。
- ③ その他、保安確保及び迅速な復旧に必要な連携・協力に関すること。

## 附 則

### 1. 実施期日

この約款は、平成29年4月1日から実施いたします。ただし、この約款の2（2）の規定により、別表第7のみを変更した場合には、変更後の別表第7については、変更後の別表第7に定める日から実施いたします。

### 2. 定期修理時等における取り扱い

託送供給依頼者のガス製造設備の定期修理（一定期間を限り定期的に行われる検査又は修理をいいます。）により受入地点において当社にガスを受け渡すことができない期間が生ずる場合等の取り扱いに関しては、当社と託送供給依頼者で別途協議して定めます。

### 3. 約款等の閲覧場所

この約款並びに当社導管の経路の閲覧場所は以下のとおりです。

閲覧場所	住所	電話
供給部	福岡市博多区千代1-17-1	092-633-2263
福岡支社	福岡市東区東浜1-10-75	092-633-2323
北九州支社	北九州市小倉北区愛宕1-5-1	093-591-6611
熊本支社	熊本市中央区萩原町14-10	096-370-8620
長崎支社	長崎市尾上町1-54	095-827-8779
佐世保支店	佐世保市万津町7-36	0956-23-5951

### 4. 乖離率に係る暫定措置

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間に初めて基本契約を締結し、この基本契約の締結日から2年間における託送供給依頼者（以下「暫定措置対象者」といいます。）については、4（10）③、21においては「5パーセント」を「5パーセント（暫定措置対象者は10パーセント）」と読み替えます。

### (別表第1) 払い出すガスの圧力

(1) 当社は、低圧のガスを払い出す場合には、次に規定する圧力のガスを払い出します。

低圧で払い出す 場合の圧力	最高圧力	2.5 キロパスカル
	最低圧力	1.0 キロパスカル

(2) 当社は、2.5 キロパスカルを超えるガスの託送供給申し込みがある場合には、その託送供給依頼者と協議のうえ、圧力を定めて託送供給を行うことがあります。

(3) 当社は、(1) 及び (2) の規定によって定めた圧力を維持できないことによって、託送供給依頼者が損害を受けられた場合には、その賠償の責任を負います。ただし、当社の責めに帰すべき事由がない場合には、当社は賠償の責任を負いません。

(別表第2) 受け入れるガスの性状、圧力・温度等の基準値とその測定方法の例及び監視方法

受け入れるガスの性状と圧力・温度等基準値は、以下のとおりとします。

(1) 45メガジュール地区

項目	基準値*	備考
標準熱量	45MJ/m <sup>3</sup> N	ガス事業法の熱量の定義による
総発熱量	44.20～46.00MJ/m <sup>3</sup> N	
ウォッベ指数	52.7～57.8	成分含有率より算定する
燃焼速度	35～47	算出方法はガス事業法による
比重	1.0未満	空気を1.0とする
付臭成分濃度	10～14mg/m <sup>3</sup> N	原則として当社が指定する付臭剤を使用する
受入圧力	受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること	流量を制御する設備の上流で託送供給契約量の受け渡しに必要な圧力を確保すること
受入温度	0～30℃	

\*基準値とは、受入地点においてガスが原則として常時満たすべき性状等の上下限值であり、ガス製造設備の設計、運転の基準となる数値をいう。

以下の項目については、ガス製造方法の違い等による差異が大きいため、個別に協議させていただきます。

- ・酸素
- ・窒素
- ・一酸化炭素
- ・二酸化炭素
- ・水素
- ・全硫黄
- ・硫化水素
- ・アンモニア
- ・ガスのノッキング性
- ・炭化水素の露点
- ・水分
- ・その他の微量成分（油分、微量元素：V、Pb、Cl等、ジエン類、オレフィン類、有害成分：ベンゼン、トルエン等）

(2) 46メガジュール地区

項目	基準値*	備考
標準熱量	46MJ/m <sup>3</sup> N	ガス事業法の熱量の定義による
総発熱量	45.58～46.42MJ/m <sup>3</sup> N	
ウォッベ指数	52.7～57.8	成分含有率より算定する
燃焼速度	35～47	算出方法はガス事業法による
比重	1.0未満	空気を1.0とする
付臭成分濃度	10～14mg/m <sup>3</sup> N	原則として当社が指定する付臭剤を使用する
受入圧力	受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること	流量を制御する設備の上流で託送供給契約量の受け渡しに必要な圧力を確保すること
受入温度	0～30℃	

\*基準値とは、受入地点においてガスが原則として常時満たすべき性状等の上下限值であり、ガス製造設備の設計、運転の基準となる数値をいう。

以下の項目については、ガス製造方法の違い等による差異が大きいため、個別に協議させていただきます。

- ・酸素
- ・窒素
- ・一酸化炭素
- ・二酸化炭素
- ・水素
- ・全硫黄
- ・硫化水素
- ・アンモニア
- ・ガスのノッキング性
- ・炭化水素の露点
- ・水分
- ・その他の微量成分（油分、微量元素：V、Pb、Cl等、ジエン類、オレフィン類、有害成分：ベンゼン、トルエン等）

ガスの性状等の測定方法及び監視方法は原則として下表のとおりとします。ただし、原料性状、プラント運転状況等から含有の可能性がない、又は一定範囲にあることが明らかな成分については必ずしも測定することを要しません。

項目	測定方法の例	監視方法
総発熱量	速応答型熱量計	連続監視
ウォッベ指数、燃焼速度	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
比重	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
硫化水素	ガス事業法に基づく方法	定期監視
全硫黄	ガス事業法に基づく方法	定期監視
アンモニア	ガス事業法に基づく方法	定期監視
付臭成分濃度	付臭剤添加量とガス流量より算定	連続監視
炭化水素、水素、酸素、窒素、一酸化炭素、二酸化炭素	ガスクロマトグラフィー	定期監視
ガスのノッキング性	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
炭化水素の露点	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
水分	露点計	定期監視
圧力	圧力計	連続監視
温度	温度計	連続監視

(注1) 測定方法については個別協議により他の方法によることがあります。

(注2) 監視方法の定期監視項目については、個別協議により測定頻度を決めさせていただきます。

(注3) 上記項目の測定記録は当社に提出していただきます。

(注4) 上記の他、法令の規定により測定、記録が必要な場合はその規定によるものとします。

(別表第3) ガスの受入のために必要となる設備

この約款に基づく託送供給に際して、必要となる設備は、原則として、以下のとおりとします。

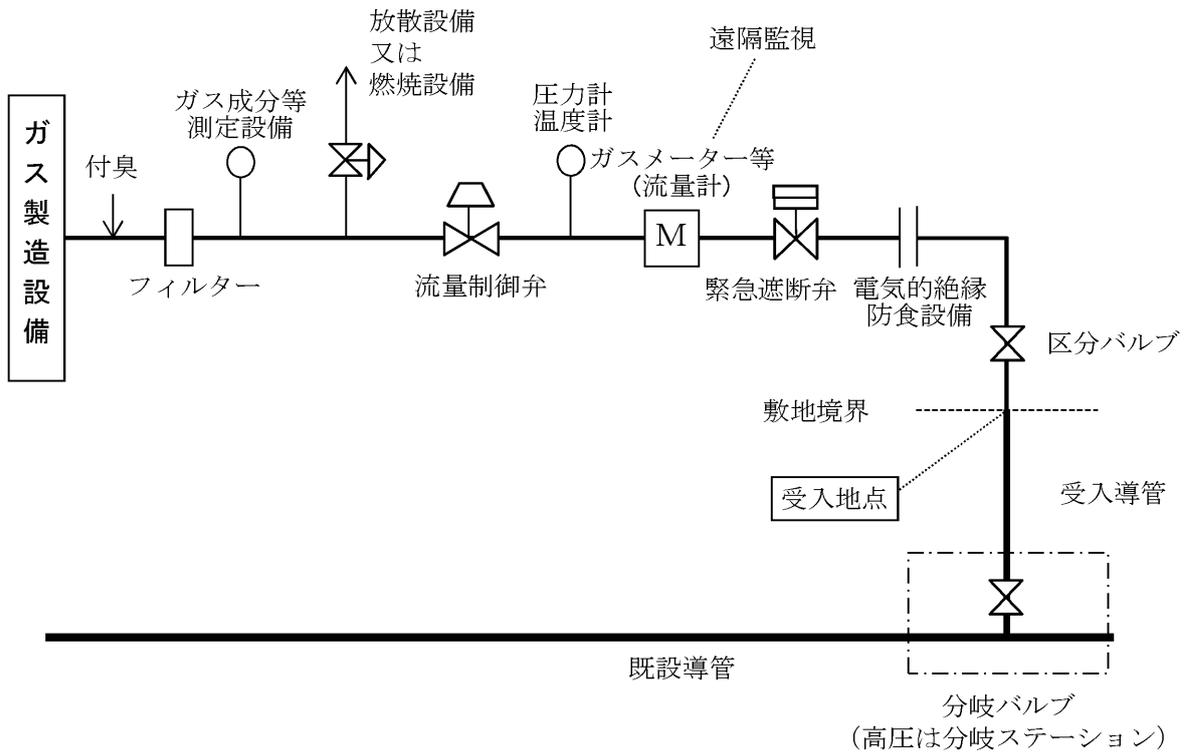
受入の為に必要となる設備

設備名	機能
フィルター	不純物の除去
成分等の測定設備	ガスの成分分析 (炭化水素、水素、一酸化炭素、二酸化炭素、酸素、窒素)
	ガスの付臭成分濃度の測定
	ガスの熱量測定
圧力計	ガス圧力の測定
温度計	ガス温度の測定
ガスメーター (流量計)	ガス流量の測定
放散設備又は燃焼設備	オフスペックガスの発生など、緊急時の放散若しくは燃焼
流量制御弁又は圧力制御弁	ガスの流量制御又は圧力制御
緊急遮断弁	異常時・緊急時のガス遮断
テレメータリング設備	ガスの圧力・流量等の遠隔監視
電氣的絶縁・防食設備	受入導管の防食
区分バルブ	託送供給依頼者と導管事業者の管理区分
受入導管	当社既存導管までのガスの輸送
分岐バルブ (高圧の場合は分岐ステーション)	ガスの受入のための分岐

注1：設備仕様は、ガス事業法等関係法令、当社標準仕様、これに定めのない事項については、日本工業規格等によるものとし、詳細は個別に協議させていただきます。

注2：上記のほか、法令の規定、ガス製造形態や受入地点の位置等により設備が必要となる場合には、個別に協議させていただきます。

(参考) ガスの受入及び払出のために必要となる設備概要 (概念図)



注：上図は概念図として参考に図示したものです。ガス製造形態や受入及び連結点の位置等による差異が大きいため、詳細は個別に協議させていただきます。

#### (別表第4) 注入計画乖離単価、ガスの過不足精算単価

1. 当社が託送供給依頼者から注入計画乖離補償料を申し受ける場合の注入計画乖離単価は、以下のとおりとします。

① 45メガジュール地区 (福岡エリア)

注入計画乖離単価	1立方メートルにつき	13,97円
----------	------------	--------

② 46メガジュール地区 (熊本エリア・佐世保エリア・長崎エリア・島原エリア)

注入計画乖離単価	1立方メートルにつき	14,28円
----------	------------	--------

2. 当社と託送供給依頼者との間で、過不足ガス量を精算する際の実費相当単価はガス生産・購入単価に製造単価を加算して算定することとし、詳細は以下のとおりとします。

$$\text{実費相当単価 (円)} = \text{ガス生産・購入単価} + \text{製造単価}$$

#### (1) ガス生産・購入単価

精算対象月において、託送供給依頼者がガスの生産及び購入等に要した費用 (以下、「ガス生産等費用」といいます。) をガスの生産及び購入等の量 (以下、「ガス生産等量」といいます。) で除したものを当該月単価といい、次の算式により算定するものとします。

$$\text{ガス生産・購入単価} = \text{ガス生産等費用} / \text{ガス生産等量}$$

なお、託送供給依頼者は、精算対象月の翌月に、当社が定める帳票等の算定根拠を当社に提出したうえでガス生産・購入単価を確定するものとし、詳細については、別途当社と託送供給依頼者で定めます。

#### (2) 製造単価

製造単価は、以下のとおりといたします。なお、託送供給依頼者が気化・熱調・付臭済みのガスを購入している場合は、以下の製造単価は加算いたしません。

① 45メガジュール地区 (福岡エリア)

製造単価	1立方メートルにつき	13,97円
------	------------	--------

② 46メガジュール地区 (熊本エリア・佐世保エリア・長崎エリア・島原エリア)

製造単価	1立方メートルにつき	14,28円
------	------------	--------

3. 託送供給依頼者は、2の実費相当単価の代わりに、以下の算式により算定する額を実費相当単価として用いることができます。この選択は基本契約に定めることとし、その後に変更することはできません。

実費相当単価（円）＝

（精算対象月の全日本通関LNG価格×託送供給依頼者と当社が合意した構成比率  
＋精算対象月の全日本通関LPG価格×託送供給依頼者と当社が合意した構成比率  
＋石油石炭税等租税課金）×公表されている数値に基づき当社が算定した換算係数  
＋製造単価

なお、この場合の製造単価は、以下のとおりとします。

① 45メガジュール地区（福岡エリア）

製造単価	1立方メートルにつき	13.97円
------	------------	--------

② 46メガジュール地区（熊本エリア・佐世保エリア・長崎エリア・島原エリア）

製造単価	1立方メートルにつき	14.28円
------	------------	--------

(別表第5) ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合のガス量の算式

1. 速動 (正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。) の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$$

2. 遅動 (正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。) の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

(備 考)

V は、15(9)の規定により算定するガス量

$V_1$  は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによるガス量

A は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合 (パーセント)

(別表第6) 2.5キロパスカルを超える圧力で供給する場合のガス量の算式

$$V = \frac{V_1 \times (101.325 + P)}{101.325 + 0.981}$$

(備 考)

V は、15(11)の規定により算定するガス量

P は、2.5キロパスカルを超えて供給する圧力

$V_1$  は、ガスメーターの検針量

## 付 録

### 1. この約款の適用

当社は、当社と同一法人格のガス小売事業者をこの約款の内容に準じて取り扱います。

### 2. 当社窓口

託送供給に関するお申し込み、お問い合わせは下記窓口にて承ります。

西部ガス株式会社（本社） 供給部 託送供給担当

住 所：福岡市博多区千代1-17-1

電 話：092-633-2263

ファックス：092-633-2752

### 3. ガス導管網の圧力計算及び託送供給の可否判定方法

この約款に基づく託送供給の受入可否については、以下の方法に基づいて判定します。

#### [ 1. 単独のガス導管の圧力計算]

- ・ガス管の中をガスが流れると、ガス管内壁の摩擦等の影響によって圧力損失が生じます。ガス導管内の圧力・流量は、ガス源からの送出ガスの圧力と、整圧器の性能等から決まる最低必要圧力等をもとにして、次の流量計算式によって算出します。

[起点 1 と終点 2 を結ぶ単独のガス導管の輸送能力計算式]

#### 【高中圧導管】

$$Q = K \sqrt{\frac{10000(P_1^2 - P_2^2)D^5}{SLg^2}}$$

$Q$  : ガスの流量 (m<sup>3</sup>/h)

$D$  : 内径 (cm)

$K$  : 流量係数

$P_1$  :  $P_2$  : 起点, 終点における絶対圧力 (MPa)

$S$  : ガスの比重 (空気を 1 とする)

$L$  : 本支管延長 (m)

$g$  : 重力加速度 (9.80665m/s<sup>2</sup>)

#### 【低圧導管】

$$Q = K \sqrt{\frac{1000HD^5}{SLg}}$$

$Q$  : ガスの流量 (m<sup>3</sup>/h)

$D$  : 内径 (cm)

$K$  : 流量係数

$H$  : 起点圧力と終点圧力の差 (k Pa)

$S$  : ガスの比重 (空気を 1 とする)

$L$  : 本支管延長 (m)

$g$  : 重力加速度 (9.80665m/s<sup>2</sup>)

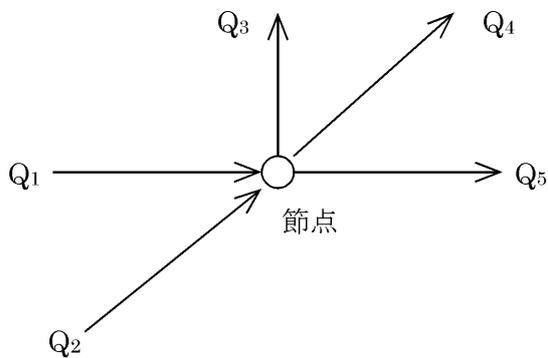
[ 2. 網状に連絡したガス導管網の圧力計算 ]

網状のネットワークを形成している導管網の圧力・流量の算定は、ガス需要量の分布、本支管の口径・延長・配置、整圧器の位置等にもとづき、単独のガス導管の圧力・流量計算式を組み合わせ、次の2つの条件を満足する圧力・流量を繰り返し計算によって行います。

①各節点の流入ガス量と流出ガス量は等しい  
という条件

$$Q_1 + Q_2 = Q_3 + Q_4 + Q_5$$

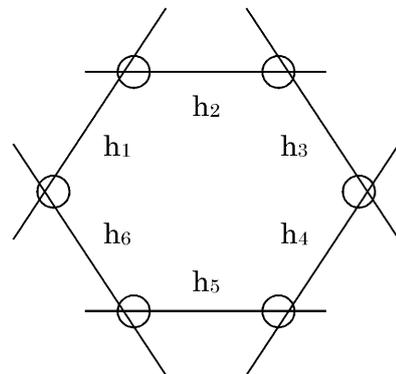
一般的には  $\sum \pm Q_i = 0$



②各ループ, 節点の計算圧力の中に矛盾がない  
という条件

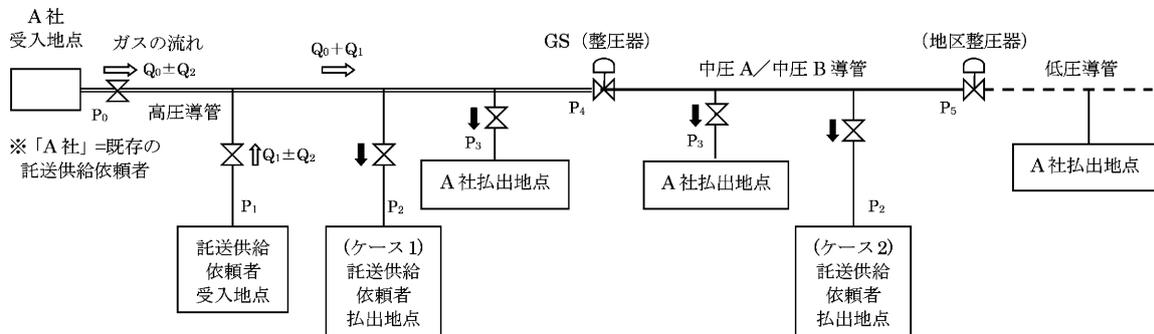
$$h_1 + h_2 + h_3 + h_4 + h_5 + h_6 = 0$$

一般的には  $\sum \pm h_i = 0$



[ 3. 託送供給の可否判定 ]

高中圧導管網での託送供給可否判定の考え方の概略を以下に示します。



[ 凡 例 ]

- $P_0$  : A 社ガスの受入圧力  
 $P_1$  : 託送供給依頼者のガス受入圧力  
 $P_2$  : 託送供給依頼者のガス払出圧力  
 $P_3$  : A 社のガス払出圧力  
 $P_4$  : 高压幹線網末端の GS (整圧器) 到着圧力  
 $P_5$  : 中圧幹線網末端の地区整圧器到着圧力  
 $Q_0$  : A 社の最大受入ガス量  
 $Q_1$  : 託送供給依頼者の最大受入ガス量  
 $Q_2$  : 日次繰越ガス量、月次繰越ガス量

ケース 1 : 単一の圧力階層の場合

- [ 条 件 ]       $P_4 >$  当社が設定する運用上の最低必要圧力  
                   $P_1 <$  受入導管等の運用上の上限圧力  
                   $Q_1 + Q_2 <$  託送供給依頼者の供給力  
 を満足する場合、託送供給可能と判定

ケース 2 : 複数の圧力階層にまたがる場合

- [ 条 件 ]       $P_4 >$  当社が設定する運用上の最低必要圧力  
                   $P_5 >$  当社が設定する運用上の最低必要圧力  
                   $P_1 <$  受入導管等の運用上の上限圧力  
                   $Q_1 + Q_2 <$  託送供給依頼者の供給力  
 を満足する場合、託送供給可能と判定

以上



# 託送供給約款

導管の連結点で行う託送供給 (別表第7)

需要場所で行う託送供給 (別表第12)

平成29年4月1日実施

西部瓦斯株式会社



# 払出エリア（供給区域等）

---

---

## 目 次

（１）払出エリア	1
----------	---

### （２）一般ガス導管事業の供給区域

#### 福岡県

45 メガジュール地区	3～24
-------------	------

#### 熊本県

46 メガジュール地区	25～32
-------------	-------

#### 長崎県

46 メガジュール地区	33～39
-------------	-------

### （３）特定ガス導管事業の区間

#### 福岡県

45 メガジュール地区	41
-------------	----

#### 熊本県

46 メガジュール地区	42
-------------	----

# (1) 払出エリア

## 1. 福岡エリア

福岡市東区の一部、福岡市博多区の一部、福岡市中央区全域、  
福岡市南区の一部、福岡市城南区の一部、福岡市早良区の一部、  
福岡市西区の一部、春日市全域、大野城市の一部、  
那珂川町の一部、粕屋町の一部、新宮町の一部、  
古賀市の一部、宮若市の一部、福津市の一部、  
志免町の一部、糸島市の一部、宗像市の一部、  
久山町の一部、北九州市門司区の一部、北九州市小倉北区の一部、  
北九州市小倉南区の一部、北九州市戸畑区全域、北九州市八幡東区の一部、  
北九州市八幡西区の一部、北九州市若松区の一部、水巻町の一部、  
中間市の一部、苅田町の一部、遠賀町の一部、  
芦屋町の一部、岡垣町の一部、鞍手町の一部

## 2. 熊本エリア

熊本市北区の一部、熊本市西区の一部、熊本市中央区の一部、  
熊本市東区の一部、熊本市南区の一部、菊陽町の一部、  
合志市の一部、益城町の一部、大津町の一部、  
嘉島町の一部、御船町の一部

## 3. 佐世保エリア

佐世保市の一部

## 4. 長崎エリア

長崎市の一部、時津町の一部、長与町の一部

## 5. 島原エリア

島原市の一部



## (2) 一般ガス導管事業の供給区域

# 福岡県

### 【45メガジュール地区】

#### 福岡市

東区	5～6
博多区	6～7
中央区	7
南区	7～8
城南区	8
早良区	8～9
西区	9～10

春日市	11
大野城市	11～12
那珂川町	12
粕屋町	12
新宮町	13
古賀市	13～14
宮若市	14～15
福津市	15
志免町	15
糸島市	16
宗像市	16

北九州市

門司区	1 7
小倉北区	1 7 ~ 1 8
小倉南区	1 8 ~ 1 9
戸畑区	2 0
八幡東区	2 0
八幡西区	2 0 ~ 2 2
若松区	2 2 ~ 2 3
水巻町	2 3
中間市	2 3
苅田町	2 3 ~ 2 4
遠賀町	2 4
芦屋町	2 4
岡垣町	2 4

# 福岡県

## 45 メガジュール地区

### 福岡市東区

次の区域に適用。

青葉1～7丁目、貝塚団地、香椎1・2・5・6丁目、香椎駅東1丁目、香椎駅前1～3丁目、香椎台1～5丁目、香椎団地、香椎照葉1～7丁目、香椎浜1～4丁目、香椎浜ふ頭1～4丁目、香住ヶ丘1～7丁目、郷口町、塩浜1～3丁目、千早1～6丁目、下原2・4・5丁目、社領1～3丁目、城浜団地、高美台1～4丁目、多々良1・2丁目、多の津1～5丁目、土井1～4丁目、唐原1～3丁目、名島1～5丁目、奈多1丁目、奈多団地、箱崎1～7丁目、箱崎ふ頭1～6丁目、筥松1～4丁目、筥松新町、八田1～4丁目、原田2～4丁目、東浜1・2丁目、馬出1～6丁目、舞松原1～6丁目、松香台2丁目、松崎1～4丁目、松島1～6丁目、松田1・3丁目、御島崎1・2丁目、水谷1～3丁目、三苫1～5・7・8丁目、みどりが丘1～3丁目、みなと香椎1～3丁目、美和台1～7丁目、美和台新町、若宮1～5丁目、和白1～6丁目、和白丘1～4丁目、和白東1～5丁目。

香椎3丁目のうち市道香椎1号線以北。

香椎4丁目のうち市道香椎1032号線以北で市道香椎1039号線以東。

香椎駅東3丁目のうち県道町川原福岡線以南で市道香椎駅東918号線及び市道香椎駅東1059号線以東。

唐原5丁目のうち市道唐原4461号線以東で市道唐原3831号線及び市道唐原3755号線以南。

唐原6丁目のうち市道唐原3756号線以南で市道唐原2485号線以西。

三苫6丁目のうち市道三苫4015号線以東。

大字名子のうち字湯ノ浦・古野・小岩ヶ浦・カメクビリ・薬師山・天神免・棚ヶ浦・深町・西原（JR新幹線以北）・大ノ坂・ヒヤケ・井尻・耒石田・上合・才木・長ノ坪・中合・高田・原田・志高・橋本（県道猪野土井線以東）。

大字三苫のうち字竹畑・道岸。

大字奈多のうち字御開・堂岸・番追・開。

大字上和白のうち字白浜・松原口・今西・大蔵・薬師浦・高田・辺分堅・竈土・八反間・左山・後野。

大字唐の原のうち字久保・寺島・高節。

大字浜男のうち字笹原・古森・松葉谷・脇田。

大字下原のうち字有田原・八尻・石原・仲ノ原・向原。

## 福岡市東区

国道3号線以西。

大字香椎のうち字稲戸・小作・亀甲・別所・山間・丸山・弥勒寺・蟹ヶ浦・杉山・樋ノ本・嗟峨原・横射場・山ノ神・里城・生水・律院・早田（市道長谷香椎線以北で市道国広団地線以東）・老ノ谷・中小路・杭園（市道香椎1037号線以東）・井ノ本・井ノ本。

原田1丁目のうち市道原田二又瀬線以西で市道原田297号線以南。

松田2丁目のうちJR新幹線以北。

松田3丁目の「グランピアマンショングーテンハイツ箱崎5」の簡易ガス事業の供給地点を除く。

二又瀬新町のうち

市道原田二又瀬線以東で市道二又瀬粕屋線以北。

主要地方道福岡太宰府線以東で市道原田二又瀬線以西で市道二又瀬新町520号線及び市道二又瀬新町517号線以北。

## 福岡市博多区

次の区域に適用。

相生町1～3丁目、井相田1～3丁目、板付1～7丁目、榎田1丁目、大字板付、大字堅粕、沖浜町、堅粕1～5丁目、上川端町、上呉服町、中呉服町、下呉服町、神屋町、上牟田1～3丁目、祇園町、銀天町1～3丁目、空港前5丁目、御供所町、寿町1～3丁目、古門戸町、三筑1・2丁目、山王1・2丁目、下川端町、新和町1・2丁目、昭南町1～3丁目、東雲町1～4丁目、須崎町、住吉1～5丁目、石城町、大博町、竹丘町1～3丁目、竹下1～5丁目、築港本町、千代1～6丁目、綱場町、対馬小路、店屋町、東光1・2丁目、東光寺町1・2丁目、那珂1～6丁目、中洲1～5丁目、中洲中島町、奈良屋町、西月隈1・5丁目、西春町1～4丁目、博多駅中央街、博多駅前1～4丁目、博多駅東1～3丁目、博多駅南1～6丁目、春町1～3丁目、半道橋1・2丁目、比恵町、東公園、東那珂1～3丁目、東比恵1～4丁目、東平尾1丁目、光丘町1～3丁目、南本町1・2丁目、南八幡町1・2丁目、美野島1～4丁目、麦野1～6丁目、元町1～3丁目、諸岡1～6丁目、豊1・2丁目、吉塚1～8丁目、吉塚本町、冷泉町。

# 福岡県

## 45 メガジュール地区

### 福岡市博多区

榎田2丁目のうち県道別府比恵線以北。

空港前3丁目のうち市道席田浦田線以東及び市道空港前911号線以東で市道空港前907号線以北。

大字上臼井のうち字若宮・祇園田・深田・牟田々・高田町（県道別府比恵線以南）・中ノ坪（県道別府比恵線以南）・川原田・砂入・入道町・用水・田福・サノツボ・柳井町。

大字青木のうち字辻・土器崎・火渡・瓦田・カケ丸・中津カケ・先キ八ノ坪・九ノ坪・茂衛・周藤町・小町・唐干田・草苺・大坪・切レロ・入道町・水町・平田・徳住・ヒク町・眞砂・家根添・成岡。

大字下月隈のうち字カイツ・簗瀬町。

大字雀居のうち字水町・ヒリ町・小坂・小柳・津波黒・頭割・炭焼・桃田・正つり川・瓦田・淵高・大藪・雀喰・小島・ホコトヲリ・一ツ木。

大字東平尾のうち字横枕・北畑・長尾鶴・水町・カイツ・政子・古川・椿黒・椿黒・コウミ・戸井元・小島・生ヶ丸。

大字下臼井のうち字深田（県道別府比恵線以南）・四角（県道別府比恵線以南）・無田々（県道別府比恵線以南）・菱町・穴石・桑ノ本・百田・サツマ・鍋田。

### 福岡市中央区

全域に適用。

### 福岡市南区

次の区域に適用。

井尻1～5丁目、市崎1・2丁目、大池1・2丁目、大楠1～3丁目、大橋1～4丁目、大橋団地、日佐1～5丁目、折立町、柏原1～6丁目、警弥郷1～3丁目、五十川1・2丁目、皿山1～4丁目、塩原1～4丁目、清水1～4丁目、多賀1・2丁目、高木1～3丁目、高宮1～5丁目、大平寺1・2丁目、玉川町、筑紫丘1・2丁目、鶴田1～4丁目、寺塚1・2丁目、中尾1～3丁目、長丘1～5丁目、長住1～7丁目、那の川1・2丁目、西長住1～3丁目、野多目1～6丁目、野間1～4丁目、花畑1～4丁目、

**福岡市南区**

桧原1～3・7丁目、平和1・2・4丁目、的場1・2丁目、南大橋1・2丁目、三宅1～3丁目、向新町1・2丁目、向野1・2丁目、屋形原1～5丁目、弥永1～5丁目、弥永団地、柳河内1・2丁目、柳瀬1・2丁目、横手1～4丁目、横手南町、老司1～5丁目、若久1～6丁目、若久団地、和田1～4丁目。

大字柏原のうち字山田・西山田以外。

大字檜原のうち字瀧ノ下・ロケ坪・真木ノ内・夫婦石・桜河内以外。

**福岡市城南区**

次の区域に適用。

荒江1丁目、荒江団地、飯倉1丁目、梅林2～5丁目、大字東油山、金山団地、片江1～5丁目、城西団地、神松寺1～3丁目、宝台団地、田島1～6丁目、茶山1～6丁目、堤1・2丁目、堤団地、友丘1～6丁目、鳥飼4～7丁目、長尾1～5丁目、七隈1～8丁目、西片江1・2丁目、樋井川1～7丁目、東油山1～6丁目、別府1～7丁目、別府団地、干隈1・2丁目、松山1・2丁目、南片江1～6丁目、友泉亭。

大字片江のうち字鳥越・笹尾山・片江山以外。

大字梅林のうち字大谷・於岩ヶ原・幸原以外。

**福岡市早良区**

次の区域に適用。

曙1・2丁目、荒江2・3丁目、有田1～8丁目、有田団地、飯倉2～8丁目、梅林6丁目、大字田、賀茂1～4丁目、小田部1～7丁目、四箇田団地、重留2・3丁目、昭代1～3丁目、城西1～3丁目、次郎丸1～6丁目、祖原、西新1～7丁目、高取1・2丁目、田隈1～3丁目、田村1～6丁目、野芥1～4・7・8丁目、原1～8丁目、原団地、東入部1丁目、藤崎1・2丁目、干隈3～6丁目、星の原団地、南庄1～6丁目、室住団地、室見1～5丁目、百道1～3丁目、百道浜1～4丁目、弥生1・2丁目。重留7丁目のうち市道重留2050号線以北で市道重留2052号線以西及び市道新村四箇線以北。

四箇1丁目のうち市道四箇2103号線以東で市道四箇2104号線及び市道四箇2

# 福岡県

## 45 メガジュール地区

### 福岡市早良区

105号線及び市道四箇2097号線以北。

四箇2丁目のうち市道新村四箇線以北。

四箇6丁目のうち市道四箇2131号線以南で市道四箇2126号線以西及び市道四箇内野線以西。

大字梅林のうち字藪ノ内・大谷・嘉平ヶ原・於岩ヶ原・幸原以外。

大字野芥のうち字東大谷・影塚以外。

大字重留のうち字浦田・後谷・牛鳴・山田・永田・村下。

大字西油山のうち字下屋敷・山崎・石川原・車作・塚原。

大字四箇のうち字五反田・溝狭間・久都江・都地川原（市道四箇1507号線以東）。

大字東入部のうち字古田・大浦・口ノ坪・馬場田・山田。

大字西入部のうち字山城陸・拾ヶ坪。

### 福岡市西区

次の区域に適用。

愛宕1～4丁目、愛宕浜1～4丁目、愛宕南1・2丁目、壱岐団地、生松台1～3丁目、生の松原1・2・4丁目、石丸1～4丁目、今宿西1丁目、今宿東1丁目、内浜1・2丁目、大字拾六町、大字橋本、大町団地、小戸1～5丁目、上山門1～3丁目、北原1丁目、西都1・2丁目、下山門1～4丁目、下山門団地、十郎川団地、城の原団地、拾六町1～5丁目、拾六町団地、田尻1丁目、戸切1・2丁目、徳永北、豊浜1～3丁目、西の丘1～3丁目、野方1～4・6・7丁目、橋本1・2丁目、福重1～5丁目、福重団地、富士見1～3丁目、女原北、室見が丘1～3丁目、姪の浜1～6丁目、姪浜駅南1～4丁目、横浜3丁目。

泉3丁目のうち市道9192田尻周船寺線以北。

今宿東2丁目のうち市道今宿1572号線以北。

周船寺1丁目のうち県道大原周船寺停車場線以東で県道大原周船寺停車場線以北。

元浜1丁目のうち市道元浜2703号線及び市道元浜2700号線及び市道元浜2699号線以北及び市道元浜2696号線以東で県道福岡志摩線以北。

大字太郎丸のうち字浦開（水崎川以西）。

大字野方のうち字塚原・大音・笠間谷・高尾・名切谷・平底。

## 福岡市西区

ただし、字塚原・平底・野方6丁目の「野方団地」の簡易ガス事業の供給地点を除く。

大字戸切のうち字大道端・楠田。

大字羽根戸のうち字大原・口坪・コハゼ・下畑・岩ノ夫・立石。

拾六町4丁目の「宮ノ前団地」の簡易ガス事業の供給地点を除く。

大字下山門のうち字生ノ松原（JR筑肥線以南）・小松原（JR筑肥線以南）・西ノ口（JR筑肥線以南）・生田以外。

大字今宿青木のうち字廣石南・廣石サヤ・廣石東（国道202号今宿道路以南）・山丈谷・千代山・喜宗寺・鋤崎・七身坂。

大字今宿町のうち字大坪・古賀・上開・江ノ口・柳原・井手ノ口（JR筑肥線以南）・上町（JR筑肥線以南）・ム田（JR筑肥線以南）。

大字徳永のうち字上新田・下引地（国道202号今宿道路以北）・松尾（国道202号今宿道路以北）・蓮花寺（国道202号今宿道路以北）・下新田（市道横浜3463号線以東で市道石崎田尻線以北）。

大字女原のうち字名切・高田（国道202号今宿道路以北）・原田（国道202号今宿道路以北）。

大字元岡のうち字米栗・二又・含蟹・峯・奥ノ浦・菖蒲ヶ浦・神子ノ浦・内野・立浦・小坂・瓜尾・大坂・石ヶ原・大久保・舟引・汐除・尾石・下開・中開・上開・山手・古川・池ノ浦・芥子・堂ノ前・下ノ谷・坂ノ谷・永田・広瀬・宮草。

大字桑原のうち字千原・柳ヶ浦・石ヶ元・別所・戸山・金屎・牛坂・尻廣・山崎・汐見殿・才平田・深田・神楽田・前田・柿ヶ元・平川・履形・牛切・彼岸天・尾辺田・佛石・表一番ヶ浦。

大字金武のうち字貝廻・西山・浦江谷・中原（県道大野城二丈線以南）・都地（市道野方金武線以西）。

大字吉武のうち字衣屋田（市道野方金武線以西）・石橋（市道野方金武線以西）。

大字西入部のうち字山城陸・拾ヶ坪。

大字田尻のうち字十王田（市道田尻2087号線以東）。

大字飯氏のうち字井町（主要地方道福岡早良大野城線以東）。

# 福岡県

## 45 メガジュール地区

### 春日市

全域に適用。

ただし、次の簡易ガス事業の供給地点を除く。

原町3丁目の「航空自衛隊春日基地原町宿舎」、塚原台2・3丁目の「春日塚原台団地」、惣利3・6丁目の「惣利団地」、平田台1～4丁目の「平田団地」。

### 大野城市

次の区域に適用。

県道福岡日田線以南でJR鹿児島本線以北。

旭ヶ丘1丁目、大字上大利、大池2丁目、上大利1・5丁目、瓦田5丁目、白木原5丁目、月の浦2丁目、南大利1・2丁目、若草3丁目。

乙金1丁目のうち市道122号線以西。

乙金台2丁目のうち市道乙金台1202号線以西で市道乙金台1209号線以北。

東大利4丁目のうち御笠川以南で県道福岡日田線以北。

御笠川5丁目のうち市道353号線以南。

大字白木原のうちJR鹿児島本線以南。

大字下大利のうちJR鹿児島本線以南。

上大利4丁目のうち市道3358号線以西で市道3371号線以北。

上大利2丁目のうち市道3318号線以西で市道3328号線以南で市道3330号線以東で市道上大利・坂本線以北及び市道上大利・坂本線以南及び市道上大利3321号線以南で市道上大利3324号線及び市道上大利3327号線以西で市道上大利3328号線及び市道上大利・坂本線以北。

大城4丁目のうち市道大城1363号線以西で市道大城1366号線以北。

錦町3丁目のうち市道2307号線以南で市道2308号線以北。

瓦田4丁目のうち市道2613号線以南で市道2616号線以北で市道2615号線以西。

下大利5丁目のうち市道下大利・思水園線以西。

筒井3丁目のうち市道筒井1908号線及び市道筒井1909号線以南で市道筒井2010号線以西。

**大 野 城 市**

筒井5丁目のうち市道筒井1909号線以南で市道筒井2026号線以東で牛頸川以西。

**那 珂 川 町**

次の区域に適用。

今光1～8丁目、王塚台1～3丁目、大字中原、片縄3・4・8～10丁目、五郎丸4丁目、仲丸1丁目、中原1～6丁目、中原東1・2丁目、松木4～6丁目、松原、観晴が丘。

道善2丁目のうち町道岩戸71号線以北で町道岩戸65号線以南で町道岩戸64号線以西及び町道岩戸72号線以南。

大字松木のうち字大町・エケ・カケ塚・瀬戸・井手脇・太郎丸田・前田。

大字下梶原のうち字ツタガ尻・大戸・前・下ノ前・入道町。

大字今光のうち字水洗・西川原。

大字安徳のうち字大塚。

大字仲のうち字炭焼。

大字片縄のうち字浦ノ原。

大字上梶原のうち字平藏。

**粕 屋 町**

次の区域に適用。

大字戸原のうち字野添。

大字内橋のうち字筒井・カラヤ・鏡・広畑・ヲベタ。

大字阿恵のうち字砂子田・古賀。

大字仲原のうち字ウト・四軒屋・ミヨリ（JR篠栗線以南）・高原・筒口。

大字柚須のうち字柚須・古賀。

大字江辻のうち町道古藤・山の鼻線以南で県道24号線以西。

# 福岡県

## 45 メガジュール地区

### 新 宮 町

次の区域に適用。

上府北3丁目・桜山手1～3丁目、中央駅前1・2丁目、美咲1・2丁目、緑ヶ浜2・4丁目、湊坂1～6丁目、杜の宮1～4丁目、夜臼5丁目。

上府北1丁目のうち町道北尾1号線及び町道袖ノ木1号線及び町道袖ノ木2号線以北。

上府北4丁目のうち町道北尾2号線以東及び町道北尾3号線以西。

下府6丁目のうち町道新開仲町線以北。

下府1丁目のうち町道上浜線以北で町道萩原・上浜線以東。

美咲3丁目のうち町道三角田線以南及び町道萩原塩吹線以西で町道久保田線以南及び町道久保田線以西。

夜臼2丁目のうち町道八千町2号線以北。

夜臼3丁目のうち町道八重洲6号線以北及び町道八重洲11号線以東。

ただし、夜臼3丁目の「東福岡団地」の簡易ガス事業の供給地点を除く。

大字下府のうち字土取・日ノ下・半田・梶取・狐谷・小浦・和田・蓮池・蟬ヶ浦・亥ノ坂・裏・新尺・高江・高松・大坪・高旅・鷓匠給。

国道495号以東でJR鹿児島本線以西。

ただし、字高江の「東福岡団地」の簡易ガス事業の供給地点を除く。

大字三代のうち字須川・大森（国道3号線以西）・古江（国道3号線以西）・中原（国道3号線以西）・壁塗（国道3号線以東）。

大字原上のうち字須川（国道3号線以西）・長田町（国道3号線以西）・力町（国道3号線以西）・丸ノ内（国道3号線以西）。

大字上府のうち字有道・深町・長尾（JR鹿児島本線以東）・椎ノ木・新徳・棚林・形貝・牟田・馬場・鷓匠給・長牟田（国道3号線以東）・神木。

大字湊のうち県道湊・塩浜線以東で県道湊・下府線以北で町道湊・和白線以西で湊川以南。

### 古 賀 市

次の区域に適用。

今の庄2丁目、駅東3丁目、千鳥1・3～6丁目、花見東1・2・5～7丁目、花見南1丁目、舞の里1～5丁目、美明1～3丁目。

## 古賀市

千鳥2丁目のうち市道千鳥16号線以西。  
中央4丁目のうち市道第58号緑ヶ丘五楽線以西。  
駅東1丁目のうち県道米多比谷山古賀線以東。  
天神1丁目のうち市道古賀駅・前田線以西で市道古賀87号線以北。  
天神2丁目のうち市道古賀127号線以南。  
天神3丁目のうち市道中川・東田線以南。  
天神4丁目のうち市道古賀55号線以南。  
天神5丁目のうち市道古賀47号線以北。  
花見東4丁目のうち市道開拓道線以西。  
花見南2丁目のうち市道花見68号線以南。  
日吉3丁目のうち国道495号以西。  
大字鹿部のうち字尾向・ウツギ・藪サミ・浦口（国道3号線以南）・日焼・小牧・播磨・永浦・神ノ上・田渕・浜。  
大字古賀のうち字八反田・牟田・上牟田・向京田（国道3号線以南）・京田（国道3号線以南）・五反田（国道3号線以南）。  
大字青柳のうち字芝原・井ノ浦・三田浦・三田浦・糸ヶ浦・藤津田・蔣入・藤津・大浦・中里・楠浦・童子ヶ浦。  
大字久保のうち字千鳥・左屋・浜山・流・長崎（国道3号線以北）・若ノ浦（国道3号線以北）。  
大字筵内のうち字左谷・清水ヶ元・三所田・松ヶ元・天崎・森の前。  
大字庄のうち国道3号線以西。

## 宮若市

次の区域に適用。  
倉久のうち字篠ノ浦・栗崎・中山寺・大門・小林。  
四郎丸のうち字有元・北・大見久・藪ノ内・八町下・萩原・池田・別所・脇・上ノ原・中ノ原・壱里塚。  
上有木のうち字平山。  
下有木のうち字井ノ上・中ノ浦・上ノ園・鷹取・大谷・浦田・長畑・辻ノ上・草場谷・

# 福岡県

## 45 メガジュール地区

### 宮 若 市

野毛尾・南ヶ浦。  
芹田のうち字平原・浦ノ山。

### 福 津 市

次の区域に適用。

国道495号以東で国道3号線以西で西郷川以南（ただし、字香零・勝負坂・六郎丸・四郎丸を除く）。

桜川、福間南2～5丁目。

花見が浜1丁目のうち井尻川以南。

字根木町（JR鹿児島本線以東）・田中（JR鹿児島本線以東）・才崎・四角・竹尾（国道3号線以東）・上竹尾・汐井通・苅目川（国道495号以西）・花見（国道495号以西）。

津丸のうち字松ノ城戸・西ノ後・馬場・宮城・藤井・曙。

### 志 免 町

次の区域に適用。

別府西3丁目のうち町道席田・浦田線以東で町道別府44号線以北。

別府北2丁目のうち町道別府3号線以北。

大字別府のうち字藏々町・石佛・角石（町道196号線以南で町道198号線以南で町道199号線以南）・中浦（町道196号線以南で町道198号線以南）・西ノ前。

大字御手洗のうち字コモワラ。

糸 島 市

次の区域に適用。

浦志1丁目のうちJR筑肥線以南。

前原南2丁目のうち市道浦志高等学校線及び市道波多江篠原線以東。

浦志のうちJR筑肥線以南。

篠原のうち市道本村篠原線以北。

泊のうち字カツラギ。

志摩馬場のうち字大浦・馬場添・桑原越・二又・志摩野。

志摩桜井のうち字大峠・二タ又・峠。

宗 像 市

次の区域に適用。

富地原のうち字明天寺・深町。

# 福岡県

## 45 メガジュール地区

### 北九州市門司区

次の区域に適用。

青葉台、泉ヶ丘、稲積1・2丁目、梅ノ木町、老松町、大久保1～3丁目、奥田1～5丁目、大字大里、大字田野浦、大字門司、花月園、風師1～4丁目、片上海岸、片上町、上二十町、上藤松1～3丁目、上本町、上馬寄1～3丁目、吉志新町1～4丁目、北川町、旧門司1・2丁目、清滝1～5丁目、清見1～4丁目、葛葉1～3丁目、黄金町、小松町、小森江1～3丁目、栄町、寺内1～5丁目、下二十町、下馬寄、社ノ木1・2丁目、庄司町、城山町、新開、新原町、瀬戸町、大里桜ヶ丘、大里新町、大里戸ノ上1～4丁目、大里原町、大里東1～5丁目、大里東口、大里本町1～3丁目、大里元町、大里桃山町、高田1・2丁目、太刀浦海岸、谷町1・2丁目、田野浦1～3丁目、田野浦海岸、永黒1・2丁目、長谷1・2丁目、中二十町、中町、鳴竹1・2丁目、西海岸1～3丁目、錦町、西新町1・2丁目、畑田町、浜町、羽山1・2丁目、原町別院、東新町1・2丁目、東本町1・2丁目、東馬寄、東港町、東門司1・2丁目、光町1・2丁目、広石1・2丁目、藤松1～3丁目、二夕松町、不老町1・2丁目、別院、法師庵、本町、松崎町、松原1～3丁目、丸山1～4丁目、丸山町5丁目、丸山吉野町、緑ヶ丘、港町、南本町、元清滝、桃山台、柳原町、柳町1～4丁目、矢筈町。

吉志5丁目のうち市道吉志59号線以東で櫛毛川以南。

大字吉志のうち字八ヶ久保・白石・迫・岩山・片宗・熊本・萬畑（九州縦貫自動車道以南）。

大字畑のうち字ハナシ（九州縦貫自動車道以南）。

### 北九州市小倉北区

次の区域に適用。

青葉1・2丁目、赤坂1～5丁目、赤坂海岸、浅野1～3丁目、朝日ヶ丘、足原1・2丁目、愛宕1・2丁目、足立1～3丁目、泉台1～4丁目、板櫃町、井堀1～5丁目、今町1～3丁目、鋳物師町、魚町1～4丁目、宇佐町1・2丁目、江南町、大田町、大手町、大畠1～3丁目、大字板櫃、大字中井、鍛冶町1・2丁目、片野1～5丁目、片野新町1～3丁目、金田1～3丁目、上到津1～4丁目、上富野1～5丁目、香春口1・2丁目、神岳1・2丁目、貴船町、木町1～4丁目、京町1～4丁目、清水1～5丁目、霧ヶ丘1～3丁目、金鶏町、熊谷1～5丁目、熊本1～4丁目、黒住町、黒原1～3丁

## 北九州市小倉北区

目、黄金1・2丁目、許斐町、米町1・2丁目、小文字1・2丁目、紺屋町、菜園場1・2丁目、堺町1・2丁目、三郎丸1～3丁目、皿山町、山門町、重住3丁目、篠崎1～5丁目、下到津1～5丁目、下富野1～5丁目、寿山町、城内、城野団地、昭和町、白銀1・2丁目、白萩町、神幸町、新高田1・2丁目、親和町、末広1・2丁目、須賀町、砂津1～3丁目、船頭町、船場町、大門1・2丁目、高尾1・2丁目、高浜1・2丁目、高坊1・2丁目、高見台、高峰町、堅林町、堅町1・2丁目、田町、常盤町、富野台、中井1～5丁目、中井口、中井浜、中島1・2丁目、中津口1・2丁目、長浜町、西港町、萩崎町、馬借1～3丁目、原町1・2丁目、日明1～5丁目、東篠崎1～3丁目、東城野町、東港1・2丁目、平松町、古船場町、弁天町、真鶴1・2丁目、緑ヶ丘1～3丁目、南丘1～3丁目、三萩野1～3丁目、都1・2丁目、室町1～3丁目、明和町、山田町、吉野町、若富士町。

大字富野のうち

字大谷口・隠岩。

市道103号富野56号線以北及び市道4644号黒原大谷線以西。

大字足原のうち市道4644号黒原大谷線及び市道黒原霧ヶ丘1号線の各以西。

## 北九州市小倉南区

次の区域に適用。

安部山、石田町、石田南1丁目、大字長行、大字朽網、大字葛原、大字徳力、大字蜷田、大字湯川、大字吉田、長行西1～5丁目、長行東1～3丁目、上石田1～3丁目、上葛原1・2丁目、上曾根1～5丁目、上貫1・2丁目、上吉田1～6丁目、蒲生1～3丁目、企救丘1～6丁目、北方1～5丁目、朽網西1～6丁目、朽網東1～6丁目、葛原1～5丁目、葛原高松1・2丁目、葛原東1～6丁目、葛原本町1～6丁目、葛原元町1～3丁目、志井1～6丁目、志井鷹羽台、重住1・2丁目、志徳1・2丁目、下石田1～3丁目、下城野1～3丁目、下曾根1～4丁目、下曾根新町、下貫1～3丁目、下吉田1～4丁目、城野1～4丁目、星和台1・2丁目、曾根北町、高野1～6丁目、田原1～3丁目、田原新町1～3丁目、津田1丁目、津田新町1～4丁目、徳吉西1～3丁目、徳吉東1～5丁目、徳吉南1～4丁目、徳力1～7丁目、徳力新町1・2丁目、徳力団地、長尾1～6丁目、中曾根1～6丁目、中曾根東1丁目、中貫1丁目、長野本

# 福 岡 県

## 45 メガジュール地区

### 北 九 州 市 小 倉 南 区

町2丁目、中吉田1～6丁目、西水町、蛭田若園1～3丁目、沼新町1～3丁目、沼本町1・3・4丁目、沼緑町1～5丁目、沼南町1・2丁目、八幡町、葉山町1～3丁目、春ヶ丘、東貫1～3丁目、東水町、日の出町1・2丁目、富士見1～3丁目、舞ヶ丘1～6丁目、南方1～5丁目、南若園町、守恒1～5丁目、守恒本町1～3丁目、八重洲町、山手1～3丁目、湯川1～5丁目、湯川新町1～4丁目、横代北町1～3・5丁目、横代東町2・3丁目、吉田にれの木坂1・2丁目、若園1～5丁目。

中貫2丁目のうち市道中貫貫弥生が丘1号線以北。

西貫2丁目のうち市道津田田原1号線以東。

大字沼のうち字高松・寺ヶ迫・行本・中坪・中・軒尾・小倉・草原。

大字曾根のうち

字堀田・高町・浄喜・一里塚・道樋尻・浜・豊岡・平松（市道曾根下曾根1号線以南）。

主要地方道門司行橋線以西。

大字志井のうち字コフテ・定白・殿原・宮山・宮原・鳥喰・雀木・大谷・赤達・丸尾・物付・北台。

大字南方のうち字大藪・中島・宮ノ前・山ノ下・通り免・墓寺・広溜里。

大字田原のうち字松木・秋常・堤ノ上・長谷・ハタゴ山・半情・野口以外。

大字貫のうち字田原迫・集り・ミノブ・別府・柳原・大木ノ下・大木・篠原・宮ヶ迫・畑ヶ田・石ヶ元・池ヶ迫・石ヶ本・石ヶ元・池ヶ迫・寺田・堂ノ上・貴船・前ヶ迫・長勢町・ヤシキ・屋敷・丸尾ノ上・フドノ・六反ヶ坪・正九月田・ムタダ・小深田・大坪・寺田・溝越・ミゾゾエ・友田・サキ又・崎又・道ノ口・瓦田。

大字蒲生のうち字鳥越・鷲峯山・浄土ノ尾・神田山・疫神坂・コシキケ谷・耳取・南耳取・行合・矢ヶ谷・コフシカク谷・長谷以外。

大字横代のうち字芦田・幸田・テフサキ・岩河内・土器田・町田・クエ・スダレ・砥坂・カキ・阪本・松本・松本・上清水・大根卸・平等寺・栗ノ木・冬野・五反田・長畑・エボシカタ・狐谷・耳取り・東池ノ内・上ノ山・竹ヶ谷・耳取。

大字長野のうち字ストヲリ・スドウリ・平原・平原・裏ヶ谷・バンコウ・尾倉・裏尾倉・山桃・大迫・切通し・八ヶ尻。

大字津田のうち字金ノ手・宮ノ下。

## 北九州市戸畑区

全域に適用。

## 北九州市八幡東区

次の区域に適用。

荒手1・2丁目、荒生田1～3丁目、石坪町、祝町1・2丁目、枝光1～5丁目、枝光本町、大字枝光、大字若松、大蔵1～3丁目、大谷1・2丁目、大平町、大宮町、尾倉1～3丁目、勝山1・2丁目、上本町1・2丁目、神山町、川淵町、祇園1～4丁目、祇園原町、清田1～4丁目、景勝町、山路1・2丁目、山路松尾町、山王1～4丁目、昭和1～3丁目、白川町、末広町、諏訪1・2丁目、高見1～5丁目、竹下町、茶屋町、中央1～3丁目、槻田1・2丁目、天神町、中尾1～3丁目、中畑1・2丁目、西台良町、西本町1～4丁目、西丸山町、羽衣町、八王子町、花尾町、春の町1～5丁目、東田1～5丁目、東台良町、東鉄町、東丸山町、東山1・2丁目、日の出1～3丁目、平野1～3丁目、藤見町、帆柱1～5丁目、前田1～3丁目、松尾町、宮田町、宮の町1・2丁目、桃園1～4丁目、豊町。

大字大蔵のうち字澤見・重田・一ノ井手・尻長。

大字尾倉のうち国道3号線以北。

大字前田のうち

字笹尾。

J R鹿兒島本線以北。

## 北九州市八幡西区

次の区域に適用。

相生町、青山1～3丁目、浅川1・2丁目、浅川学園台1～4丁目、浅川台1～3丁目、浅川日の峯1～4丁目、浅川町、穴生1～4丁目、池田1～3丁目、石坂1～3丁目、泉ヶ浦1～3丁目、医生ヶ丘、市瀬1・2丁目、上の原1～4丁目、永犬丸1～5丁目、永犬丸西町1～4丁目、永犬丸東町1～3丁目、永犬丸南町1～5丁目、大字浅川、大字穴生、大字永犬丸、大字則松、大字本城、大浦1～3丁目、大畑町、大平1～3丁目、大平台、岡田町、沖田1～5丁目、御開1～5丁目、折尾1～5丁目、春日台1～6丁

# 福岡県

## 45 メガジュール地区

### 北 九 州 市 八 幡 西 区

目、香月中央1～5丁目、香月西1～4丁目、上香月1～4丁目、上上津役1～6丁目、岸の浦1・2丁目、北鷹見町、吉祥寺町、貴船台、洞南町、楠木1・2丁目、楠橋東1・2丁目、楠橋南1～3丁目、熊手1～3丁目、熊西1・2丁目、黒崎1～5丁目、黒崎城石、皇后崎町、河桃町、紅梅1～4丁目、光明1・2丁目、小鷺田町、小嶺1～3丁目、小嶺台1～4丁目、幸神1～4丁目、桜ヶ丘町、さつき台1・2丁目、里中1～3丁目、三ヶ森1～4丁目、下上津役1～4丁目、下上津役元町、自由ヶ丘、松寿山1～3丁目、白岩町、陣原1～5丁目、陣山1～3丁目、菅原町、瀬板1・2丁目、清納1・2丁目、星和町、大膳1・2丁目、鷹の巣1～3丁目、鷹見台1～4丁目、竹末1・2丁目、田町1・2丁目、茶売町、茶屋の原1～4丁目、千代1～5丁目、千代ヶ崎1～3丁目、築地町、筒井町、鉄王1・2丁目、鉄竜1・2丁目、東筑1・2丁目、塔野1～3丁目、洞北町、友田1～3丁目、長崎町、中須1・2丁目、中の原1～3丁目、鳴水町、西王子町、西折尾町、西川頭町、西神原町、西鳴水1・2丁目、西曲里町、則松1～7丁目、則松東1・2丁目、萩原1～3丁目、馬場山、馬場山西、馬場山東1～3丁目、馬場山緑、東王子町、東折尾町、東川頭町、東神原町、東鳴水1～5丁目、東浜町、東曲里町、引野1～3丁目、樋口町、日吉台1～3丁目、平尾町、藤田1～4丁目、藤原1～4丁目、船越1～3丁目、舟町、別所町、別当町、北筑1～3丁目、星ヶ丘1～4・7丁目、堀川町、本城1～5丁目、本城学研台1～3丁目、本城東1～6丁目、町上津役西1～4丁目、町上津役東1～3丁目、的場町、丸尾町、三ツ頭1・2丁目、光貞台1～3丁目、南王子町、南鷹見町、南八千代町、美原町、美吉野町、棕枝1・2丁目、森下町、屋敷1・2丁目、八千代町、八枝1～5丁目、山寺町、夕原町、養福寺町、力丸町、若葉1～3丁目、割子川1・2丁目。

星ヶ丘5丁目のうち5-101、8-121、5-130、5-115、5-114、5-113、5-112、5-111、5-116、5-166、5-167、5-168、5-169、5-170、5-171、5-172、5-173、5-174、5-175、5-128を除く。

星ヶ丘6丁目のうち7-110、7-111、7-138、7-139、7-140、7-144を除く。

大字藤田のうち字西河頭・廣河原・花ノ尾以外。

大字鳴水のうち字中ノ河頭・花ノ尾・舎柱以外。

京良城町のうち北九州都市高速道路4号線以西。

## 北九州市八幡西区

大字熊手のうち字京良城・檣以外。

大字市ノ瀬のうち字陣屋・三軒屋・切替・村中・富ノ津・陣ノ沖。

大字小嶺のうち字原・山ノ神・芋地谷・植竹。

大字馬場山のうち字荒手・廻り子・工給・原前・原の下・福原。

大字楠橋のうち字井ヶ渕・植松・老丁丸・宮ノ前・宮田・森ノ下・大辺羅・兎・立石・室田・神楽田。

大字金剛のうち字上ノ坂・丸ノ内・小田代・大谷・前田・門前。

大字笹田のうち字荒堀・半田・田原・中西。

大字野面のうち字鴨牟田・粉ヶ浦・浦田・中ノ森・成末・大井手。

## 北九州市若松区

次の区域に適用。

青葉台西1～6丁目、青葉台東1・2丁目、青葉台南1～3丁目、赤岩町、赤崎町、赤島町、今光1～3丁目、栄盛川町、老松1・2丁目、大字安瀬、大字小石、大字小敷、大字塩屋、大字修多羅、大字高須、大字藤木、大字二島、大池町、大井戸町、大谷町、片山1～3丁目、上原町、鴨生田1～4丁目、北浜1・2丁目、北湊町、響南町、くきのうみ中央、久岐の浜、小石本村町、小糸町、小敷ひびきの2・3丁目、桜町、迫田町、塩屋2・3丁目、下原町、新大谷町、修多羅1～3丁目、高須北1～3丁目、高須西1・2丁目、高須東1～4丁目、高須南1～5丁目、棚田町、童子丸1・2丁目、童子丸町、中川町、中畑町、波打町、西小石町、西園町、西天神町、西畑町、白山1～3丁目、畠田1～3丁目、畑谷町、花野路1～3丁目、浜町1～3丁目、原町、東小石町、東畑町、東二島1～5丁目、ひびきの、ひびきの北、ひびきの南1・2丁目、響町1・2丁目、深町1・2丁目、藤ノ木1～3丁目、二島1～6丁目、古前1・2丁目、本町1～3丁目、南二島1～5丁目、宮前町、宮丸1・2丁目、山手町、山ノ堂町、百合野町、用勺町、和田町。

向洋町のうち18-1及び20及び23及び24以東。

大字畠田のうち字後坂以外。

大字乙丸のうち字浦ヶ谷・松元・空・櫻口・本村・椎牟田・牛ヶ阪。

大字大鳥居のうち字焼ヶ浦・船津・上大浦。

# 福岡県

## 45 メガジュール地区

### 北 九 州 市 若 松 区

大字頓田のうち字外牟田・天神免・垣ノ外・初日・鷺田（主要地方道北九州芦屋福岡線及び市道2482頓田81号線の各以南）。  
大字払川のうち字岩ヶ鼻・下枕崎。

### 水 巻 町

次の区域に適用。  
頃末南2丁目。  
樋口東のうち町道おかの台1号線以東。  
大字頃末のうち字葛ヶ谷・東河原・恵良・釜ヶ谷。  
大字吉田。  
ただし、字苗代谷・後谷の「鯉口団地」の簡易ガス事業の供給地点を除く。

### 中 間 市

次の区域に適用。  
大字中間のうち  
県道中間引野線以南及び県道中間引野線以北で市道中間・水巻・芦屋線及び市道井ノ浦・石佛線以西でJR筑豊本線以南。  
字鳴王寺・藺牟田・松風・松崎・大林・切畑（市道切畑・銚崎線以東）・宮林・銚崎（市道大根土団地17号線及び市道大根土団地1号線及び市道大根土団地6号線以南）・本村・次郎丸。

### 苅 田 町

次の区域に適用。  
新浜町のうち県道門司苅田線以東。  
長浜町のうち福岡県苅田港臨海道路南港1号線以東。  
大字苅田のうち県道新北九州空港線以北及び県道新北九州空港線以南で町道鳥越・松原

苧 田 町

線以北で町道苧田・松浦線以西。

遠 賀 町

次の区域に適用。

大字別府のうち字高瀬。

大字尾崎のうち字友田。

大字上別府のうち主要地方道宮田遠賀線以東で蓮角川以南。

芦 屋 町

次の区域に適用。

遠賀川以東。

大字芦屋のうち字新貝（国道495号以南）・下ノ辻（町道競艇場2号線以北）。

岡 垣 町

次の区域に適用。

大字糠塚のうち字友田。

# 熊 本 県

## 【46 メガジュール地区】

### 熊本市

北区	26～27
西区	27
中央区	28
東区	28～29
南区	30
菊陽町	31
合志市	31
益城町	32
大津町	32
嘉島町	32
御船町	32

## 熊 本 市 北 区

次の区域に適用。

麻生田 1～4 丁目、池田 3 丁目、大窪 1・2 丁目、楠 1～8 丁目、黒髪町大字坪井、清水亀井町、清水東町、清水岩倉 1～3 丁目、清水新地 1～6 丁目、清水万石 1～5 丁目、龍田 4 丁目、楡木 2～5 丁目、八景水谷 1・3 丁目、武蔵ヶ丘 1～9 丁目、山室 1・5・6 丁目。

下硯川 1 丁目のうち市道徳王町下硯川町第 1 号線以北。

高平 3 丁目のうち市道打越町高平 3 丁目第 1 号線以西。

龍田 2 丁目のうち J R 豊肥線以西。

龍田 6 丁目のうち市道上立田第 2 号線以西。

龍田陳内 1 丁目のうち J R 豊肥線以西。

楡木 6 丁目のうち町道二里木線以東。

梶尾町のうち字鶴ノ原。

清水町大字新地のうち字中島以外。

大字楡木のうち字庵前以外。

大字麻生田のうち字山添以外。

大字松崎のうち字江添以外。

大字室園のうち字早田・五反田・六反田・小柳以外。

大字高平のうち字村下・冬次原・打出屋敷・梅木・年の神・立野。

大字打越のうち字永浦・梅木・西脇・帽子冠。

大字津浦のうち字梅木・竹上・歩迫・舟場・屋敷。

大字兎谷のうち字岩倉・庵前・兎谷。

大字山室のうち字浦田（市道山室第 1 3 号線以南）。

大字亀井。

大字八景水谷。

龍田町のうち

大字弓削のうち字古閑ノ上・下鶴ノ上・権現ノ窪・権現窪下・上ノ原・西ノ上・大道ノ上・立道。

ただし、字権現ノ窪・上ノ原の「弓削白川台団地」の簡易ガス事業の供給地点を除く。

大字上立田のうち字島越・古閑山（国道 3 号線熊本北バイパス以東）・高杉（J

# 熊 本 県

## 46 メガジュール地区

### 熊 本 市 北 区

R豊肥線以北)・千方。

大字陳内のうち字上ノ園・秣野原・秣野・田ノ平・建山・堂建。

鶴羽田町のうち字上ノ原・一ノ口・迫畑。

徳王町のうち字才道・道免・榑林・富尾畑・藤原・竹ノ下・天神口・谷井川・五戸窪・立野・後田・大坪・穴ノ口。

貢町のうち字豆尾原。

### 熊 本 市 西 区

次の区域に適用。

池田1～3丁目、春日1～4・7・8丁目、上熊本1・2丁目、京町本丁、島崎2丁目、田崎1～3丁目、田崎本町、田崎町、津浦町、出町、二本木1～5丁目、花園2・3丁目、稗田町、八島1・2丁目、八島町、横手1～5丁目、蓮台寺2丁目。

池田4丁目のうちJR鹿児島本線以東。

上熊本3丁目のうちJR鹿児島本線以東。

島崎4丁目のうち市道島崎3丁目4丁目第2号線以東。

池上町のうち字沖・平良石。

池田町のうち字若林・法城寺・堀ノ口・北島・樋口・土化・前ノ畑・竹ノ下・池亀・下ノ川・宮ノ本・徳堀・井尻・南平・大黒・極田・鶴坂（JR鹿児島本線以西）以外。

春日町のうち字北長谷平以外。

島崎町のうち字千原原・石神原・琵琶崎・千原田・天神脇（市道島崎6丁目第6号線以南）。

戸坂町のうち字北原・西原・堂本。

花園町のうち字居屋敷・中尾丸・垣内・浦田・塘下・井芹・上ノ原・桜井・小栗・西原・桜原・峠・山下・中尾・井ノ本・松ノ本・寺下・迎原・寺屋敷・寺屋敷・寺浦・蓮池・前田・杉友・大坪・長田・上林（本妙寺裏道路以東）・放生会田。

蓮台寺町のうち字町口・宝財田・久保田・居屋敷（市道蓮台寺町第13号線以北）。

**熊 本 市 中 央 区**

次の区域に適用。

安政町、井川淵町、出水1～6丁目、板屋町、魚屋町1～3丁目、内坪井町、江津2丁目、大江1～6丁目、大江本町、岡田町、帯山1～9丁目、鍛冶屋町、上鍛冶屋町、上京塚町、上水前寺1・2丁目、上通町、上林町、辛島町、河原町、川端町、北千反畑町、京町1・2丁目、京町本丁、草葉町、九品寺1～6丁目、黒髪1～5丁目、神水1・2丁目、神水本町、慶徳堀町、紺屋阿弥陀寺町、紺屋今町、紺屋町1～3丁目、子飼本町、国府1～4丁目、国府本町、小沢町、古城町、壺川1・2丁目、湖東1丁目、琴平1・2丁目、琴平本町、呉服町1～3丁目、米屋町1～3丁目、細工町1～5丁目、桜町、三郎1丁目、島崎1丁目、下通1・2丁目、十禅寺1丁目、十禅寺町、城東町、新大江1～3丁目、新鍛冶屋町、新市街、新町1～4丁目、新屋敷1～3丁目、水前寺1～6丁目、水前寺公園、水道町、菅原町、船場町2・3丁目、船場町下1丁目、段山本町、千葉城町、中央街、坪井1～6丁目、手取本町、通町、渡鹿1～7丁目、中唐人町、西阿弥陀寺町、西子飼町、西唐人町、二の丸、萩原町、白山1～3丁目、八王寺町、花畑町、春竹町大字春竹、東阿弥陀寺町、東京塚町、東子飼町、古桶屋町、古川町、古京町、古大工町、平成1～3丁目、保田窪1・2丁目、本荘1～6丁目、本荘町、本丸、松原町、南熊本1～5丁目、南千反畑町、南坪井町、宮内、妙体寺町、迎町1・2丁目、室園町、本山1～4丁目、本山町、薬園町、山崎町、弥生町、横紺屋町、横手1～3丁目、世安町、万町1・2丁目、練兵町。

出水7丁目のうち国道57号線以北。

出水8丁目のうち国道57号線以北。

黒髪6丁目のうち国道57号線以北。

**熊 本 市 東 区**

次の区域に適用。

秋津2丁目、秋津新町、出水4丁目、江津1～4丁目、榎町、尾ノ上1～4丁目、帯山4丁目、小峯1～4丁目、京塚本町、神水本町、健軍1～4丁目、健軍本町、御領1・2・5丁目、湖東1～3丁目、栄町、桜木3・5・6丁目、佐土原1・3丁目、三郎1・2丁目、下江津3・4・5・7丁目、下南部1丁目、昭和町、新生1・2丁目、新南部2・3・5丁目、新外1～4丁目、水源1・2丁目、月出1～8丁目、戸島1丁目、戸

# 熊 本 県

## 46 メガジュール地区

### 熊 本 市 東 区

島西2丁目、渡鹿9丁目、長嶺西1～3丁目、長嶺東1～3丁目、長嶺南1～7丁目、錦ヶ丘、西原1・3丁目、沼山津2丁目、八反田1～3丁目、花立1～6丁目、東京塚町、東野1～3丁目、東本町、東町1～4丁目、広木町、保田窪2～5丁目、保田窪本町、南町、山ノ内1～4丁目、山ノ神1・2丁目、若葉1～6丁目。

桜木1丁目のうち市道花立2丁目桜木2丁目第1号線以南。

桜木2丁目のうち市道桜木1丁目3丁目第2号線以西。

佐土原2丁目のうち市道沼山津第56号線及び県道小池竜田線以西。

下江津1丁目のうち市道下江津所島第1号線以北。

下南部3丁目のうち市道下南部町第18号線以西。

戸島西3丁目のうち市道長嶺東5丁目戸島第1号線以西。

長嶺南8丁目のうち市道長嶺東5丁目戸島第1号線以西。

沼山津1丁目のうち市道沼山津1丁目2丁目第4号線以南及び市道東野2丁目沼山津2丁目第1号線以北。

秋津町のうち

大字秋田のうち字北原・鶯原・出口・上ノ丁・野間・筏場・中須・古屋敷・南一之口・杉下・壺番割・式番割。

大字沼山津のうち字貝原・下津代里・古閑前・西原。

石原町のうち字瀬瀬井（市道石原町第1号線以南）・亀甲。

画図町大字下江津のうち字南十九・野中・池田・紀井分・割合。

大江町大字渡鹿のうち字小関以外。

上南部町のうち字王の上。

健軍町のうち字上古閑久保・西明見・薬師堂・中割・長田・島本・苗代津以外。

御領町のうち字梨木・北小迫。

下南部町のうち字平ノ下・南原。

新南部町のうち字松ノ上・松ノ下・平ノ山・前畑・天神原（国道57号線以東）。

戸島町のうち字大嶺・池尻・黒石・下団四郎（市道戸島町第103号線以西）・立野（九州縦貫自動車道以東）・菜園場（県道戸島熊本線以北で市道戸島町第66号線以西）・近十土井。

長嶺町のうち字南居屋敷・神西原。

## 熊 本 市 南 区

次の区域に適用。

荒尾1・2丁目、出仲間1～5・9丁目、薄場3丁目、江越1・2丁目、上ノ郷1・2丁目、刈草2・3丁目、合志1丁目、島町2～5丁目、十禅寺2・3丁目、白藤2丁目、田井島3丁目、田迎1・2・4丁目、野口2・3丁目、八王寺町、平田2丁目、平成1・2丁目、馬渡1・2丁目、良町1丁目、流通団地1・2丁目。

出仲間8丁目のうち県道熊本浜線以西。

田迎3丁目のうち市道田迎4丁目3丁目第1号線以東。

田迎6丁目のうち市道田迎出水8丁目第1号線以北。

近見1丁目のうち市道世安町八幡町第1号線以西。

近見2丁目のうち市道世安町八幡町第1号線以西。

近見3丁目のうち市道近見町第18号線以南及び市道平田町近見町第1号線以東。

近見4丁目のうち市道近見町第21号線以西。

近見6丁目のうち市道近見町第1号線以東及び市道近見町第1号線以西で市道近見町第63号線以北。

日吉1丁目のうち県道51号線熊本港線以南で市道日吉1丁目南高江2丁目第1号線以西。

平田1丁目のうち市道平田町第10号線及び市道平田町第5号線以北。

荒尾町のうち字寺田・十三。

薄場町のうち字野田前・堀ノ内（市道薄場町第14号線以東）。

上ノ郷町のうち字才木。

刈草町のうち字上。

島町のうち字藤ノ木。

田迎町のうち

大字田迎のうち字中島・引込・中矢崎・壺町田・名の内・冷水・杉橋・通無田。

大字田井島のうち字戸井ノ内（国道445号線以東）・一の割・中の割・野辻。

近見町のうち字合戸・中田・熊免・道添・長田・桑ノ木・折敷町・鶴古羽。

八分字町のうち字行当・中道・十三居屋敷・須崎（県道並建熊本線以南）。

平田町のうち字今牛・高岸・板橋。

御幸笛田町のうち字迎石町・樋の口・下八島（田迎町第32号排水路以北）。

御幸西無田町のうち字八石苗床割。

# 熊 本 県

## 46 メガジュール地区

### 菊 陽 町

次の区域に適用。

向陽台、新山 2・3 丁目、花立 1・2 丁目、光の森 1～7 丁目、武蔵ヶ丘 1～3 丁目、武蔵ヶ丘北 1・2 丁目。

杉並台 2 丁目のうち町道新山 1 号線以西。

大字津久礼のうち字北八久保・村上・宮ノ上・廣街道・駄飼代・久保・平ノ上・石坂（県道 337 熊本菊陽線以北及び国道 57 号線以北で町道青葉台 18 号線以東）・新山（町道新山 4 号線以南）・下沖野（町道三里木新山線以南及び県道辛川鹿本線以東）・上迎原・杉ノ本・上沖野。

ただし、武蔵ヶ丘北 1 丁目の「労住八久保団地」の簡易ガス事業の供給地点を除く。

大字原水のうち字南上原・南下原・下大谷・大人足（主要地方道大津植木線以北）・上中野・下中野。

大字久保田のうち字下原・大堀木。

大字辛川のうち字上石ヶ迫・下石ヶ迫・下乙若。

### 合 志 市

次の区域に適用。

大字豊岡のうち字笹原・拾三町・町角・山尻・町下・大摩原・須屋久保（市道永・熊本線以南）・拾八町（市道上群・中林線以西）。

大字幾久富のうち字池尻・境目・舟入・下沖野・中沖野・建山・上沖野（市道杉並台 2 号線以西）。

大字福原のうち字三ツ迫。

大字須屋のうち字前田・宮ノ前・下屋敷・船入・川添・榎の本・梶尾原（九州縦貫自動車道以西）・佐土原・畠田・松ノ本（主要地方道熊本菊鹿線以西）。

大字栄のうち字南沖（市道黒石原 13 号線以西）。

**益 城 町**

次の区域に適用。

大字広崎のうち字山下・西脇・六本木（九州縦貫自動車道以西）・花立・宮の前（町道西原線以東）・府内。

大字古閑のうち字崎久保（主要地方道熊本益城大津線以南）・横道・大峯（町道大峯東線以東）。

大字福富のうち字豊之内（主要地方道熊本益城大津線以南）・横道。

大字惣領のうち字迎城の尾（町道小峯・福富線以西）。

**大 津 町**

次の区域に適用。

大字平川のうち字亀甲・中原・高尾・穴ノ迫・大谷・天神（県道矢護川大津線以北）・一ノ迫（県道矢護川大津線以西）・松ノ本（県道矢護川大津線以西）・高良（県道矢護川大津線以西）。

**嘉 島 町**

次の区域に適用。

大字甘木のうち字小迫原（九州縦貫自動車道以東）・八幡水・二夕子塚・塚ノ上・小豆坂・板苧。

大字井寺のうち字水足・小豆坂。

**御 船 町**

次の区域に適用。

大字高木のうち字上花立・下花立・星原。

# 長 崎 県

## 【46 メガジュール地区】

佐世保市	34～35
長崎市	35～37
時津町	38
長与町	38～39
島原市	39

## 佐 世 保 市

次の区域に適用。

相生町、石坂町、泉町、稲荷町、今福町、鶉渡越町、梅田町、上町、大岳台町、大野町、大宮町、沖新町、折橋町、卸本町、春日町、勝富町、上京町、神島町、木風町、京坪町、祇園町、熊野町、黒髪町、光月町、高天町、小佐世保町、小島町、木場田町、金比良町、栄町、桜木町、塩浜町、潮見町、島瀬町、島地町、清水町、下京町、白木町、白南風町、城山町、新港町、十郎新町、須佐町、須田尾町、星和台町、瀬戸越町、瀬戸越1～4丁目、園田町、高砂町、高梨町、立神町、谷郷町、田原町、俵町、大黒町、天神町、天神1～5丁目、天満町、常盤町、戸尾町、中通町、長尾町、長坂町、名切町、西大久保町、八幡町、花園町、浜田町、原分町、日宇町、東大久保町、東浜町、東山町、干尽町、比良町、平瀬町、福石町、福田町、藤原町、保立町、松浦町、松川町、松瀬町、松原町、松山町、万徳町、三浦町、湊町、峰坂町、御船町、宮崎町、宮田町、宮地町、元町、本島町、もみじが丘町、矢岳町、山県町、山祇町、山手町、大和町、矢峰町、横尾町、万津町、若竹台町、若葉町。

ただし、卸本町の「佐世保卸団地ニュータウン」の簡易ガス事業の供給地点を除く。

白岳町のうち日宇川以北。

日野町のうち

字炭山越を除く主要地方道佐世保日野松浦線以北。

主要地方道佐世保日野松浦線以南で市道前之浜小穴線及び市道小穴線以西。

主要地方道佐世保日野松浦線以南で市道前之浜小穴線及び市道小穴線以東で字九号・鴛田尾・吉原・第十四号・小穴越。

ただし、字吉原・第十四号・小穴越の「日野新町団地」の簡易ガス事業の供給地点を除く。

大塔町のうち

字第五十六号（市道尼瀉循環線以南及び市道尼瀉循環線以北で市道大塔黒髪町線以北）・第六十号（市道大塔黒髪町線以北）・第六十一号（市道大塔黒髪町線以北）・第六十二号・第一号（市道大塔海岸線以南）・第二号・第三号・第二十二号。

国道35号線以南で市道尼瀉循環線以東で市道陽光台団地本線以西。

国道35号線以北で市道大塔黒髪町線以西で市道尼瀉循環線以東及び国道35号線以北で市道尼瀉循環線以西。

田の浦町のうち字中田ノ浦・下田ノ浦（JR佐世保線以北）・崎塩屋（JR佐世保線以

# 長 崎 県

## 46 メガジュール地区

### 佐 世 保 市

北)。

楠木町のうち字ヨロイ田。

指方町のうち字渡り・渡之上・小久保・田尾・沖新田・池田・長葉山・萩ノ坂・椎ノ木  
谷・大平・清水ノ久保・柚ノ木・毛床・横道・前田。

柚木元町のうち字柚木原・第三十六号・第三十三号・第三十四号。

椎木町のうち

字和馴崎。

日野川及び市道牽牛崎海岸線以南。

主要地方道佐世保日野松浦線以東で小野川以南で市道長坂相浦線以北。

赤崎町のうち

字第二号。

県道俵ヶ浦日野線以北で市道赤崎駕の浦線以北。

鹿子前町のうち字第八号。

崎岡町のうち県道崎岡早岐線及び国道205号の各以西で市道大手原線以東。

ハウステンボス町のうち

早岐瀬戸以西。

早岐瀬戸以東で市道大手原線以東。

母ヶ浦町のうち市道母ヶ浦中里線以東。

### 長 崎 市

次の区域に適用。

相生町、青山町、赤迫1～3丁目、秋月町、飽の浦町、曙町、旭町、愛宕1～4丁目、  
油木町、油屋町、家野町、石神町、泉1・3丁目、出雲1～3丁目、伊勢町、稲佐町、  
稲田町、今博多町、伊良林1～3丁目、入船町、岩川町、岩瀬道町、岩見町、岩屋町、  
上田町、上野町、魚の町、馬町、梅香崎町、上町、江戸町、江の浦町、恵美須町、江平  
1～3丁目、エミネント葉山町、江里町、大井手町、大浦東町、大浦町、扇町、大園町、  
大谷町、大手1～3丁目、大鳥町、大橋町、大宮町、岡町、桶屋町、音無町、尾上町、  
御船蔵町、籠町、風頭町、鍛冶屋町、片淵1～5丁目、勝山町、金堀町、金屋町、樺島  
町、上小島1～5丁目、上銭座町、上戸町1～3丁目、上西山町、川上町、川口町、館

## 長 崎 市

内町、京泊1・2丁目、銀屋町、けやき台町、麴屋町、興善町、小江原2・4丁目、国分町、小菅町、小曾根町、五島町、小峰町、幸町、栄町、坂本1～3丁目、桜木町、さくらの里1・2丁目、桜馬場1・2丁目、桜町、三景台町、椎の木町、塩浜町、下町、清水町、下西山町、十人町、城栄町、昭和1・2丁目、白木町、白鳥町、城山町、城山台1・2丁目、新小が倉1・2丁目、新大工町、新地町、新戸町1～4丁目、新中川町、住吉台町、住吉町、諏訪町、銭座町、大黒町、ダイヤモンド1～4丁目、高丘1・2丁目、高尾町、高平町、田上2丁目、宝町、竹の久保町、立岩町、田手原町、立山1～5丁目、玉園町、筑後町、千歳町、築町、辻町、出来大工町、出島町、寺町、天神町、銅座町、常磐町、戸町1～5丁目、中川1・2丁目、中小島1・2丁目、中新町、中園町、中町、浪の平町、滑石1～6丁目、鳴滝1・2丁目、鳴見台1・2丁目、賑町、虹が丘町、錦1～3丁目、西北町、西小島1・2丁目、西琴平町、西坂町、西町、西山1～4丁目、西山台1・2丁目、西山本町、橋口町、八景町、花丘町、花園町、浜口町、浜町、浜平1・2丁目、葉山1・2丁目、春木町、東小島町、東琴平1・2丁目、東古川町、東山町、東山手町、光町、彦見町、日の出町、平戸小屋町、平野町、夫婦川町、富士見町、淵町、船大工町、古川町、古河町、古町、文教町、平和町、弁天町、宝栄町、豊洋台1・2丁目、北栄町、北陽町、松が枝町、松山町、丸尾町、丸山町、万才町、水の浦町、緑が丘町、緑町、みなと坂1・2丁目、南が丘町、南町、南山手町、三原1～3丁目、三芳町、目覚町、女の都1丁目、本尾町、本石灰町、本原町、元船町、元町、茂里町、八百屋町、八千代町、八つ尾町、梁川町、柳谷町、矢の平1～4丁目、八幡町、弥生町、横尾1～5丁目、寄合町、万屋町、炉粕町、若草町、若竹町、若葉町。

本河内町のうち字鞍谷・一ノ瀬・谷落。

鳴滝町のうち字段道・馬込・焼山・鈍坂。

小江原町のうち

字堤平を除く県道長崎式見港線以南。

字タイラ山。

小江原5丁目のうち県道長崎式見港線以南。

田上町のうち字中の間・合戦場・唐船石・開・内田ノ平。

上戸町のうち字水ケ谷・瀬戸・館・久保・平原・神の崎・城の嶽・中城淵。

泉町のうち字焼山。

泉2丁目のうち浦上貯水池以南。

# 長 崎 県

## 46 メガジュール地区

### 長 崎 市

昭和町のうち字戸杓子。

川平町のうち字大迫・大以良平・金山平・伊良迫・春の平・踊瀬。

三川町のうち字鳥家川・上鳥家・三分一・峠の坂・折山・落・駄繫・下鳥家・城和田・  
下ノ角・上ノ角・大木場・小木場。

小ケ倉町2丁目のうち字下堀切・下猪渡（県道小ケ倉田上線以南）。

小ケ倉町3丁目のうち字後坂。

磯道町のうち鹿尾川以北及び弁天島。

畝刈町のうち字弁天平・畝刈町地先埋立地・富田・川頭・桐ノ木・モー谷・猪見岳・辻・  
浦・餅ノ木・二ツ岳・二ツ岳下・二ツ岳後・岩子下シ・川内ノ上。

京泊町のうち字中山・流川・小網代平・漕通・江尻・前音川内・舞ノ浜・流川ノ平・荒  
毛・京泊町地先埋立地・井手ノ上・神ノ松・休場・湯無田・古無田・千兵衛田平・  
土手ノ内・三枚田。

三京町のうち字五反田・ツン岳・井手ノ上・前北平・先北平・ヨチギレ・山王山・尾ノ  
上・アラケノ迫・浜上・伊勢ノ平・初崎・三京町地先埋立地・無田頭・無田・下  
無田・下坂・トウボシ田・舞ノ坂・舞ノ坂道下。

鳴見町のうち字木場道下・朝引・太田尾・太田尾・白川・白川尻・イタジノ尾（主要地  
方道長崎畝刈線以西）・詰ノ内（主要地方道長崎畝刈線及び市道鳴見町6号線の  
各以西）。

多以良町のうち字二股川・多以良町地先埋立地・大曲道上・駄肥頭・通り山。

早坂町のうち字東。

小江町のうち字檜木マブチ・小峰。

大浜町のうち字駄道（国道202号以南）・金水・堀手迫・水垂・木鉢越。

木鉢町2丁目のうち字猪喰・日焼田・上屋草・屋草。

小瀬戸町のうち字木鉢浦・ハジ畑・瀬崎・鶴川・中番所・迫谷・観音崎・アバノ脇。

星取1丁目のうち市道星取4号線以北。

星取2丁目のうち市道星取3号線及び市道星取10号線の各以北。

星取町のうち字大平。

小浦町のうち国道202号線以南。

## 時 津 町

次の区域に適用。

浦郷、浜田郷。

元村郷のうち字茶屋ノ本・岩本・丸田・大城・松山・栗岩・棚目・岩崎・飯盛・上開田・高尾・開田・巡り・打坂・荒平・三反田・梶分・井手宗・樋ノ平。

野田郷のうち字柳原・矢次・川中・岩崎・岩本・峰。

左底郷のうち字浜田・坂口・中通・鍋倉・石橋・平原・宮園・小峰・浪人・風林坊・松山・狩底（町道左底野田線以北）・保立目・琉球川（町道左底横尾線以東）・野添（町道左底横尾線以東）・清水迫（町道左底横尾線以東）・牧野（町道左底横尾線以東）・仁田開（町道左底横尾線以東）。

久留里郷のうち字船倉・永浦・岩本・新開・合婦・別当。

日並郷のうち字新開・白岩（町道鳴北線以北）・釜ノ島（国道206号線及び町道鳴北線以北）・中曾根・山ノ田（町道日並中央線以東）・馬場・火籠（国道206号線以北）・日並郷地先埋立地・開田（国道206号線以北）。

西時津郷のうち字金堀・田下（町道金堀団地線以東）・大道附（浜田都市水路支線以西）・福島・前開・浜道・松原・中通り。

## 長 与 町

次の区域に適用。

まなび野1～3丁目。

高田郷のうち字上辻・丸尾・登立・高尾・妙見・広狩・辻下・山添・釜田・大坪・原尾・松堀・稗木場・山頭・峠・池ノ迫・日当ノ尾・下高田（JR長崎本線以南）・二本木（JR長崎本線以南）・大迫・島ノ本・三千隠・笠山（川平有料道路以東）・草住・辻ノ迫・中山・並松・山下（JR長崎本線以南）。

ただし、字稗木場の「道の尾地区」及び字日当ノ尾の「女の都団地」の簡易ガス事業の供給地点を除く。

吉無田郷のうち字切立・柿木田・山田・大平・八岩・橋ノ迫・中ノ迫・柳田・岳田・的場・立石・矢別・植木・西迫・大小院・浦上口（JR長崎本線以北）・旧坊田・旧井手本（JR長崎本線以北）・旧横田（主要地方道長崎多良見線以南）・旧山下（主要地方道長崎多良見線以南）・旧大小院（主要地方道長崎多良見線以南）。

# 長 崎 県

## 46 メガジュール地区

### 長 与 町

旧内園。

(なお、旧とは、平成13年3月24日土地区画整理法による換地処分以前をいう。)

嬉里郷のうち字梶原・立田・中通・西田。

ただし、字立田の「長与団地」の簡易ガス事業の供給地点を除く。

丸田郷のうち字中尾・油目・谷口。

### 島 原 市

次の区域に適用。

青葉町、有馬船津町、今川町、上の町、上の原1～3丁目、梅園町、浦田1・2丁目、上新丁1～3丁目、江戸丁、蛭子町1・2丁目、柿の木町、柏野町、片町、加美町、北原町、北門町、崩山町、湖南町、小山町、栄町、坂上町、坂下町、先魁町、桜門町、桜町、下折橋町、下川尻町、下新丁、下の丁、城西中の丁、城内1～3丁目、白土町、白土桃山1・2丁目、城見町、新田町、新馬場町、新町1・2丁目、新湊1丁目、新山1～4丁目、親和町、田町、高島1・2丁目、津町、寺町、中町、中組町、中堀町、西八幡町、萩が丘1・2丁目、萩原1～3丁目、白山町、広馬場町、古丁、弁天町1・2丁目、堀町、本光寺町、緑町、湊新地町、湊町、湊道1・2丁目、南柏野町、南崩山町、南下川尻町、宮の町、元船津町、八幡町、万町、霊南1・2丁目。

ただし離島を除く。

大字元村のうち字新建・西原ノ田・東原ノ田。

大字杉谷甲のうち字牛咄・原の下・原・下姫添・杉山・杉山上・辰光・六ツ木山・折橋田。

大字安中丙のうち字長池・長池西・六本松・魚池・弥平・墓ノ先・猪回・下崩。

大字安中丁のうち字水ワンド下・赤禿・ミド山・鮎川上・紫原・堀切上・大山。



### (3) 特定ガス導管事業の区間

なお、当該導管と接続し、一体的に維持・運用している導管がある場合は、その部分を含みます。

県名	市町村名	内 容
福 岡 県	福岡市	1. 福岡県福岡市東区蒲田 4 丁目 1268 から 福岡県糟屋郡久山町大字山田 1217-17
	北九州市	1. 福岡県北九州市八幡西区浅川台 3 丁目 972 番 24 から 福岡県北九州市八幡西区浅川台 3-20 2. 福岡県北九州市若松区向洋町 23 から 福岡県北九州市若松区向洋町 43-1 3. 福岡県北九州市八幡西区金剛 1 丁目 21 番 から 福岡県北九州市八幡西区大字野面 864-8
	大野城市	1. 福岡県大野城市紫台 16-11 から 福岡県太宰府市大佐野 6-2
	福津市	1. 福岡県福津市八並 346 から 福岡県福津市八並 268-1
	糸島市	1. 福岡県糸島市池田 439-4 から 福岡県糸島市波多江字中川原 100
	新宮町	1. 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜 3 丁目 1 番 1 号 から 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜 3 丁目 1 番 1 号 2. 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜 1 丁目 2 番 から 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜 3 丁目 1 番 1 号 3. 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜 1 丁目 1 番 から 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜 1 丁目 4 番
	苅田町	1. 福岡県京都郡苅田町松山 1118 番 76 から 福岡県京都郡苅田町鳥越町 9 2. 福岡県京都郡苅田町長浜町 8 番 1 から 福岡県京都郡苅田町長浜町 33 番地
	遠賀町	1. 福岡県遠賀郡遠賀町虫生津 999-1 地先 から 福岡県鞍手郡鞍手町大字木月 2037-3

熊 本 県	熊本市	<p>1. 熊本県熊本市東区戸島 5 丁目 18-117 から 熊本県熊本市東区戸島 5 丁目 10-15</p> <p>2. 熊本県熊本市東区平山町 2972 から 熊本県熊本市東区鹿埴瀬町 431-1</p> <p>3. 熊本県熊本市北区山室 5 丁目 1-25 から 熊本県熊本市北区高平 3 丁目 43-2</p> <p>4. 熊本県熊本市南区日吉 2-4-11 から 熊本県熊本市南区元三町 4-1</p> <p>5. 熊本県熊本市南区白藤 2 丁目 312-8 から 熊本県熊本市南区八幡 1 丁目 1 番 1 号</p>
	合志市	<p>1. 熊本県合志市幾久富 1820-1 から 熊本県合志市御代志 997</p>
	菊陽町	<p>1. 熊本県菊池郡菊陽町大字原水字上大谷 3786 番 2 から 熊本県菊池郡菊陽町大字原水字上大谷 3802 番 31</p>



電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき、一般ガス事業者が定める託送供給約款において定めるべき事項等に関する省令第3条の規定に基づく添付書類

1. 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令様式第1から第7までにより作成した書類

様式第1第1表	ガス需要計画
様式第1第2表	設備投資計画
様式第2	営業費等算定総括表 (営業費等項目別算定明細表)
様式第3第1表	事業報酬算定総括表
様式第3第2表	事業報酬算定明細表
様式第4第1表	控除項目算定総括表
様式第4第2表	控除項目算定明細表
様式第5第1表	原価等整理表
様式第5第2表	機能別原価整理表
様式第5第2表補足	原価等の項目別の機能別原価への配分率表
様式第6第1表	託送供給約款料金原価等と料金収入の比較表
様式第6第2表	選択的託送供給約款料金種別一覧表
様式第7	一般ガス事業者が定める算定方法一覧表

2. 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第十八条第一項本文及び第三項の規定に基づき、並びに同条第四項の規定を実施するため、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款において定めるべき事項等に関する省令の第五条第一項第二号に定める「料金その他の供給の相手方の負担となるものの金額を定めようとする場合の当該金額の決定の方法に関する説明書」

1. 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令様式第1から第7までにより作成した書類

様式第1 (第3条関係)  
第1表

ガ ス 需 要 計 画

(単位：45MJ・千m3)

	平成27年度 実績	平成28年度 見込み	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定 期間計	備考
需要量	794,361	836,565	846,039	853,882	872,305	2,572,226	

- (注) 1. 原価算定期間に応じて年度別に欄を設けて記載すること(以下この様式において同じ。)  
2. 備考欄には、必要に応じて算定の基礎となる数値等を記載すること(以下この様式において同じ。)

第2表

## 設 備 投 資 計 画

(単位：百万円)

	平成27年度 実績	平成28年度 見込み	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定 期間計	備考
土地	15	100	48	80	-	128	
建物	122	117	121	121	131	373	
供給設備	ガスホルダー	-	-	-	-	-	
	その他機械装置	30	106	55	78	268	400
	輸送導管	3,515	3,193	3,316	3,331	3,156	9,803
	本支管 (輸送導管を除く。)	4,137	4,870	4,230	4,251	4,220	12,701
	供給管	1,270	1,276	1,177	1,208	1,208	3,593
	その他	315	943	551	492	487	1,530
計	9,268	10,388	9,329	9,359	9,339	28,027	
業務設備	95	127	177	164	158	500	
合 計	9,499	10,732	9,675	9,725	9,628	29,028	
工事負担金等 (合計の内訳)	360	600	285	282	284	850	

(注) 消費税を含まない金額を記載すること。また、工事負担金等圧縮前の値を基準として記載すること。

様式第2（第4条及び第5条関係）

営業費等算定総括表

（原価算定期間：平成29年4月～平成32年3月）

（単位：千円）

項 目		平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定期間計	備考
比較査定対象ネットワーク費用					35,303,738	
個別 査定 対象 ネット ワーク 費用	需給調整費				2,220,124	
	修繕費	1,687,714	1,721,923	1,745,312	5,154,949	
	租税課金（法人税・地方法人税・住民税（法人税割）を除く。）				5,433,811	
	固定資産除却費	453,731	468,303	435,593	1,357,627	
	減価償却費	7,605,089	7,834,759	7,847,563	23,287,411	
	バイオガス調達費	-	-	-	-	
	需要調査・開拓費	-	-	-	-	
	事業者間精算費	-	-	-	-	
計					37,453,922	
営業外費用		-	42,159	-	42,159	
法人税・地方法人税・住民税（法人税割に限る。）		754,388	751,061	756,258	2,261,707	
合 計					75,061,526	

- （注） 1. 原価算定期間に応じて年度別に欄を設けて記載すること（以下この様式において同じ。）。
2. 備考欄には、必要に応じて算定の基礎となる数値等を記載すること（以下この様式において同じ。）。
3. 該当事項がない欄には記載することを要しない（以下この様式において同じ。）。
4. 該当事項がない項目については、営業費等項目別算定明細表の作成を省略すること。

(営業費等項目別算定明細表)

1. 比較査定対象ネットワーク費用

		単位	原価算定期間計	備考
実績コスト	実績単価	千円/km	1,213	
	3月末の導管総延長の合計	km	30,226	
	実績コスト	千円	36,663,899	
基準コスト	基準単価	千円/km	1,168	
	3月末の導管総延長の合計	km	30,226	
	基準コスト	千円	35,303,738	
適正コスト		千円	35,303,738	
経営効率化控除額		千円	-	
補正適正コスト		千円	35,303,738	

## 2. 需給調整費

		単位	原価算定期間計	備考	
調整力コスト	適正コスト	適正単価	円/m <sup>3</sup> ・時	42,164	
		必要調整力の合計	m <sup>3</sup> /時	45,279	
		適正コスト	千円	1,909,144	
	事業報酬相当額	製造設備簿価	百万円	82,084	
		ピーク時生産実績	m <sup>3</sup> /時	274,458	
		必要調整力の合計	m <sup>3</sup> /時	45,279	
		調整力相当簿価	百万円	13,542	
		事業報酬率	%	2.18	
		事業報酬相当額	千円	295,212	
	法人税等相当額		千円	15,768	
計		千円	2,220,124		
振替供給コスト	調整力コスト		千円	-	
	必要調整力の合計		m <sup>3</sup> /時	-	
	振替供給単価		円/m <sup>3</sup> ・時	-	
	振替供給能力の合計		m <sup>3</sup> /時	-	
	計		千円	-	
合 計		千円	2,220,124		

### 3. 修繕費

(単位：千円)

		直近実績			平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定期間計	備考
		平成26年度	平成27年度	平均修繕費率					
供給設備	期首帳簿原価	350,920,036	364,306,848						
	経常修繕費	1,640,579	1,571,818	0.4491					
基準修繕費	期首帳簿原価				373,531,225	381,147,767	386,355,135	1,141,034,127	
	経常修繕費				1,677,692	1,711,901	1,735,290	5,124,883	
ガスメーター		10,107	10,415		10,022	10,022	10,022	30,066	
合計					1,687,714	1,721,923	1,745,312	5,154,949	

#### 4. 租税課金

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定期間計	備考
事業税				1,030,158	
固定資産税・都市計画税	711,775	699,065	675,988	2,086,828	
道路占用料	735,763	743,612	751,443	2,230,818	
その他	28,460	28,667	28,880	86,007	
合 計				5,433,811	

## 5. 法人税・地方法人税・住民税

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定期間計	備考
法人税	625,011	622,254	626,559	1,873,824	
地方法人税	64,376	64,092	64,536	193,004	
住民税（法人税割に限る。）	65,001	64,715	65,163	194,879	
合 計	754,388	751,061	756,258	2,261,707	

## 6. 減価償却費

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定期間計	備考
建物	43,546	43,629	44,235	131,410	
構築物	55,174	60,459	66,545	182,178	
機械装置	224,595	204,279	202,593	631,467	
導管・ガスメーター	6,913,080	7,116,931	7,075,081	21,105,092	
車両運搬具	27,148	25,191	28,038	80,377	
工具器具備品	168,907	205,134	249,619	623,660	
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	
無形固定資産	172,639	179,136	181,452	533,227	
合 計	7,605,089	7,834,759	7,847,563	23,287,411	

8. 営業外費用関係

(1) 株式交付費償却・社債発行費償却

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定期間計	備考
株式交付費償却	-	-	-	-	
社債発行費償却	-	42,159	-	42,159	
企業債発行費償却	-	-	-	-	
合 計	-	42,159	-	42,159	

様式第3（第6条関係）  
第1表

事業報酬算定総括表

（原価算定期間：平成29年4月～平成32年3月）

（単位：千円）

	金額	備考
レ ー ト ベ ー ス	固定資産投資額	223,608,084
	計	223,608,084
事業報酬率	2.18%	
事業報酬額	4,874,657	

（注）備考欄には、必要に応じて算定の基礎となる数値等を記載すること（以下この様式において同じ。）。

## 第2表

## 事業報酬算定明細表

(レートベースの内訳)

## 1. 固定資産投資内訳

## (1) 原価算定期間

(単位：千円)

	平成29年度			平成30年度			平成31年度			原価算定期間計	備考		
	期首残高 (a)	期末残高 (b)	固定資産 投資計上額 (a+b)/2	期首残高 (a)	期末残高 (b)	固定資産 投資計上額 (a+b)/2	期首残高 (a)	期末残高 (b)	固定資産 投資計上額 (a+b)/2				
建設仮勘定	土地	100,000	148,000	124,000	148,000	227,526	187,763	227,526	227,526	227,526	539,289		
	建物	22,000	70,000	46,000	70,000	118,000	94,000	118,000	175,600	146,800	286,800		
	構築物	10,000	29,200	19,600	29,200	38,800	34,000	38,800	58,000	48,400	102,000		
	機械装置	46,000	74,800	60,400	74,800	128,560	101,680	128,560	370,480	249,520	411,600		
	導管	9,663,037	10,620,233	10,141,635	10,620,233	13,951,053	12,285,643	13,951,053	17,107,040	15,529,047	37,956,325		
	ガスメーター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	車両運搬具	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	工具器具備品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	無形固定資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	長期前払費用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	9,841,037	10,942,233	10,391,635	10,942,233	14,463,939	12,703,086	14,463,939	17,938,646	16,201,293	39,296,014			
設備勘定(有形)	土地	7,029,984	7,030,649	7,030,317	7,040,446	7,040,220	7,040,333	7,039,760	7,039,487	7,039,623	21,110,273		
	建物	1,103,263	1,114,425	1,108,844	1,115,390	1,124,083	1,119,736	1,124,034	1,129,860	1,126,947	3,355,527		
	構築物	783,323	803,576	793,449	804,401	819,880	812,140	819,841	827,681	823,761	2,429,350		
	機械装置	1,819,906	1,632,640	1,726,273	1,632,743	1,456,339	1,544,541	1,456,334	1,283,088	1,369,711	4,640,525		
	導管	49,690,142	50,344,253	50,017,197	50,344,253	48,490,158	49,417,205	48,490,158	46,654,654	47,572,406	147,006,808		
	ガスメーター	221,851	241,612	231,731	241,612	257,459	249,536	257,459	271,013	264,236	745,503		
	車両運搬具	37,747	60,402	49,075	60,422	77,568	68,995	77,568	89,211	83,389	201,459		
	工具器具備品	526,406	709,649	618,028	709,969	799,439	754,704	799,423	822,683	811,053	2,183,785		
計	61,212,622	61,937,206	61,574,914	61,949,235	60,065,147	61,007,190	60,064,576	58,117,677	59,091,127	181,673,231			
無形固定資産	1,074,629	940,115	1,007,372	926,101	772,758	849,430	758,163	630,041	694,102	2,550,904			
長期前払費用	28,714	33,647	31,181	33,964	28,190	31,077	28,554	22,801	25,677	87,935			
レートベース	72,157,002	73,853,201	73,005,102	73,851,533	75,330,034	74,590,783	75,315,232	76,709,165	76,012,199	223,608,084			

(注) 1. 原価算定期間に応じて年度別に欄を設けて記載すること(以下この様式において同じ。)

2. 該当事項がない欄には記載することを要しない(以下この様式において同じ。)

## (2) 増加及び減少の内訳

(単位：千円)

	平成29年度						平成30年度						平成31年度						備考
	期首残高	増加	減少	除却	償却	期末残高	期首残高	増加	減少	除却	償却	期末残高	期首残高	増加	減少	除却	償却	期末残高	
建設仮勘定	土地	100,000	48,000	-		148,000	148,000	79,526	-			227,526	227,526	-	-			227,526	
	建物	22,000	121,009	73,009		70,000	70,000	121,170	73,170			118,000	118,000	130,763	73,163			175,600	
	構築物	10,000	120,410	101,210		29,200	29,200	110,905	101,305			38,800	38,800	120,500	101,300			58,000	
	機械装置	46,000	64,694	35,894		74,800	74,800	84,180	30,420			128,560	128,560	274,197	32,277			370,480	
	導管	9,663,037	8,438,635	7,481,439		10,620,233	10,620,233	8,507,666	5,176,846			13,951,053	13,951,053	8,300,377	5,144,390			17,107,040	
	ガスメーター	-	48,483	48,483		-	-	47,676	47,676			-	-	48,386	48,386			-	
	車両運搬具	-	39,765	39,765		-	-	39,794	39,794			-	-	39,793	39,793			-	
	工具器具備品	-	383,639	383,639		-	-	332,145	332,145			-	-	316,778	316,778			-	
	無形固定資産	-	125,692	125,692		-	-	119,941	119,941			-	-	113,677	113,677			-	
	長期前払費用	-	-	-		-	-	-	-			-	-	-	-			-	
	計	9,841,037	9,390,327	8,289,131		10,942,233	10,942,233	9,443,003	5,921,297			14,463,939	14,463,939	9,344,471	5,869,764			17,938,646	
設備勘定(有形)	土地	7,029,984	665	-	-	7,030,649	7,040,446	-	225	-		7,040,220	7,039,760	-	273	-	-	7,039,487	
	建物	1,103,263	73,606	-	-	1,114,425	1,115,390	73,166	151	-	64,322	1,124,083	1,124,034	73,158	188	-	67,145	1,129,860	
	構築物	783,323	101,213	-	-	80,960	803,576	804,401	101,298	18	-	85,801	819,880	819,841	101,293	18	-	93,435	827,681
	機械装置	1,819,906	39,570	-	-	226,837	1,632,640	1,632,743	30,399	3	-	206,799	1,456,339	1,456,334	32,257	-	-	205,503	1,283,088
	導管	49,690,142	7,545,868	-	8,102	6,883,655	50,344,253	50,344,253	5,241,248	-	10,969	7,084,373	48,490,158	48,490,158	5,208,793	-	4,777	7,039,519	46,654,654
	ガスメーター	221,851	48,480	-	-	28,718	241,612	241,612	47,672	-	-	31,825	257,459	257,459	48,382	-	-	34,828	271,013
	車両運搬具	37,747	51,243	-	-	28,589	60,402	60,422	43,751	-	-	26,605	77,568	77,568	41,194	-	-	29,551	89,211
	工具器具備品	526,406	384,973	-	-	201,729	709,649	709,969	333,345	-	-	243,876	799,439	799,423	317,754	-	-	294,494	822,683
	計	61,212,622	8,245,619	-	8,102	7,512,933	61,937,206	61,949,235	5,870,879	398	10,969	7,743,600	60,065,147	60,064,576	5,822,831	479	4,777	7,764,474	58,117,677
無形固定資産	1,074,629	125,692	-	-	260,205	940,115	926,101	119,941	-	-	273,284	772,758	758,163	113,677	-	-	241,799	630,041	
長期前払費用	28,714	10,709	-	-	5,777	33,647	33,964	-	-	-	5,774	28,190	28,554	-	-	-	5,753	22,801	
レートベース	72,157,002	17,772,347	8,289,131	8,102	7,778,915	73,853,201	73,851,533	15,433,823	5,921,695	10,969	8,022,658	75,330,034	75,315,232	15,280,979	5,870,243	4,777	8,012,026	76,709,165	

2. 事業報酬率

(単位：%)

年 度		20	21	22	23	24	25	26	平均
自己資本 報酬率	一般ガス事業を除く全産業の 平均自己資本利益率	4.52	4.87	6.86	5.01	6.00	8.96	9.45	
	公社債応募者利回り等	1.55	1.41	1.18	1.08	0.81	0.70	0.51	
	自己資本報酬率適用率	2.74	2.79	3.45	2.65	2.89	4.00	4.09	A= 3.23
他人資本 報酬率	平均有利子負債利子率			B= 1.61					
事業報酬率 (A×35%+B×65%)				2.18					

様式第4（第7条関係）  
第1表

控除項目算定総括表

（原価算定期間：平成29年4月～平成32年3月）

（単位：千円）

項 目	金 額	備 考
営業雑益	21,312	
雑収入	671,875	
事業者間精算収益	1,221,592	
合計	1,914,779	

- （注）1. 備考欄には、必要に応じて算定の基礎となる数値等を記載すること（以下この様式において同じ。）。  
2. 該当事項がない欄には記載することを要しない（以下この様式において同じ。）。

## 第2表

## 控除項目算定明細表

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
営業 雑益	ガスメーター賃貸料	-	
	その他	21,312	
	計	21,312	
雑 収 入	賃貸料	292,757	
	その他	379,118	
	計	671,875	
事業者間精算収益		1,221,592	
合 計		1,914,779	

(注) 賃貸料については、レートベースに算入した投資額から生じた収益を記載すること。

様式第5（第8条から第12条まで関係）  
第1表

原 価 等 整 理 表

(単位：千円)

項 目		合 計
比較査定対象ネットワーク費用		35,303,738
個別 査定 対象 ネット ワーク 費用	需給調整費	2,220,124
	修繕費	5,154,949
	租税課金（法人税・地方法人税・ 住民税（法人税割）を除く。）	5,433,811
	固定資産除却費	1,357,627
	減価償却費	23,287,411
	バイオガス調達費	-
	需要調査・開拓費	-
	事業者間精算費	-
計		37,453,922
営業外費用		42,159
法人税・地方法人税・住民税（法人税割に限る。）		2,261,707
事業報酬		4,874,657
小 計 (A)		79,936,183
控除項目	営業雑益	21,312
	雑収入	671,875
	事業者間精算収益	1,221,592
計 (B)		1,914,779
合計（原価等） (C) = (A) - (B)		78,021,404

(注) 該当事項がない欄には記載することを要しない（以下この様式において同じ。）。

第2表

## 機能別原価整理表

(単位：千円)

機能別原価項目		金額
ホルダー原価		-
供給需要原価	高圧導管原価	7,430,854
	中圧導管原価	11,504,844
	中圧A導管原価	-
	中圧B導管原価	-
	低圧導管原価	27,106,998
計		46,042,696
需要家原価	供給管原価	10,901,073
	メーター原価	3,265,196
	検針原価	4,876,019
	内管保安原価	11,462,807
計		30,505,095
託送供給特定原価		1,473,613
合計 (原価等)		78,021,404

(注) 1. 記入に当たっては各一般ガス事業者の原価整理の項目に合わせて、欄を加えて記載することができる (以下この様式において同じ。)

## 第2表補足

## 原価等の項目別の機能別原価への配分率表

(単位：%)

機能別原価項目		項目	比較査定対象 ネットワーク費用	個別査定対象 ネットワーク費用	その他費					
					営業外費用	事業報酬	法人税 地方法人税 住民税	控除項目		
								営業雑益	雑収入	事業者間 精算収益
ホルダー原価		-	-	-	-	-	-	-	-	
供給需要原価	高圧導管原価	1.10	12.76	32.96	32.93	32.90	-	14.91	-	
	中圧導管原価	6.80	20.23	25.61	25.61	25.61	100.00	43.17	-	
	中圧A導管原価	-	-	-	-	-	-	-	-	
	中圧B導管原価	-	-	-	-	-	-	-	-	
	低圧導管原価	24.90	43.78	28.67	28.69	28.72	-	21.43	-	
計		32.80	76.77	87.24	87.23	87.23	100.00	79.51	-	
需要家原価	供給管原価	12.80	14.96	11.53	11.53	11.53	-	7.33	-	
	メーター原価	8.70	0.48	0.36	0.36	0.36	-	1.53	-	
	検針原価	13.60	0.20	0.01	0.01	0.01	-	-	-	
	内管保安原価	32.10	0.53	0.10	0.10	0.10	-	11.28	-	
計		67.20	16.17	12.00	12.00	12.00	-	20.14	-	
託送供給特定原価		-	7.06	0.76	0.77	0.77	-	0.35	100.00	
合計 (原価等)		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	

(注) 1. 機能別原価項目に配分した比率を記載すること (以下この様式において同じ。)

2. 配分率は、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること (以下、この様式において同じ。)

様式第6 (第14条関係)  
第1表

託送供給約款料金原価等と料金収入の比較表

託送供給約款料金原価等(a) (千円)	想定需要量(b) (千m <sup>3</sup> )	平均単価(a/b) (円/m <sup>3</sup> )	想定料金収入 (千円)
78,021,404	2,572,226	30.33	78,019,450

第2表

選択的託送供給約款料金種別一覧表

選択的託送供給約款料金の名称	料金の内容	〔設定変更の別〕	実施期日	備考
新規需要割引料金【付帯契約】	主契約である個別契約を新規（供給者切替、および過去に個別契約実績（他の託送依頼者による個別契約実績も含む）のある需要場所での契約を除く）に締結していただける託送依頼者向けの付帯契約型の料金	設定	平成29年4月1日	

様式第 7 (第16条関係)

一般ガス事業者が定める算定方法一覧

算定省令の該当条文	算定方法	算定方法を定める理由
<p>第十四条 第一項                      (託送供給約款料金原価等のガスの供給圧力別の区分)</p>	<p>標準料金 1 種を供給圧力によらない定額基本料金と従量料金からなる複数 2 部料金とする。</p>	<p>当該料金の適用に関する効率的運用と、一般ガス供給約款、及び家庭用選択約款との整合性の観点から供給圧力によらない複数 2 部料金とする。</p>

## 2. 電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)

附則第十八条第一項本文及び第三項の規定に基づき、並びに同条第四項の規定を実施するため、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款において定めるべき事項等に関する省令の第五条第一項第二号に定める「料金その他の供給の相手方の負担となるものの金額を定めようとする場合の当該金額の決定の方法に関する説明書」

## 工事負担金説明書

工事負担金については、一般ガス供給約款（平成二十八年八月一日実施）、また、託送供給約款（平成二十七年一月一日実施）に定めた工費負担金と同様といたしました。

### 本支管工事費の当社の負担額

#### 1. ガスメーターの能力別当社負担額

設置するガスメーターの能力	ガスメーター1個につき当社の負担する金額
1. 6立方メートル毎時	126,400円
2. 5	197,500円
4	316,000円
6	474,000円
10	790,000円

2. 1. 以外のガスメーターを設置する場合の当社負担額は、設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき79,000円の割合で計算した金額といたします。

3. 2. 5キロパスカルを超える圧力のガスを供給する場合の当社負担額は、1. 及び2. に基づき算定された金額に、次の係数を乗じた金額といたします。

係数

最高圧力が0.1メガパスカル以上0.3メガパスカル未満の場合・・・ 2

最高圧力が0.3メガパスカル以上1.0メガパスカル未満の場合・・・ 4